# 目 次

○ 全体概要	Α
○ 全体鳥瞰図	В
第1章 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
4. 外部監査実施対象期間	2
5. 外部監査の方法	2
1) 監査の視点	2
2) 主な監査手続	2
6. 外部監査の実施期間	3
7. 利害関係	3
8. 外部監査人補助者	3
9. 金額等単位	3
第2章 包括外部監査監査制度等の概要	4
1. 外部監査制度	4
2. 包括外部監査の事件の選定	4
3. 外部監査人と被監査部署との連携の重要性について	5
4. 包括外部監査の有効利用について	5
5. 大田区の過去の包括外部監査のテーマ	5
6. 大田区の財政のターニングポイントと経営・公共サービス改革と過去の包括	7
外部監査について	
7. 外郭団体改革プラン(平成23年度の取組状況)	8
1) 取り組みの方向性と視点	8
2) 外郭団体	9
3) 区の出資状況	10
4)区からの補助金、委託料の支出状況	11
5) 収入と支出の状況	12
6)職員数と区からの派遣状況	13
8. 大田区公共施設設備計画	14
第3章 監査結果及び意見	16
1. 監査結果表	16
(1)監査結果に対する年度別措置状況	16
(2)各年度の措置状況の分類結果	17
   第4章 「過去の包括外部監査に対する結果及び意見」に対する是正措置の状況等に	10
お4早   週去の己伯が印監査に対する桁未及の息先」に対する定正相直の抵抗等に ついて	18
措置状況の記号の意味は、以下のとおりである。	

- A・・是正されていないがやむを得ない
- B・・是正が不十分
- C・・是正されていない
- D・・その他
- E・・新たに検出した事項があるもの
- (注) 是正済みのものは、記載していない。

## 【平成17年度 補助金の財務事務執行状況について】

十八八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十	を 補助金の対象事務が行びむに ラグ・しょ		
NO	項目	措置 状況	
17006	大田区私立幼稚園等教材・園具補助金	В	]
17007	大田区私立幼稚園等教材・園具補助金	Е	2
17009	大田区職員文化会等助成金	С	2
17011	大田区職員文化会等助成金	В	2
17018	大田区文化振興協会運営費・事業補助金	С	2
17019			2
17020	大田区文化振興協会運営費・事業補助金	С•Е	
17022			
17038	財団法人大田区産業振興協会補助金	В	,
17040	財団法人大田区産業振興協会補助金	В	;
17057	社会福祉法人E会への補助金	С•Е	
17058	社会福祉法人E会への補助金	В	
17059	社会福祉法人E会への補助金	В	;
17069	休日・休日準夜診療設備運営費補助金	В	
17073	社会福祉法人 K園に対する補助金	С•Е	
17074	社会福祉法人Y会に対する補助金	С	
17075	社会福祉法人Y会に対する補助金	В	
17076	社会福祉法人Y会に対する補助金	В	
17077	社会福祉法人Y会に対する補助金	В•Е	
17079	民間緊急一時保護助成	С	
	①大田区老人クラブ連合会補助金		
17082	②大田区老人クラブ助成	С•Е	
	③大田区老人クラブ特別助成		
17085	社団法人 大田区Sセンターに対する補助金	С	
17087	子ども交流センター運営補助	С	
17091	字序短列 是 军	D	
17092	家庭福祉員運営費補助	В	
17095	認証保育所運営費補助金	В	
17115	在宅薬剤師研修(少額補助金)	С	

【平成17年度	財政援助団体(財団法人大田区産業振興協会)の管理運営に、	ついて】	
NO	項目	措置	
NO		状況	
17126	的労者共済給付金等準備積立基金 B		64
17133	特定資産の計上根拠	В	66
17137	基本財産の安全性の確保等	D	68
【平成18年月	<b>ぎ 高齢者施設の管理運営について】</b>		
NO	項目	措置 状況	
18008	委託金繰越金について	С•Е	70
18013	委託金の積算について	В•Е	73
1 8 0 1 4 1 8 0 1 6	指定管理者制度への移行について	В	75
18018	特別養護老人ホームたまがわの歯科診療室の有効利用について	В	77
18021	I 園に対する無償貸付について	С	78
18059	区備品として扱う物品の購入または廃棄の報告	В	80
18076	特別養護老人ホーム職員住宅について	В	82
18080	配置定員について	В	85
18090	医科医療協力委託について B		87
18099	宅介護支援センター・地域包括支援センターの予算管理 B		89
18102	在宅介護支援センター(現在の地域包括支援センター(さわやかサポート))の契約条項の遵守について	В	91
1 8 1 1 1 1 8 1 1 2 1 8 1 1 3	滞留債権について	В	94
【平成19年度	ぎ 国民健康保険事業について】		
NO	項目	措置 状況	
1 9 A 2 1			96
$\sim 2.7$	国民健康保険料の収納率向上について	В	90
19A81			
19A32	延滞金について	С	102
$ \begin{array}{c c} 1 & 9 & A & 5 & 7 \\  & \sim 6 & 3 \end{array} $	出産育児一時金及び出産費資金貸付について	С	105
1 9 A 6 4 ~ 6 6	<b>画像システムと国保システムの連動について</b> レセプト審査体制について	В	108
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	滞納処分関係	В	110

## 【平成19年度 特別出張所の管理運営について】

NO	項目	
		状況
19B01	特別出張所の業務等見直しについて	D
19B06	特別出張所・地域施設・付属施設の人件費について	В
19B08	窓口取扱件数の近年の推移について	С
19B09	妥当な定数についての検討	
19B11	地域振興業務の活動状況について ①	В
1 9 B 1 2	地域振興業務の活動状況について ②	A
19B18	預かり金出納の現状とその管理について	С
19B26	災害時のための用品等の定期的な点検について	С
1 9 B 3 1	窓口収納事務における内部統制について	A
1 9 B 4 0	空きスペース(会議室等)の利用に関する事務及び状況に ついて	В

## 【平成20年度 民間委託・指定管理者について】

NO	項目		
20002	公募をせずに指定管理者を指定することについて		130
20004	指定管理料の価格の合理性について	В	136
20030	保育園調理業務の委託	В	138
20033	明確な費用区分について 大田区立中央八丁目保育園運営業務の委託、大田区立萩中 保育園運営業務の委託、大田区立西蒲田保育園運営業務の 委託、大田区立浜竹保育園運営業務の委託、大田区立東蒲 田保育園運営業務の委託、大田区立東蒲 田保育園運営業務の委託、大田区立東蒲		142
20052	多摩川田園調布緑地の維持管理委託について	В	146
20095	大田区産業プラザ、大田区立下丸子テンポラリー工場、大田区立本羽田二丁目工場アパート、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート、大田区中小企業者賃貸住宅、大田区創業支援施設、大田区新産業創造支援施設、大田区産学連携施設	В	147
$\begin{array}{c} 2\ 0\ 1\ 0\ 0 \\ \sim 1\ 0\ 3 \\ 2\ 0\ 1\ 0\ 4 \\ \sim 1\ 0\ 7 \\ 2\ 0\ 1\ 0\ 8 \\ \sim 1\ 1\ 0 \\ 2\ 0\ 1\ 1\ 1 \\ \sim 1\ 1\ 2 \end{array}$	利用料金制について 南六郷福祉園、くすのき園、久が原福祉園、うめのき園(分場含む) 新井宿福祉園、池上福祉園、しいのき園 大田福祉作業所(分場含む)、大森東福祉園、大田生活実 習所 はぎなか園	В	150

	大田区立母子生活支援施設の管理代行について	B	154
20113	コスモス苑、ひまわり苑	Ъ	
	業務委託費及び指定管理代行経費に含まれる委託料(再委		156
	<b>託費</b> )	В•Е	
20122	大田スタジアム		
20132	民間委託ないし指定管理者の導入による費用削減効果の	В	159
20132	把握等について	D	
20133	提出された報告書等の検証について	В	161

# 【平成21年度 資産の管理について】

NO	項目	措置 状況	
	土地の無償・低廉貸付		163
2 1 0 0 1	(旧)蒲田東特別出張所		
2 1 0 0 3	(旧)保健福祉部機材倉庫	Δ.	
2 1 0 0 8	東六郷一丁目公共事業用地	A	
2 1 0 1 6	(旧)中央四丁目アパート		
2 1 0 3 2	全体の内容の検討について		
	再開発事業における選定委員会制度	A • E	165
21006	(旧)蒲田保健福祉センター蒲田東庁舎	A · E	
	境界未確定地	Λ	167
2 1 0 1 1	羽田旭町売払い予定地	A	
	未利用土地		169
2 1 0 1 2	(旧)仲六郷寮	В	
2 1 0 1 5	(旧)中央二丁目自転車駐車場	Б	
21019	(旧)本庁舎第二分室		
2 1 0 3 8	   株式会社大田ケーブルネットワーク	A	172
21039	株式芸性八田ケーブルボットラーブ	Λ	
	外郭団体への出えん金		174
2 1 0 4 2	(財)大田区体育協会出えん金	A	
2 1 0 4 3	(財)大田区文化振興協会出えん金	11	
2 1 0 4 4	(財)大田区産業振興協会出えん金		
	物品の棚卸		176
2 1 0 6 5	大田区民センター		
2 1 0 7 0	各区立中学校	Α•	
2 1 0 7 3	大田区立郷土博物館	$\begin{bmatrix} \mathbf{A} & \mathbf{B} \cdot \mathbf{E} \end{bmatrix}$	
	各区立小学校		
2 1 0 8 8	X線装置		
2 1 0 9 0	経営管理部 総務課 絵画		
	指定管理者へ委託している物品の棚卸	в•	181
2 1 0 5 8	大田区民プラザ	$\begin{bmatrix} \mathbf{C} \cdot \mathbf{E} \end{bmatrix}$	
2 1 0 6 0	大田区民ホールアプリコ		

	ı		, ,			
	2 1 0 6 4	大田区営アロマ地下駐車場				
	2 1 0 6 7	龍子記念館				
	2 1 0 6 9	熊谷恒子記念館				
	2 1 0 7 7	大田区くすのき園				
	21092	休養村とうぶ				
	2 1 0 9 4	自己検査について	A • E	185		
	21098	福祉部系債権	С	188		
		債権の名寄せ		189		
	$2\ 1\ 1\ 0\ 4$	福祉部系債権	C			
	2 1 1 1 0	産業経済部系債権				
	2 1 1 4 2	産業施設使用料				
		積立基金の積立て及び取崩し		191		
	2 1 1 2 4	減債基金				
	2 1 1 2 5	地域力応援基金(旧:大田区区民活動積立基金)				
	2 1 1 2 6	大田区立学校積立基金				
	2 1 1 2 7	大田区総合体育館整備資金積立基金	Λ.			
	2 1 1 2 8	郷土博物館資料収得積立基金	$\begin{vmatrix} A \cdot \\ D \cdot E \end{vmatrix}$			
	2 1 1 2 9	自転車等駐車場整備資金積立基金	D, E			
	2 1 1 3 0	羽田空港対策積立基金				
	2 1 1 3 2	福祉事業積立基金				
	2 1 1 3 3	公共施設整備資金積立基金				
	2 1 1 3 5	全体の内容の検討について				
Ι.	【平成22年度	E 負債(債務負担行為を含む)の管理について】				
	NO	項目	措置			
	NO	(大口)	状況			
	2 2 A 0 1	地方債発行の判断基準	A	193		
	22A03	減税補てん債	Α	196		
	$2\ 2\ A\ 0\ 4$	一部繰り上げ償還	Α	198		
	2 2 A 1 4	歳計外現金について	A	200		
	【平成22年度	E 人件費(福利厚生等を含む)について】				
	NO	項目	措置			
	NO	<b>人</b>	状況			
	2 2 B 0 3	大田区特別職報酬等審議会審議事項	A	202		
	2 2 B 0 4	大田区特別職報酬等審議会会議の公開 B		204		
	2 2 B 1 4	定数管理と予算作成との連動 A		206		
	2 2 B 2 1	カフェテリアプラン等の実際の運用について B		208		
	2 2 B 2 2	帳簿の不整合について B		210		
	2 2 B 2 3			210		
	2 2 B 2 5	0 D 0 C				
1 1		1		213		

### 第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項並びに大田区外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

過去の包括外部監査における監査結果及び意見についての是正措置の状況等について

3. 特定の事件を選定理由

第一に、包括外部監査結果報告書のフォローの重要性があげられる。

包括外部監査人は、自治体に対し、監査を通じて発見した結果について報告しなければならない(地方自治法 252 条の37条第5項)。

また、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、自治体の組織及び運営の合理化に資するために、監査の関する結果に関する報告に添えて意見を提出することができる。(地方自治法 252 条の38第2項)。

これに対し、自治体は、包括外部監査人の監査結果に基づき措置を講じたときは、監査委員に通知し、監査委員はこれを公表することになる(地方自治法第252条の38第6項)。

包括外部監査人は、監査の結果や意見を報告するにあたり、綿密な説明を行っている と考えられるが、措置の具体的な内容は自治体に委ねられており、**評価する仕組みがあ るわけではない。** 

第二に、区行財政のおかれている現状と課題を考慮すると、包括外部監査結果報告書の結果または意見の措置状況をフォローすることは、すでに取り上げられている包括外部監査のテーマ(特定の事件)が現在の課題にも対応していることからより一層の住民福祉の増進、経費の抑制、組織運営の合理化、規模の最適化を実現し、課題を解決するポイントになると考えられる。

「大田区財政のターニングポイント2011」では、区行財政の現状と課題が全職員に示されている。

- ①長期的な財源不足と財政硬直化の進行
- ②区が抱える財政需要として、(経費の抑制と関連)
- i. 少子高齢化と景気低迷による社会関係費全体の伸び
- ii. 特別会計繰出金の増加
- iii. 公共施設等の維持・更新経費の増加
- iv. 償還期限を迎える特別区債等の需要
- ③他区と比較した場合の職員数(人件費)の現状と課題(**組織運営の合理化、規模の最適** 化に関連)
- ④おおた未来プラン10年の現状と点検(**住民福祉の増進等と関連**)

おおた未来プランの着実な推進と新たな財政需要に的確に応えて行くためには、経費 削減に向けた主体的な努力の徹底とともに、既存政策の見直しや再構築により財源を確 保する必要があると認識している。

### 第三に、総務省における地方自治法改正の状況を視野に入れる必要がある。

包括外部監査制度自体についても、総務省から平成23年1月26日に「地方自治法抜本改正についての考え方」が公表されている。その中で、監査制度についても詳細な検討を行うとされている。

その後、平成23年3月に起きた東日本大震災の影響で、政府の地方自治体の監査制度 改革の検討は十分進んでいない状況にある。

このような背景からも過去の包括外部監査の結果または意見の是正状況をフォローすることに意義があると考える。

そこで、上述の状況を踏まえ、包括外部監査の結果報告書の結果又は意見が

- i. どのような方針に基づき、具体的に大田区の行財政に反映されたか
- ii. さらに検討中とされたもののその後のフォローが適切になされているか
- iii. 東日本大震災、円高、欧米経済の不安定化、アジアの成長懸念が我が国への影響等の外部環境要因及び防災計画の修正等、新たな課題が生じたかを検証する必要があると認めたものである。
- 4. 外部監査実施対象期間

平成17年度から平成22年度

### 5. 外部監査の方法

- 1) 監査の視点
  - ① 結果及び意見の措置状況が公表されているか。
  - ② 結果及び意見の措置状況が適時になされているか。
  - ③ 結果及び意見の措置内容が適法かつ適切になされているか。
  - ④ 結果及び意見に対する施策が全庁的に講じられ、かつ経営の効率化、財務の健全化が図られているか。

#### 2) 監查手続

- ① 包括外部監査制度の意義、大田区の導入方針、措置の概念について地方自治法等に基づき検討した。
- ② 大田区の包括外部監査の担当課である経営管理部総務課に対して、包括外部監査の対応方針、業務の流れについてヒアリングを実施した。
- ③ 平成17年度から平成22年度までの包括外部監査の結果、意見等に対する基本的な考え方、措置状況について、監査委員が公表した措置に関するを資料を検証した。
- ④ 平成17年度から平成22年度までの各年度の個別の監査結果及び意見に対する措置状況一覧表を入手し、措置の状況及びその妥当性について検証した。
- ⑤ 措置状況一覧表を措置時及び現在時点の状況を関係部署に照会するとともに担当者に必要に応じてヒアリングを実施するとともに、前監査人の結果、意見についてどのように理解しているか説明を受けた。
- ⑥ 必要に応じて監査対象となった現場に出向き担当者にヒアリングを実施した。

- ⑦ 関連法令、条例、規則、要綱等の根拠規程を確認した。
- ⑧ 必要に応じて関連証憑を確認した。
- 6. 外部監査の実施期間

平成24年7月20日~平成25年1月22日

### 7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

### 8. 外部監查人補助者

 公認会計士
 上田 孝二郎
 公認会計士
 鳥海 美穂

 公認会計士
 飯塚 賢一
 公認会計士
 東海林 伸興

### 9. 金額等単位

記載金額等について、単位未満の端数調整をして表示している場合がある。 また、集計方法(期末日現在、期中平均)等の相違により一致しない場合がある。

### 第2章 包括外部外部監査制度の概要

### 1. 外部監査制度

導入の背景	一部の地方公共団体において不適正な予算執行があり、行政の信頼回復のためには透明かつ公正な事務事業が確保されなければならず、自浄能力を高めることが重要な課題となり、これが外部監査導入の契機となった。都道府県、政令指定都市、中核市では、法で義務付けられている。その他の市町村では、条例化が必要になる。大田区においては、条例化により平成17年度から導入された。 従来の監査委員制度と外部監査制度が相まって。監査機能全体の強化が期待されている。		
種類 内容	包括外部監査 契約により、外部監査人が,年 1回以上、地方公共団体の財務等 について,必要と認めた特定の案 件の監査を行う。 財政援助団体(補助、出資等を 受けている団体)等については、 必要があると認められるときは監 査を行うことができる。	個別外部監査 次の監査について、請求者等から 外部監査の請求があった場合、契約 により、ここの案件毎に外部監査人 が監査委員に代わって監査を行うこ とができる。 ・事務監査請求に基づく監査 ・議会からの請求に基づく監査 ・区長の要求に基づく監査 ・区長の要求に基づく財政援助団 体等の監査 ・住民監査請求による監査	
外部監 査人の 要件 監査結 果	契約を締結できる者 ・公認会計士・弁護士・税理士・監査事務等精通者  監査結果は、議会、区、監査委員等へ報告し、監査委員が公表する。		

### 2. 包括外部監査の事件の選定

包括外部監査は、地方自治法第2条14項および15項の規定に特に留意しながら実施される。この監査の重要性は、正確性、合規性、3E(経済性・効率性・有効性)にあり、これを基本としている。

- ① 監査対象の外部環境(行政環境、経済環境、他の特別区の調査分析等)および内部環境(大田区の財務内容の分析、各種内部資料の分析等)を十分に把握し、重要性と危険性とを十分に勘案して選定する。
- ② 内部環境を把握するために、必要に応じて、長、監査委員、その他の委員会等から、その意見を聴取する。ただし、その決定は、外部監査人自身の判断に基づいて行う。
- ③ 事務の執行の趣旨を尊重するとともに、次の事項に留意する。
  - 重点政策にかかるものかどうか。
  - 議会が注目しているかどうか。
  - 区民が関心をもっているものかどうか。

- ・ 産業構造の変化、環境の変化、高度情報化、人口変動、高齢化等の構造的な変化に対応するものかどうか。
- 監査委員の監査の結果および意見に係るものかどうか。
- · 緊急性を要する事項であるか。
- ・ 公共サービスの提供が「信頼・安定・公正・公平」の観点において低い事項か どうか。

包括外部監査は、包括外部監査人が上記のことを留意して特定の事件について、自らが選定して行う。

### 3. 外部監査人と被監査部署との連携の重要性について

外部監査人は、選定したテーマについて、必要な監査手続を実施し、被監査部門の協力を得て監査を実施することになる。監査人は、被監査部署に対し、必要な資料の提出を依頼し、ヒアリングを重ねることによって、監査の【結果】、【意見】を提出することになる。ここで、重要なのが【結果】、【意見】の内容について被監査部署に十分説明し事実誤認がないことや、その後の区の【措置】が、監査人が意図した対応となるように十分な意見調整を相互で実施するということである。

### 4. 包括外部監査の有効利用について

包括外部監査は、包括外部監査の結果報告書として提出され、大田区のホームページで公表される。包括外部監査は、結果報告書を提出すること自体が目的ではない。

結果報告書の【結果】、【意見】に対して、監査を受けた大田区の行財政について、行政の長、部局(監査対象とならななかった部局も含む)、全職員、そして、議会、議員、関連団体の責任者、職員が監査の結果を熟読し、指摘された問題点、課題について、監査の【結果】、【意見】に示された是正事項、意見、提言を適時に検討して、実際の行政の運営に有効利用して初めて、区の予算を投じて包括外部監査を実施した意味がある。

### 5. 大田区の過去の包括外部監査のテーマ

年度	テーマ	外部監査人
	・補助金の財務事務執行状況について	中井恭子
平成17年度	・財政援助団体(財団法人 大田区産業振興協会)	(公認会計士)
	の管理運営について	
平成18年度	高齢者施設の管理運営について	中井恭子
十成10十度		(公認会計士)
平成19年度	・国民健康保険事業について	中井恭子
十八19十尺	・特別出張所の管理運営について	(公認会計士)
平成20年度	委託契約(指定管理者制度を含む)について	鳥海伸彦
十成 2 0 千度		(公認会計士)
平成21年度	資産の管理について	鳥海伸彦
十八八十八人		(公認会計士)
平成22年度	・負債(債務負担行為を含む)の管理について	鳥海伸彦

	・人件費(福利厚生等を含む)について	(公認会計士)
平成23年度	生活福祉課の事業 (主として生活保護事業) の	戸高昭二
*	事務の執行等について	(公認会計士)

<sup>※</sup>平成23年度は、対象としていない。

また、各年度の監査結果報告書提出日とそれに対する区の結果及び意見の措置日は以下の通りである。

年度	監査結果報告書提出日	結果の措置日 (決定)	意見の措置日 (決定)
平成17年度	平成18年1月5日	平成18年8月15日	平成19年9月5日
平成18年度	平成19年2月2日	平成19年8月22日	平成20年2月6日
平成19年度	平成20年3月7日	平成20年9月2日	平成21年1月19日
平成20年度	平成21年1月19日	平成21年9月1日	平成22年3月30日
平成21年度	平成22年1月25日	平成22年8月19日	平成23年3月31日
平成22年度	平成23年1月24日	平成23年8月24日	平成23年12月26日

## 【説明】

結果の措置、意見の措置までの日数は、短縮の傾向にあるが、特に意見の措置については、 結果の措置と同時になされることが、望まれる 6. 大田区の財政のターニングポイントと経営・公共サービス改革と過去の包括外部監査について

大田区財政のターニ ングポイント	経営改革と公共サー ビス改革	包括外部監査テーマ
1. 長期的な財源不足	資産・債務改革	平成21年度
と財政硬直化の進行		特定の事件 資産の管理について
		【参考】大田区公共施設設備計画
		平成22年度
		特定の事件1 負債(債務負担行為を含む)
		の管理について
2. 区が抱える財政需		平成17年度
要として、		特定の事件1 補助金の財務事務執行状況
(経費の抑制と関連)		について
i少子高齢化と景気		【参考】外郭団体改革プラン
低迷による社会関		平成19年度
係費全体の伸び		特定の事件1 国民健康保険事業について
ii 特別会計繰出金の		平成20年度
増加		特定の事件 委託契約(指定管理者制度
iii公共施設等の維		を含む) について
持・更新経費の増加		【参考】外郭団体改革プラン
iv償還期限を迎える		
特別区債等の需要		
3. 他区と比較した場	総人件費改革	平成22年度
合の職員数(人件		特定の事件2 人件費(福利厚生費等を含
費)の現状と課題		む) について
(組織運営の合理化、		【参考】大田区職員定数基本計画
規模の最適化に関		(平成23年度~平成25年度)
連)		(1/2 = 1/2   1/2 = 1/2)
4. おおた未来プラン		平成18年度
10年の現状と点検		特定の事件 高齢者施設の管理運営につい
(住民福祉の増進等		7
と関連)		- T - 平成19年度 特定の事件2 特別出張所
- 1747-		の管理運営
	外郭団体改革	平成17年度
		-    -       -
		田区産業振興協会)の管理運営について
		【参考】外郭団体改革プラン
┃	L	107717141111111111111111111111111111111

#### 【詩田】

区の抱える課題が「大田区財政のターニングポイント」に示されている。また、一般的に自治体が抱える課題が「経営改革と公共サービス改革」として示している。これに、「過去の包括外部監査のテーマ」がどこに帰属するかを示している。

## 7. 外郭団体改革プラン (平成23年度の取組状況)

## 1) 取り組みの方向性と視点

マハ マハ	大田区の方向性	担占
区分	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	視点
公益財団法人	公益財団法人としての適切な運営に必要	・区の方針との整合性
	な範囲で、一定の財政支援を継続し、団体が	・区の財政支援の必要性
	更なる経営改善に努めるように指導・監督。	・区職員の派遣の方向性
	補助金、委託事業の内容、経費の妥当性、	・区の委託事業、補助事
	効果などを厳しく検証し財政支援の規模の	業と自主事業の整理
	縮減に努める。	
社会福祉法人	社会福祉法人は地域のニーズにより設立	
	されたものが多く、設立の際や運営にあたっ	
	ての区の関与状況は法人ごとに異なってい	
	る。	
	区からの出資はない。したがって、厳密な	
	意味では外郭団体とは異なるが、設立時やそ	
	の後の運営面において区との関わり合いが	
	深く、また一定の財政支援を継続して行って	
	いることから、区は法人の経営状況について	
	指導監督する責任がある。	
	区は、社会福祉法人に対する財政支援の妥	
	当性、効果を検証しつつ、社会福祉法人に	
	対し、可能な限り自主自立した経営を求め、	
	財政支援の規模の縮減に努める。	
その他(地方公	土地開発公社については、土地の先行取得	
社、株式会社)	の必要性等の理由から今後も存続させるこ	
	ととする。	
	運営にあたっては、補助経費の検証等によ	
	り支出の縮減に努める。	
	立の原点であるまちづくり事業の増大を図	
	り、地域に根ざしたまちづくり会社への転換	
	を進めるとともに、区の委託事業を見直し、	
	さらなる経営の効率化を求める。	

## 2) 外郭団体

NO	団体名称	設立年月	沿革等
1	社会福祉法人	昭和37年10月	区内の婦人団体が中心となった大
	池上長寿園		田区老人ホーム建設協力委員会が
			前身。委員会の解散と同時に社会
	LI A I LI NI I	PR	福祉法人として発足。
2	社会福祉法人	昭和58年6月	昭和27年11月に大田社協連合
	大田区社会福祉協議会		会として設立。昭和58年6月、東西にあった社会福祉協議会が合
			併。平成16年には、財団法人大
			田区福祉公社の解散に伴い、同公
			社事業を承継。
3	財団法人	昭和59年1月	昭和23年3月に、大田区体育会
	大田区体育協会		として加盟7団体で発足。現在の
			加盟団体は48団体。公益財団法
			人の認定に向けて準備中。
4	蒲田開発事業	昭和61年12月	蒲田のまちづくり推進を目的に、
	株式会社		区と地元商店街、企業等の出資により設立。
5	公益財団法人	昭和62年3月	より成立。   区民の芸術文化の振興を目的に設
	大田区文化振興協会	HEI/IH O Z   O / I	立。平成22年4月、公益財団法
			人に認定。
6	大田区土地開発公社	昭和63年10月	公共用地の早期先行取得のため、
			「公有地の拡大に関する法律」に基
			づき設立。
7	社会福祉法人	平成5年3月	昭和61年4月に、大田区知的障
	大田幸陽会		害者育成会がまごめ第2作業所を   開所。同施設の法内化を目指して
			法人設立準備委員会が発足。平成
			5年に法人化。
8	公益財団法人	平成7年10月	区内産業の振興を目的に設立。大
	大田区産業振興協会		田区産業プラザ(平成8年2月開
			設)を中心に事業展開。
			平成23年4月、公益財団法人に
			認定

## 3) 区の出資状況

No.	団体名称	基本財産等	出資額	出資割合
1	(社福)池上長寿園	472, 249, 805		
2	(社福)大田区社会福祉協議会	3, 000, 000		
3	(財)大田区体育協会	200, 000, 000	100, 000, 000	50%
4	蒲田開発事業(株)	15, 000, 000	8, 500, 000	56. 7%
5	(公財)大田区文化振興協会	350, 000, 000	220, 000, 000	62.9%
6	大田区土地開発公社	10, 000, 000	10, 000, 000	100%
7	(社福)大田幸陽会	3, 000, 000		
8	(公財)大田区産業振興協会	530, 000, 000	530, 000, 000	100%
	合 計	1, 583, 249, 805	868, 500, 000	

## 4) 区からの補助金、委託料の支出状況

区は、外郭団体が実施する公益的な事業を推進、支援するために、外郭団体が支出する 運営費や事業費の一部に対し補助金を交付している。

また、区が直接実施するよりも外郭団体が実施する方が効率的、効果的な事業について、区は外郭団体に事業委託している。

補助金 (単位:円)

1111-5/3 112						
No.	団体名称	内容	平成 22 年度 決算額	平成 23 年度 決算額		
1	(社福)池上長寿園	人件費・管理運営費補助	21, 871, 000	21, 677, 000		
2	(社福)大田区社会福祉協議会	人件費補助・事業費補助	208, 930, 886	224, 170, 651		
3	(財) 十四尺 休 去 协 今	人件費補助	40, 441, 429	46, 874, 565		
5	3 (財)大田区体育協会	運営費・事業費補助	2, 787, 245	2, 665, 446		
4	蒲田開発事業(株)	_		_		
5		運営費補助	111, 355, 559	88, 152, 297		
5	(公財)大田区文化振興協会	事業費補助	70, 273, 374	65, 929, 270		
6	大田区土地開発公社	運営費補助	31, 630, 624	33, 046, 548		
7	(社福)大田幸陽会	人件費等補助	85, 145, 092	96, 277, 925		
8	(公財)大田区産業振興協会	運営費補助	242, 265, 226	246, 368, 699		
0	【公別1八四位性未派興勝云	事業費補助	200, 400, 863	202, 312, 408		
	合 計	-	1, 015, 101, 298	1, 027, 474, 809		

委託料 (単位:円)

No.	団体名称	内容	平成 22 年度 決算額	平成 23 年度 決算額
1	(社福)池上長寿園	施設管理代行	275, 172, 381	221, 974, 852
2	(社福)大田区社会福祉協議会	施設管理代行	17, 023, 473	_
	(江油)人口凸江云油仙肠硪云	業務委託	40, 681, 504	37, 053, 569
9	3 (財)大田区体育協会	施設管理代行	189, 962, 770	182, 417, 143
o o		業務委託	32, 381, 510	31, 285, 985
4	蒲田開発事業(株)	業務委託	178, 699, 342	173, 614, 114
5	(公財)大田区文化振興協会	施設管理代行	791, 945, 306	766, 583, 901
Э	(公別)人田區又化派興肠云	業務委託	17, 622, 450	17, 549, 892
6	大田区土地開発公社	_	_	
7	(社福)大田幸陽会	施設管理代行	822, 437, 107	520, 387, 311
8	(公財)大田区産業振興協会	施設管理代行	25, 117, 073	26, 050, 806

	施設管理委託	225, 722, 714	221, 855, 444
	業務委託	5, 902, 929	0
合 計	•	2, 622, 668, 559	2, 198, 773, 017

## 5) 収入と支出の状況

(単位:円)

No.	団体名称	当期収入(A)	当期支出 (B)	比率 (B/A)
1	(社福)池上長寿園	5, 796, 312, 237	5, 357, 455, 744	92. 43%
2	(社福)大田区社会福祉協議会	543, 463, 591	527, 884, 783	97. 13%
3	(財)大田区体育協会	295, 064, 133	292, 987, 860	99. 30%
4	蒲田開発事業(株)	190, 956, 078	184, 861, 375	96. 81%
5	(公財)大田区文化振興協会	1, 125, 517, 918	1, 126, 116, 239	100.05%
6	大田区土地開発公社	3, 054, 481, 666	3, 054, 429, 644	100.00%
7	(社福)大田幸陽会	2, 009, 786, 576	1, 881, 681, 223	93. 63%
8	(公財)大田区産業振興協会	1, 043, 243, 455	1, 056, 423, 982	101. 26%
	合 計	14, 058, 825, 654	13, 481, 840, 850	95. 90%

### 6) 職員数と区からの派遣状況

外郭団体は、区とは独立した機関とし自主的な運営を行っている。一部の団体においては、 区が実施する事業との効果的な連携や、より円滑な事業運営を実現するため、区の職員を外 郭団体に派遣している。

区派遣職員については、外郭団体の経営状況を勘案しながら支援規模の縮小に取り組んでいる。

No.	団体名称	区派遣職員数 (人)			
110.		H22.4.1 現在	H23.4.1 現在	H24.4.1 現在	
1	(社福)池上長寿園	2	1	1	
2	(社福)大田区社会福祉協議会	2	2	2	
3	(財)大田区体育協会	0	1	1	
4	蒲田開発事業(株)	0	0	0	
5	(公財)大田区文化振興協会	8	5	4	
6	大田区土地開発公社	2	2	2	
7	(社福)大田幸陽会	2	3	2	
8 (公財)大田区産業振興協会		1 0	9	6	
	合 計	2 6	2 3	1 8	

<sup>※</sup>区派遣職員以外の団体職員に関する情報は集約していない。

### 8. 大田区公共施設設備計画

平成21年3月に大田区公共施設設備計画(10カ年の施設設備に関する基本方針)が作成されている。

### 1) 計画の位置づけ

公共施設設備計画は、「大田区10カ年基本計画」を踏まえ、大田区が保有し管理する公共施設(特別出張所・保育園・学校等の公共建築物及び道路・橋梁・公園等の都市基盤施設)について、区民活動が充実し行政サービスが向上する施設の管理・運営を目指し、10カ年の公共施設設備の基本方針として策定するものである。

### 2) 計画の期間

平成21年度を初年度とする10年間を定め、概ね5年を改定の時期とし大田区基本計画との整合性をはかる。

### 3) 背景と目的

① 施設の老朽化と改築・改修等に要する経費の増大 既存の公共建築物は、昭和40年から50年代に集中的に建築されたものが多く、 施設本体や設備類の老朽化が進行している。

### ② 人口構成等の変化

少子高齢化が進み、また人口や人口構成の地域差もあることから、公共施設の整備については、将来的な区民からの施設需要の動向を加味し、地域の実情に応じた規模の適正化や、施設の複合化、用途の転換等、公共施設を地域資源として有効活用する視点が必要である。

### ③ 区民ニーズの変化

今後、大田区を取り巻く環境は大きな変化が予測される。また、少子高齢化、防災、 地球温暖化など区域を越えた問題への区民の関心が高まっている。

### 4) 対象とする公共施設

公共建築物

区民施設:区民の文化・地域活動の促進や福祉の増進の目的で設置された

施設(区長部局で所管する施設)

学校施設:教育目的で設置された施設

(教育委員会事務局で所管する施設)

② 都市基盤施設

道路、散策路及びこれに付随する施設(橋梁、公衆便所、自転車駐車場等)

河川、水路等及びこれに付随する施設

公園、緑地及びこれに付随する施設

## 5) 事業量の将来予測(10カ年)

No.	用途別施設	事業内容	概算事業費 (億円)
1	庁舎関係	庁舎の改修	
		特別出張所の改修	6 5
		庁舎の改築	
		特別出張所の改築	
2	ホール会館等	集会所の改修	
		区民センターの改修	184
		文化センターの改修	
		区民保養施設の改修	
		集会施設・区民センターの	
		改築	
		郊外施設・保養所の改修	
3	福祉施設	老人いこいの家の改修	
		特別養護老人ホームの改修	3 8
		高齢者在宅センターの改修	
		障がい者施設の改修	
		障がい者施設の改築	
4	児童施設	保育園の改修	
	7033,70,70	児童館の改修	5 2
		フレンドリー大田事業	
		保育園の改築	
		児童館の改築	
5	学校施設	体育館の改修	
	1 00/2/2/2	プールの改修	4 4 4
		便所の改修	
		緑化の推進	
		屋上・外壁の改修	
		全面改築	
		体育館の改築	
6	社会教育施設	スポーツセンターの改修	
		総合体育館の改築	9 7
		図書館の改築	
7	住宅施設	区営·区民住宅·高齢者住宅	
		の改修	5 6
		区営・区民住宅の改築	
8	その他	創業支援施設の改修	
	- · <del>-</del>	複合施設の改修	4 5
		プールの改修	
		清掃事務所の改築	
	合計		981
L		<u> </u>	

※緊急工事費用や一般工事費用及び設備の管理費用は含んでいない。

### 第3章 監査結果及び意見

### 1. 監査結果表

## (1) 監査結果に対する年度別措置状況

年度	結果 /意見	件数	平成 18 年措置	平成 19 年措置	平成 20 年措置	平成 21 年措置	平成 22 年措置	平成 23 年措置	平成 24 年措置	措置合計
平成 17 年度	監査結果	20								20
平成17年度	意見	48								48
双出 10 年度	監査結果	26								26
平成 18 年度	意見	52								52
平成 19 年度	監査結果	17								17
平成 19 平度	意見	46								46
平古 00 左连	監査結果	29								29
平成 20 年度	意見	93								93
双盘 01 左座	監査結果	61								61
平成 21 年度	意見	98								98
双尺 99 左座	監査結果	20								20
平成 22 年度	意見	37								37

### 【説明】

平成 18 年度から平成 24 年度の措置が空欄なのは、実際に措置された年度が把握されていないためである。

### 【監査結果・意見の件数の把握方法】

- ・平成17年度:基本的に結果報告書本文の○印に基づく。
- ・平成18年度: "
- ・平成19年度:
- ・平成20年度:結果報告書p.284の総件数に基づく。

※ p. 284 上の表の「10特になし」の件数については、数値としてカウントしない。

- ・平成21年度:基本的に結果報告書p.326の総件数に基づくが、結果の件数は61とする。 ※理由⇒物品の章を実際にカウントしたが、「結果」として記載されていても、やむを得ないとする 記載があり、措置する必要がない部分があったため。
- ・平成22年度:テーマ1結果報告書p.153、テーマ2結果報告書p.185の総件数に基づく。

## (2) 各年度の措置状況の分類結果

				分類区分		
年度	監査結果/ 意見件数	是正されたと考 えられる事項	是正されていな いがやむを得な いと考えられる 事項	是正が不十分と 考えられる事項	是正がされてい ないと考えられ る事項	その他
平成 17 年度	139	91	1	16	13	18
平成 18 年度	116	65	2	12	2	35
平成 19 年度	136	75	23	22	11	5
平成 20 年度	136	65	12	38	0	21
平成 21 年度	155	73	56	11	10	5
平成 22 年度	57	12	13	6	0	26

## 【説明】

監査結果と意見は、分類区分上複合的な関係にあるため、区分表示していない。 また(1)の監査結果に対する年度別措置状況と集計方法が異なるため一致しない。 第4章「過去の包括外部監査に対する結果及び意見」に対する措置の状況等について

### 【結果等の理解のための説明】

平成17年度から平成22年度までの措置状況について、整理番号を付し概要、前監査時の 監査人の見解とその後の措置状況、現監査人の見解を【結果】、【意見】を述べている。【結果】 は、いわゆる指摘事項(主として合規性の問題)、【意見】は、監査の結果に添えての意見ある いは、合規性の問題としては取り上げないが経済性・効率性・有効性の問題である。

区の措置・対応状況の妥当性に対する現監査人の見解は、是正済み、是正されていないがやむを得ない・是正が不十分・是正されていない・その他 に分類している。さらに、現監査人が新たに検出した事項を記載している。

なお、『全体鳥瞰図』では全ての措置状況を集計しているが、以下においては、是正されていないがやむを得ない・是正が不十分・是正されていない・その他 に分類された措置状況の内、現監査人が重要と認めたものについて記載している。

## 平成17年度 補助金の財務事務執行状況について

【1】大田区私立幼稚園等教材·園具補助金

【着眼点】補助金で購入する教材・園具は、補助の趣旨に沿っているか。

### ここがポイント

購入教材・園具は、保育上園児が直接使用するものである。

NO	17006	所管部署	教育委員会幼児教育センター				
	私立幼稚園等教材・園具補助金の目的						
概要	私立幼稚園及び幼稚園類似施設が必要とする教材・園具購入費の一部を補助						
	し、もって幼児教育の一層の充実	実と向上に資 <sup>、</sup>	するとともに保護者に係わる経費負				
	担の軽減を図ることを目的とする。						
	前監査時の監査人見角	アレスの谷のF	7 辞职。 华乃宁治				
	<b>削量重时少量重八元</b> 的	年とての後の2	<u>公相</u> 国、对心认仇				
	結果・意見区分 意見						
補助金の交付対象となる教材・園具は、園児が直接間接に使用するもの 上必要性があり、その成果が十分に期待できるものであることを基準に る。							
				前監査	よって、本来の教材・園具と	いう文言から	解釈すると園児が直接使用するもの
				同監査   で、保育上必要性を認めたものが、補助の対象として優位で選定されるべき   人見解   マ			
八九州							
	しかし、補助金の使用で園児	の間接的使用	と考えられる物件で金額的にも大な				
	るもの(例 理想印刷機 1,678	,000円)が見	受けられる。直接使用に重点を置く				
ような執行を検討されたい。							

区の措 置・対応 状況 園児の直接使用と認められないもの(例:印刷機やパソコン本体など)や健康管理費補助金による購入とするほうが適切であるもの(例:浄水器カートリッジなど)については、購入計画書の提出があった段階で対象としない取扱としている。

### 現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性

是正されていないがやむを得ない/ 是正が不十分/ **是正** されていない/その他

### 結果・意見区分

意見

① 補助金申請書・実績報告書を点検したところ、業務用パソコンやトランシーバーが補助金で購入されていた。パソコンやトランシーバーは園児の直接使用と認められず本補助金の対象として相応しくない。購入計画書の提出があった段階でのチェックを充実されたい。

妥当性 判断の 理由及 び結果 ・意見の

内容

② 現状、100万円を超える遊具等の購入について区では見積書、納品書、領収書のチェックはなされていない。

区の補助金の効率的な執行からは、各幼稚園の規定(随意契約、見積合せ等の状況)を一覧できる様式にして提出させることが区の補助金の低減に役立つ。

例

A幼稚園 1社随意契約20万円未満

2社以上の見積合せ随意契約20万円超

見積書 2月28日 納品日 3月10日 領収書 4月30日

## 【2】大田区私立幼稚園等教材·園具補助金

## 【着眼点】監査の意見に対し、体系的に対応がなされているか。

## ここがポイント

監査に対する措置・対応については、組織としての対応を記録に残す。

NO	17007	所管部署	教育委員会幼児教育センター	
	私立幼稚園等教材・園具補助会	金の目的		
	私立幼稚園及び幼稚園類似施	設が必要とする	る教材・園具購入費の一部を補助	
	し、もって幼児教育の一層の充実	と向上に資する	るとともに保護者に係わる経費負	
	担の軽減を図ることを目的とする	る。		
概要	要			
	私立幼稚園等振興費補助金の	目的		
			等」という。) における教育の重	
			5 歳児の過半数以上が私立幼稚園	
		れらの施設の打	<b>辰興に要す経費に対する補助が必</b>	
	要と考えられるため。			
	前監査時の監査人見解	とその後の区指	昔置・対応状況	
	結果・意見区分 意見			
	大田区私立幼稚園等振興費補助	助金と私立幼稚	園等教材・園具補助金は、申請額	
前監査	で交付され、使途も裁量の余地が	ぶ高いものも認	められているので、要綱をひとつ	
人見解	にまとめ、園児数などの規模に基	基づいた算出基	準による適正額を算出し、補助金	
	執行の効率化を図ることが必要である。			
# #	平成17年度対応状況"現不	生、統合に向け	協議中である。"→現時点の対応	
区の措置・対応	状況 "平成17年度検討の結果、	教材・園具の	補助金に関して、保育上必要であ	
状況			工裁量の余地を制限して対応する	
	こととし、振興費補助金と教材	・園具補助金の	統合は実施しなかった。"	
	新たに検出した事項			
概要	前監査意見に対する対応報告が近		いなかった。	
糸	吉果・意見区分 意見			
	"平成17年度包括外部監査にお	おける「意見」に	ついての対応状況"(区長決定平	
	成19年9月5日)では統合に向	可け協議中との	記載であるが、今回報告を受けた	
₩ 山 1			付の結果、振興費補助金と教材・	
検出した事項	園具補助金の統合は実施しなかっ		-	
及び結果・意見の内容			"検討中"であるにも拘わらず今	
			載されている。そして担当課から	
		•	当者の検討資料のみで、相当年数	
	を経過していることから、確認で	できませんでし	た。"との回答を得ている。	
	本件について監査意見に対す	る対応報告が通	適切に行われていなかったことが	

明らかである。今後このような不適切な報告が行われないよう、監査結果、意見に対する対応の引き継ぎを明確にする原則を設定し遵守されたい。

### 新たに検出した事項

### 結果・意見区分

結果

区の私立幼稚園等教材・園具補助金は、大田区私立幼稚園連合会・大田区幼児 教育協議会(以下「連合会等」という。)を補助の対象としており、これは連合 会等が私立幼稚園等へ行う教材・園具補助金の原資となっている。

### 概要

区から連合会等へは"大田区私立幼稚園等教材・園具補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)"に基づき補助が実施されており、連合会等から私立幼稚園等へは"大田区私立幼稚園教材・園具補助金交付要領(以下「交付要領」という。)"に基づき実施されている。

交付要綱、交付要領には、以下のとおり種々適正を欠く条項があり、相互の関係を明確に認識し不適切な条項を修正されたい。

- ① 交付要綱 "第5 補助教材の選定"では"補助金の交付の対象となる教材・園具は"との表現があるが、補助金の交付の対象は連合会等が私立幼稚園等へ行う補助金であり、教材・園具の購入費は連合会等が私立幼稚園等へ行う交付対象経費である。
- ② 交付要綱 "第10 交付決定の取消し"(2)に "補助金を第5に定める 用途以外に使用したとき"との表現があるが、上記①に記載のとおり本 補助金の用途は連合会等が私立幼稚園等へ行う補助金であり、連合会等 が行う補助金と混乱した表現になっている。
- ③ 交付要領等には上記"第10 交付決定の取消し"(2)に相当する規定がなく、私立幼稚園等が適正な用途以外に補助金を使用したときは、区は連合会等から補助金の返還を求められるが、連合会等は私立幼稚園等から補助金の返還を求められない可能性がある。
- ④ NO17006 で本補助金は園児の直接使用が認められないものは対象外とする旨方針が表明されていることから、交付要綱 "第5 補助教材の選定"で"園児が直接または間接的に使用するもの"との表現を修正することが必要である。

## 検出し 及び 意見 の内容

## 【3】大田区職員文化会等助成金

## 【着眼点】補助金の審査が有効に行われる組織になっているか。

## ここがポイント

経営管理部と職員文化会が相互に牽制されるような人員配置にする。

NO	17009	所管部署	経営管理部人事課	
	補助の目的			
	大田区職員文化会及び大田区学校現業	業職員文化会に	関する条例	
	第1条			
	区に勤務する職員は、職員相互の共済	及び福利厚生を	を目的とする大田区職	
概要	員文化会及び大田区学校現業職員文化	会を組織する。		
	第2条			
	区は、大田区職員文化会及び大田区学	校現業職員文化	化会の事業を助成する	
	ため、毎年度予算の範囲内で交付金を	交付する。		
			I. N→	
	前監査時の監査人見解とその後の	<b>凶措置・対応</b> 状	大沈	
	結果・意見区分 意見			
	職員文化会には、区の経営管理部長・職	員課長・職員詞	果福利係長がそれぞれ	
	事務局長・事務局次長・庶務会計部長に就	任している。ネ	甫助金の申請を審査す	
<del>24</del> 56 <del>1</del> ★	る担当部課長等が、申請する側の職員文化	会の事務局の嬰	要職を兼ねるのはその	
前監査	業務を互いに徹底することに疑義が生じる。			
人見解				
	直接審査する側とされる側の要職を兼ね	ることがない。	ような人員配置を検討	
	されたい。			
	大田区職員文化会会則第12条に基づき、	役員を選出し	ている。	
	現在、文化会担当者と助成金の審査担当	は分けており、	文化会担当者につい	
区の措置・対応	Cの措 てけ 分担替えを毎年宝施している			
直 · 刈心     状況				
また、監事(別組織の職員)による決算監査及び理事会・評議員会審議			会・評議員会審議等を	
	とおして、透明性を確保している。			
	現監査人の見解			
マの増設	<b>す ● V(T L): 'DT </b> /兒 (7 ) \$4 等/44、		/是正が不十分/是正	
□□ ✓ ✓ ✓ 1日 [□	との指直・対応状況の安当性 されていない /その他			
糸	吉果・意見区分 意見			
妥当性	平成24年7月現在も区の経営管理部管理担当部長・人事課長・人事課福利			
判断の	担当係長がそれぞれ事務局長・事務局次長・庶務会計部長に就任しており、組			
理由及	及 織変更により名称は変わっているが、実質的に何ら変更はない。			
び結果				
•意見の	100000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1			
内容	「一人が職員文化会と区双方の担当者として案件の処理に当たっている等区と文			

化会の間に全く牽制機能がない。

以下のような職員文化会の決算書誤りが職員文化会の監事監査及び区の審査で発見されずに処理されている一因と判断される。適切な審査機能牽制機能が発揮されるよう、専門家による任意監査等の方法を検討されたい。なお、22B22も同様な問題点指摘であり参照されたい。

- ① 平成20年度特別区職員互助組合貸付事業債権譲渡特別会計歳入・歳出決算書の歳出額全額91,326,257円が"借入金償還金"と表示されているが、正しくは"積立金繰出金"である。当該金額は区に送金されず職員文化会の口座に入金されている。
- ② 平成21年度特別区職員互助組合貸付事業債権譲渡特別会計歳入・歳出決算書の歳出額全額27,307,106円が"借入金償還金"と表示されているが、正しくは"積立金繰出金"である。当該金額は区に送金されず職員文化会の口座に入金されている。
- ③ 平成23年度大田区職員文化会一般会計歳入・歳出決算書の歳入"区交付金" 8,174,270円のうち1,946,270円は特別区職員文化体育会からの入金であり、 決算書の表示が誤っている。

## 【4】大田区職員文化会等助成金

## 【着眼点】寄附金の帰属はどうあるべきか。

## ここがポイント

保険の集金事務費を原資とする寄付金は、寄付者の意向に係わらず区の収入とする。

NO	17011		所管部署	経営管理部人事課
概要	第1条 区に勤務する職員 員文化会及び大日 第2条 区は、大田区職員	公会及び大田区学校現業 員は、職員相互の共済及 田区学校現業職員文化会 員文化会及び大田区学校 算の範囲内で交付金を交	び福利厚生を組織する。 現業職員文化	を目的とする大田区職
	前監査時の鹽	<u> </u>	措置・対応ង	犬況
	結果・意見区分	意見		
		さのうち、21,004,000 円 らが、区は当該寄付金を		
	険の団体(扱)保険の			
前監査 人見解	割安な保険料が設定さ	- 0		
	合等に支払う。	は区が行うが、保険会社		
	従って、受領した寄付から、これを全額職員	等は、受領した集金事業 対金は区のチェックオフ 文化会への助成金の原	業務の対価。 資とすること	と概ね判断できること : は適切とは言い難い。
区の措 置・対応 状況	「仮、このよりな前性が11が11が11が11に場合は、息光に基づき週別に対応している。 			適切に対応していく。
現監査人の見解				
区の措置・対応状況の妥当性   是正されていないがやむを得ない/ 是正が不十分/ 是正				

### されていない/その他

### 結果・意見区分

意見

妥当性の 理由は ・ 意見の 内容 現在も保険窓口は、特別区職員互助組合で、損害保険代理店として有限会社 共済企画センターがある。平成23年度の寄付金13,228,000円の区と職員文化 会間の配分は、共済企画センターの寄付金目的が"特別区政の発展及び特別区 職員の福利厚生の充実"にあることから、この趣旨に則り行われている。

区は現在会員1名当たりの金額に対象人数を乗じて助成金を算出しこれとは別枠で本寄付金を基に助成金を支出している。

当該寄付金は前監査人指摘のとおり区のチェックオフ業務の対価と概ね判断できることから、会員1名当たりの助成額を先ず決定し、その内枠として共済企画センターの寄付金を使用すべきと考える。

【5】大田区文化振興協会運営費·事業補助金

【着眼点】受領補助金が更に他団体に補助される場合、当該補助をチェックしているか。

## ここがポイント

内部管理等再補助先団体に補助金を適正に使用できる体制を構築すべき。

NO	17018 所管部署 地域振興部地域振興課				
概要	補助の目的 財団法人大田区文化振興協会に対する助成に関する条例(条例25号)に基 づき財団法人大田区文化振興協会の管理運営に関して補助を行う。				
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況				
	結果・意見区分 意見				
前監査人見解	U協議会について 上表において内訳を示したように、財団法人大田区文化振興協会(以下、「文振」と称す)に対する大田区の補助金は、その一部をU協議会(以下、「協議会」と称す)への助成金として支出している。 協議会への助成金支出に関しては、文振において補助要綱を作成しており、これに基づいて助成事業が行われている。協議会への助成は一次的には文振の事業だが、その原資は大田区より文振への補助事業の対象経費であることから、文振への補助事業の所管である地域振興部地域振興課でその執行の監督をより強化されたい。 1) U協議会事業活動助成金交付要綱第7条には会計年度終了後、事業実績報告書(活動報告書及び事業会計決算書、助成額の精算書)の文振理事長への提出が義務付けられている。しかし、活動報告書及び助成額の精算書は毎年提出されているが、事業会計決算書の提出は、なされていないし、徴収もしていなかった。補助事業の執行あるいは精算を審査するためには事業会計の決算書が必要であり、確実にその入手を図るべきである。 2) U協議会事業活動助成金交付要綱第7条に定める事業実績報告書の提出期限は会計年度終了後20日以内(すなわち4月20日)とあるが、監事による合計報告は5月2日はよれるていた。監事による合計報告は5月2日はよれるていた。監事による合計報告による。この表記をはありませた。この表記をはあります。				
	会計報告は5月2日付となっていた。監事による会計報告日付をもって収支報告書は確定すると考えられる。確定後の収支報告書に基づく補助金の精算を行うべきであり、20日以内の決算の確定が困難であるのであれば、要綱上の提出期限を見直す必要がある。				
区の措 置・対応 状況	大田文化の森運営協議会事業活動助成金交付要綱第7条に基づき、事業実績報告書(事業活動報告書、事業会計決算書、助成金収支精算書)を会計年度終了後20日以内に提出させた。				
	現監査人の見解				
区の措置・対応状況の妥当性 是正されていないがやむを得ない/是正が不十分/是正					

されていない	/その他
--------	------

### 結果・意見区分

結果

U協議会は以下の点等相当な額の補助金を受領する団体としては、内部管理が不十分である。

妥当性 判断の 理由及 び結果 ・意見の 内容

- ① U協議会の基本規則として"U協議会会則"があるが、"第2章運営組織"で会長、役員会が規定され、この他"第3章文化会議"で文化会議が規定されている。しかし、協議会内での相互の職務分担や権限規定等明確でなく、協議会の基本規則として不十分である。
- ② 文化会議議事録の中には出席者名が記載されておらず、定足数を充足しているか不明なケースがある。
- ③ U協議会はパソコン・トランシーバー等の備品を購入しているが、備品管理 規程がない。

協議会への助成は一次的には文振の事業だが、その原資は大田区より文振への補助事業の対象経費であることから、地域振興課は適正な内部管理の構築を指導されたい。

## 【6】大田区文化振興協会運営費·事業補助金

## 【着眼点】補助金申請額は、決算書等と照合しやすい形で区分されているか。

### ここがポイント

補助金精算額は補助先の決算書等と照合して正確性をチェックする。

NO	17019, 1702	0,17022	所管部署	地域振興部地域振興課	
概要	補助の目的 財団法人大田区文化振興協会に対する助成に関する条例(条例25号)に基 づき財団法人大田区文化振興協会の管理運営に関して補助を行う。				
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況					
	結果・意見区分 意見				
前監査 人見解 区の措	平成16年度確定の収支決算書と補助金精算書が以下のように一致していない。確定した収支決算書と整合が無い補助金精算書では適正な精算が行われたかどうかが判断しがたい。 補助金精算書と協会の収支計算書では、全部を一致させることは困難である				
置・対応 状況	が、補助金精算書と協会の収支計算書が照合しやすくなるよう今後の検討課題 にしたいと考えている。				
現監査人の見解					
区の措置	区の措置・対応状況の妥当性 と正されていないがやむを得ない/是正が不十分/ されていない/その他			<b>ン/是正が不十分/是正</b>	
新	結果・意見区分    意見				

財団法人大田区文化振興協会の補助金は次の構成で申請されている。

	人件費	本部	
財団運営費補助	八件質	事業課	
	本部経費		
事業費補助金	文化事業		
尹未負冊切立	文化の森運営協議会		

一方、正味財産増減計算書内訳表は、次の構成になっている。

公営目的事業会計	
収益事業等会計	
法人会計	

補助金の申請内訳から、上記"財団運営費補助""人件費""本部"及び"財団運営費補助""本部経費"の平成23年度補助金精算額と、平成23年度正味財産増減計算書内訳表の法人会計が対応すると判断し費目毎に比較すると次の通りであった。

妥当性 判断の 理由 が 意見の 内容

(円)	補助金精算書	正味財産増減計算書内訳表
	本部精算額	法人会計記載額
給料手当	9, 117, 888	5, 419, 364
福利厚生費	3, 602, 702	710, 068
管理委託費	1, 603, 899	0
委託費	8, 332, 620	840,000
賃借料	3, 104, 343	0

上表のとおり、補助金精算額は正味財産増減計算書内訳表の法人会計記載額を大幅に上回っている。財団担当者から、この原因は"本部"を対象とする補助金に事業会計に含まれる人件費経費が含まれているためであるとの説明があった。

補助金の精算は、正味財産増減計算書等監事等の監査を受けた決算書に準拠して行うべきであり、現在のような精算書では精算額の正確性を検証することは非常に煩雑になる。

従って精算額のチェックを適正に行うためには、補助金の申請を正味財産増減計算書内訳表と整合性のある構成で行うよう指導することが必要である。検討されたい。

### 新たに検出した事項

結果・意見区分		意見
概要	平成23年度決算書	書に誤りがある。
検出し	平成23年度決算	書に以下のとおり誤りがある。今後決算書について担当課
た事項	として充分チェックさ	られたい。
及び結	① 東京都歴史文化財	団等からの助成金を主催事業収益等に計上しているが、事
果•意見	業補助収入に計上	するのが正しい。
の内容	② 貸借対照表」の一般	设正味財産の特定資産への充当額3,565,400円と注記3"基

- 本財産及び特定資産の財源等の内訳"の特定資産の(うち一般正味財産からの充当額)が0と異なっている。
- ③ 重要な会計方針によれば、満期保有目的の債券は償却原価法によっているとの記載があるが、額面金額と取得原価の差額は取得時に一括して処理されており、償却原価法は適用されていない。

### 【7】財団法人大田区産業振興協会補助金

## 【着眼点】補助金の精算内容について、区は適切にチェックを行っているか。

### ここがポイント

書面によるチェックだけでなく、証憑の確認も実施すること。

			,
NO	17038	所管部署	産業経済部産業振興課
概要	補助金算定方法(当時) 「財団法人大田区産業振興協会に れば、区長は、協会に対し、協会 のにつき、予算の範囲内で補助金 (1)人件費、事務費及び事業に (2)区長が特に必要と認める経	が行う事業に要 を交付することだ 係る経費	する経費のうち次に掲げるも
	前監査時の監査人見解と		• 対応状況
	結果・意見区分結果		
前監査人見解	実績報告時に補助金執行につい 助金精算内訳書を入手しているが クがなされていない。 第一に、申請外の支出に対し 1,130,325円)。 第二に、特定預金支出等に対し 第三に、証憑による照合がなさ 財団に対しては、実績で平成1 ことを鑑みると、補助金精算及び に、検討結果の資料も適切に整理	、補助金の精算 て補助がなされ て補助がなされて れた形跡がない。 6年度 405 百万 返納額内訳書の 保存すべきである	内容について、詳細なチェッ ている(固定資産取得支出 ている。 円の補助金が支出されている 厳格なチェックをするととも る。
区の措 置・対応 状況	"第一"については、施設運営の中の対象のものと考えている。 (補助金交付要綱第5条)。 "第二"の特定預金支出等の退たものである。公益法人会計シスのと考えている。 "第三"については、点検項目ととした(第6条~第7条)。	計画変更を要す職給与引当金支テム賃借料につ	る場合の手続きを明確にした 出は人件費の補助として認め いては、管理運営上必要なも
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性			
糸	吉果・意見区分 意見		
妥当性 判断の 理由及	① 退職給付引当金の支出は実際 金が移動するのは職員の退職時 財団の財政状況を鑑みれば実際	である。	

### び結果 ・意見の 内容

資金を特定預金とすることで、財団に利息収入が生じることとなる。区と密接なかかわりがある財団については、補助金交付の執行時期についてもより一層の公平性が望まれる。

② 区は改正された要綱第6条に基づき、財団への指導・監督業務を行っている。財団への補助金の中で予算項目が未執行となったものや予算を目的外に使用した事業がある場合に、区は財団にその理由の報告を求めるなど、その業務対象は主に予算執行状況の確認である。

この確認に際して区と財団との間で行われる質問及び報告は、両者の書面のやりとりが中心であり、前監査人が求めていた証憑(請求書、領収証他)による照合は行われてはおらず、区が言う「厳格なチェック」が行われているとは言い難い。補助金の執行状況を書面で確認するだけでは不十分である。財団からの外部委託契約等契約方式によって事業費の削減を図ることができる支出や、その結果補助金の削減が図れる支出の中で、内容あるいは金額が重要なものについては、契約書・仕様書・請求書・振込書等を確認すべきである。その際の点検基準とした金額については、点検項目の結果報告書に明記する。

重要なことは、事業実施にあたっては最少の支出で最大の効果をもたらすという視点を、交付側及び交付される側がともに認識することである。

さらに、交付される団体が事業の効率化にどれほど努力したかについても報告させるべきである。要綱等の改正で対応することを検討されたい。

#### (参考)

公益財団法人大田区産業振興協会に対する補助金交付に関する要綱

#### (給杏)

第6条 区長は、必要があると認めるときは、協会に対し事務事業の執行状況について書類等により報告させ、検査することができる。

- 2 区長は、前項の規定による検査の結果、必要な指摘、指導又は助言を行うことができる。
- 3 協会は、前項の指摘、指導又は助言を受けたときは、速やかに対応し、その結果を区長に報告しなければならない。

### 【8】財団法人大田区産業振興協会補助金

### 【着眼点】区と財団との関係に適切な牽制機能が働いているか。

### ここがポイント

区の財団審査担当部署である産業振興課関係者が理事を兼務している。

監事ではなく理事となる実質的理由は乏しく、区民目線から見ても疑念を抱くことは見 直すべき。

NO	17040		所管部署	産業経済部産業振興課
概要	産業経済部長が大田区	産業振興協	会の理事を兼務	している。
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況				
	結果・意見区分	意見		
前監査人見解	予算におけるコントロ しかし、産業経済部 助金の申請を審査する 業務を互いに徹底する される側の要職を兼ね	ールが働い 長が大田区 担当部長か ことができ ることがな	っている。 区産業振興協会の ぶ、申請する側の さるかどうか疑義 いような人員配	
区の措 置・対応 状況				区産業振興協会の理事として、こからは、理事を兼ねないこと
現監査人の見解				
		現監査	<b>近人の見解</b>	
区の措置	置・対応状況の妥当性	是正されて		得ない/是正が不十分/是正
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1 • 对心状况仍妥当性	是正されて	いないがやむを	得ない/是正が不十分/是正
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	主果・意見区分 平成22年度に副区 事として選任しており 一層の効果を果たす体 すなわち前監査時は 振興課長が理事となっ り、また財団への補助	<b>是正されてされている</b> 意見をそれでいる 長、そに業経の自済を 金のは をでいる をでいる をでいる をでいる では をでいる では をでいる では でいる では でいる では でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	いないがやむを い/その他 長、産業経済部長 日として協会運営 とめとの区の説明 の長が理事であっ 産業振興課長は産 金審査する部署の を務している状態	を評議員、産業振興課長を理が区の産業振興施策に添ったがあった。 たが、現在は産業経済部産業業経済部長の指揮監督下にあまる。前監査時の指摘とまで、財団への指導・監督が徹

### 【9】社会福祉法人E会への補助金

## 【着眼点】内部留保は、一般的な基準から適正な水準であるか。

### ここがポイント

補助金算定に当たっては、支出先の財務内容を分析し必要性を判断する。

NO	1 7 0 5 7		
	福祉活動を推進する各団体の中核的存在であるE会に助成を行うことにより、		
概要	住民福祉の向上をはかることができるとして、社会福祉法人E会に対する助成に		
	関する条例第2条に基づき補助が行われている。		
	社会福祉法人E会に対する助成に関する条例第2条		
	E会に対して、次に掲げる経費について、予算の範囲内で補助金を交付するこ		
	とができる。		
	(1) E会の行う事業に関する人件費及び事務費		
	(2) 区長が特に必要と認めた事業に係る経費		
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況		
	刑監重的の無重人が所とでの後の区相直。		
	結果・意見区分		
	「補助金を交付することができる」という条例であるので、E会の収支の状況、		
	財産の状態等を勘案して、その必要性を検討するものと解される。収支の状況と		
前監査	は、収入がどのような内容に基づいて構成されているかを単年度ではなく、経年		
	比較で検討することを意味する。また、財産の状態とは、資産と負債がどのよう		
人見解	な構成になっているかを検討することを意味する。		
	そして、E会の収支の状況及び財産の状態を、単年度ではなく、継続的に把握		
	し、当該団体の財源的裏付けを勘案して補助金を交付すべきである。		
	事業実績報告書や収支決算書等必要な書類を徴し、毎年度補助の必要性につい		
	て検討し、見直しを行っている。法人は、平成23年3月に「事業運営改革プラ		
	ン」を定め、法人の「自主性」「主体性」を高めるための方策を計画した。同プ		
	ランの中で、区補助事業の見直しや、自主財源の確保についても取り組みを進め		
区の措	ている。		
置・対応   状況	こうしたなかで、「ホームヘルパー養成研修事業」のように、財源の見直しに		
1/1/1	より自主事業として行うこととなったものもある。		
	内部留保は、「市区町村社協経営指針」(全国社会福祉協議会)で事業経費の		
	おおよそ3分の1程度を目安にするとの指針に基づき、概ねその範囲で推移して		
	いる状況である。		
	和野大 I の目 M		
区の措置	<b>是正されていないがやむを得ない/是正が不十分/是正</b>		
, ,,,,,	されていない/その他		
糸	吉果・意見区分     意見		
妥当性	E会の平成23年度決算によれば、事業経費451百万円(事業活動収支計算		
判断の	書)に対し純資産 295 百万円である。従って、事業経費の 3 分の 1 である 150		

### 理由及 び結果 ・意見の 内容

百万円に対し、純資産は約2倍となっている。純資産295百万円のうち大きな部分を占めるのは運用基金積立金231百万円であるが、当該積立金はその目的が限定的で容易に取り崩しができないものとは判断されないことから、内部留保から除外することはできない。

E会の事業活動収入のうち経常経費補助金収入と共同募金配分金収入が 57% を占めており(平成23年度)、このような収入を元に一般的な基準を大幅に上回る内部留保を維持しているのは、適正とは考えられず、今後の補助金算定に当たって、考慮されたい。

### 新たに検出した事項

### 結果・意見区分

結果

## 概 要

社会福祉協議会への補助金については、助成に関する条例とこれに付随して "人件費補助に関する要綱"と"食事サービス助成事業に対する補助金交付要綱" が定められている。

"人件費補助に関する要綱"第3条2号は補助対象となる手当を定めているが、管理職手当は記載されていない。従って補助金の対象外であるが、23 年度補助金として管理職手当 2,636,400 円が支給されている。 返金処理を含め適切に処理されたい。

### 検出し た事項 及び結 果・意見

(参考)

社会福祉法人大田区社会福祉協議会に対する人件費補助に関する要綱

不られの内容

(社協職員の人件費の補助)

第3条 区長は、社協に対し、次に掲げる経費につき、予算の範囲内で補助する。

- (1) 前条第2項に定める給料に要する経費
- (2) 扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当に要する経費
- (3) 事業主負担分の共済費及び社会保険料に要する経費
- (4) 福祉厚生に要する経費

## 【10】社会福祉法人E会への補助金

## 【着眼点】補助金は決算書に適正に表示されているか。

### ここがポイント

補助金算定は決算状況が重要な判断基準になるので、正確な処理が必須。

NO	17058	所管部署 福祉部福祉管理課	
概要	住民福祉の向上をはか関する条例第2条に基社会福祉法人E会に対して、次に掲ができる。 (1) E会の行う事	各団体の中核的存在である E 会に助成を行うことにより、 ることができるとして、社会福祉法人 E 会に対する助成に 送づき補助が行われている。 二対する助成に関する条例第 2 条 がる経費について、予算の範囲内で補助金を交付すること 事業に関する人件費及び事務費 公要と認めた事業に係る経費	
	前監査時の闘	監査人見解とその後の区措置・対応状況	
	結果・意見区分	意見	
前監査人見解	人件費の計上は見当だ 与、手当等の計上は、 実際の状況をより 来補助すべき金額を算	E確に反映した事業区分別の決算書内訳の作成を指導し、本 当出できる資料を入手すべきである。	
区の措 置・対応 状況	含まれるもの以外)に	り」として交付される補助金(事業費補助に人件費相当分が こついては、法人決算において、平成18年度までは経理区 して計上していたが、平成19年度以降は、経理区分ごと いる。	
	現監査人の見解		
区の措置	量・対応状況の妥当性	是正されていないがやむを得ない/ 是正が不十分/ とれていない/その他	
糸	5果・意見区分	意見	
妥当性 判断の 理由は が意見の 内容	成"との意見を反映 ・"要介護認定職員" 収入及び対応する 業務は特別会計"要	り状況をより正確に反映した事業区分別の決算書内訳の作していない以下の処理が行われているので、是正されたい。の人件費が補助されているが、収支計算書では当該補助金、件費支出は一般会計に計上されている。要介護認定職員の介護認定調査事業"に含まれることから、当該補助金収入・川会計に計上すべきである。	

## 【11】社会福祉法人E会への補助金

## 【着眼点】補助金を原資に更に補助が行われる場合、その補助条件は適正か。

### ここがポイント

E会への入会を補助条件としているのは、補助金の目的を逸脱している。

NO	17059	所管部署 福祉部福祉管理課	
概要	住民福祉の向上をはた 関する条例第2条に基 社会福祉法人E会に E会に対して、次に掲 ができる。 (1) E会の行う事業	5各団体の中核的存在である E 会に助成を行うことにより、いることができるとして、社会福祉法人 E 会に対する助成に基づき補助が行われている。 こ対する助成に関する条例第 2 条 がる経費について、予算の範囲内で補助金を交付すること に関する人件費及び事務費 要と認めた事業に係る経費	
	前監査時の関	監査人見解とその後の区措置・対応状況	
	結果・意見区分	意見	
前監査人見解	る必要がある。所管調	助成をしている場合であっても、直接助成と同様に管理するでは、E会から基礎資料を入手しているが、入手すべき書字が徹底されていない。入手すべきリストを作成することにまされたい。	
区の措 置・対応 状況		っ他の団体等への助成事業については、交付先・交付金額・ この報告を受けている。	
現監査人の見解			
区の措置	区の措置・対応状況の妥当性		
糸	吉果・意見区分	意見	
	ボランティア団体等に	也域福祉活動振興助成があり、社会福祉活動等を行っている こ助成金が交付されている。この交付金はE会の"地域福祉 長綱"に基づいて交付されている。	
妥当性 判由 び 意見の 内容	成団体は "E会の会員動を行うボランティン ず、その目的以外への	で助成団体のE会の企画事業等への協力義務、また6号で助してあること"が義務付けられている。助成金が社会福祉活力団体の育成を支援することを目的としているにも拘わらり支出を強制するような規定は不適切と判断する。とする事業であることから適正に指導されたい。	
	地域福祉活動振興助成金交付 第9条(責務)	· 要綱	

この要綱により助成を受けた団体は(以下「助成団体」という)は、その趣旨を遵守し目的達成に向け最大限努力するとともに以下の各項についての責務を負うこととする。

- 2安全、衛生面について充分配慮すること。
- 3可能な範囲で広く区民に開かれた活動とすること。
- 4助成対象事業を実施するに当たり可能の範囲で助成金を受けている旨の表示をすること。
- 5 社協の広告媒体等による助成決定事業の広報及び助成団体の交流を図る企画等への協力をすること。
- 6大田区社会福祉協議会の会員であること。

### 【12】休日·休日準夜診療設備運営費補助金

### 【着眼点】補助金の額は、本事業を継続的に実施するために妥当な額か。

### ここがポイント

適正な補助金を算出するために、本事業の収支状況を把握する。

NO	17069	所管部署	保健所保健衛生課	
概要	補助の目的 休日診療、休日準夜診療及び土曜 るため。 補助額 A 医師会・ C 医師会 @4,000 B 医師会 @3,000,000 円		確保し、その業務の円滑を図	
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
	結果・意見区分 意見			
前監査 人見解 区の措 置・対応 状況	従来は、補助額が定額であり、 憑のチェックはなされていなかっ 会ばらつきがあるため、証憑に基 その結果、経費の実績に応じた 補助要綱に則り相当な額を交付 容及び積算根拠を明記している。 で必要に応じ実施している。	った。しかし、実績 基づくチェックを E補助金交付も検 けしている。様式	実施する必要がある。 討すべきである。 の統一化を図り、補助対象の内	
	現監査	<b>荃人の見解</b>		
	区の措置・対応状況の妥当性			
妥当性 判明 日本 が 日本 が 日本 が 日本 が 日本 が まま の 内容	も費消した費用合計に対し補助額 万円の費用に対し、補助金は4百	質は一部に留まっ 「万円で8百万円 診療報酬による」 当補助事業にご	不足している。 収入がある。事業を継続的に実 いての各医師会の収支計算書	

### 【13】社会福祉法人 K園に対する補助金

### 【着眼点】補助金は事業を継続するための必要最低限の額に抑えられているか。

### ここがポイント

補助額は単に対象となった費目だけでなく、事業全体の収支を見て判断する。

NO	17073 所管部署 福祉部介護保険課
概要	補助の目的 当区の特別養護老人ホーム等の受託法人である当法人に対し補助を行うこと により、同法人の健全な運営を確保する
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況
	結果・意見区分
前監査人見解	補助金は必要最低限の金額を支出することにより効率的に運用されるべきである。補助金額が収受する団体にとって必要最低限で適切な水準であるかどうかの判断基準を、その団体の正味財産額等の内部留保等の金額を用いることが有用である。 区では、補助事業の対象法人が事業を運営するに当たり保持すべき内部留保金額等の水準については、明確には基準を設けていないが、今後は検討されたい。
区の措 置・対応 状況	養護老人ホームの主な内部留保金は施設整備費積立金であり、大規模修繕を目的とした積立である。 平成19年度に補助金交付要綱(20年4月1日施行)を整備し、それに基づき補助金を交付している。また補助金は精算方式である。養護については法人の自主事業という位置づけから区が内部留保金の水準を設定することはしていない。
	現監査人の見解
区の措置	是正されていないがやむを得ない/是正が不十分/ <mark>是正</mark> されていないがやの他
糸	吉果・意見区分
妥当性 判断の 理結果 ・意見容	平成23年度の養護老人ホーム決算書によれば、以下の点が指摘出来る。 ・事業活動収支内訳書(養護)、補助金収入45,820千円(都補助金を含む)経常収支差額38,391千円、施設整備積立金積立額40,000千円・貸借対照表(養護)、総資産837百万円、純資産815百万円・経常収支差額の大きな部分が補助金によっており、当該額が施設整備積立金の積み増しとなっている。また財務基盤もきわめて健全である。 前監査人の指摘どおり、必要とする内部留保の基準を明確にせず、補助金が内部留保に積み増されていくことは、補助金支出として適切とは言えない。養護老人ホーム事業に対する補助金水準について検討されたい。

### 新たに検出した事項

### 結果・意見区分

意見

## 概要

従来、介護職員2名分の人件費が補助されていたが、平成19年度に"養護 老人ホーム池上長寿園補助金交付要綱"が制定され、人件費の交付基準が変更 になった。

上記補助金交付要綱によれば、人件費に係る補助金は"老人福祉施設定員規模別職員配置表に規定する配置すべき人員を超えて支援員が配置される場合に交付するものとし、当該配置すべき人員より1名多いときは主任支援員1名分を、2名以上多いときは主任支援員1名分及び支援員1名分を限度として交付する"と規定されている。

老人福祉施設定員規模別職員配置表に規定する配置すべき人員と24年3月末の長寿園の職員体制は次の通りである。

配置基準表	主任介護職員	介護職員	合計
定員階級区分 51~60	1	5	6
長寿園	支援員 (常勤)	支援員 (非常勤)	
艾芬恩 	4	4	8

老人福祉施設定員規模別職員配置表に規定する配置すべき人員は、全員常勤者と判断されるが、上記人員配置に基づき、平成17年度の長寿園人件費実績で試算すると次の通りとなる。

常勤 @5,683 千円、非常勤 @2,500 千円

検出事活意内

- ・老人福祉施設定員規模別職員配置表に規定する配置すべき人員 6 名 人件費総額 @5,683 千円×6 名=34,098 千円
- ・長寿園配置人員 常勤4名 非常勤4名人件費総額 @5,683千円×4名+@2,500千円×4名=32,732千円

上記のとおり、非常勤職員を多く採用していることで国の基準より人件費支 出が少ないにも拘わらず、交付要綱が常勤・非常勤の区別なく単に配置人員の みで補助額を規定していることから、平成23年度で主任支援員1名分及び支 援員1名分計11,001千円が補助金として支出されている。

常勤職員、非常勤職員の構成によって、人件費が大きく異なる実態に応じた補助金算出方法に改める必要がある。検討されたい。

#### (参考)

養護老人ホーム池上長寿園補助金交付要綱

(交付の対象経費)

**第4条** 補助金の交付対象となる経費は、池上長寿園の施設維持管理経費並びに主任支援員及び支援員の 人件費とする。

2 人件費に係る補助金は、老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る指針について (平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124001 号厚生労働省老健局長通知) 別紙 3 老人福祉施設定員規模別職員配置表に規定 する配置すべき人員を超えて支援員が配置される場合に交付するものとし、当該配置すべき人員より1名 多いときは主任支援員1名分を、2名以上多いときは主任支援員1名分及び支援員1名分を限度として交付する。

### 新たに検出した事項

#### 結果・意見区分

意見

### 概要

平成23年度補助金申請書の科目別内訳と申請書に添付された資金収支予算書の科目別内訳には、多くの科目で差額が発生している。

本件について、区担当者の説明は次のとおりである。

"補助金申請書と資金収支予算書の作成時期が異なるため、差額が生じます。 補助金申請書は予算用として作成するため、前年度の決算額を元に請求額を決めており、資金収支予算書は、業者と打ち合わせや見積提出を受けて当該年度に決定しています。補助金申請には、予算用に作成したものが添付されています。"

上記説明によれば、区の予算作成時に提出された数値が補助金申請書に記載されるため、その後に作成される資金収支予算書と差異が発生するとの事である。

# 検出し項 たび意見 の内容

しかし、社会福祉法人に対する助成に関する条例第4条(申請手続)で収支 予算書の添付が要求されているのは、申請法人の正式の予算に基づき、申請額 を決定せよとの趣旨であると判断する。

区の予算作成時の暫定的な事業計画及びこれに基づき支出見込額とその後の 法人側での検討で事業計画などに変更があった場合は、当然補助金の検討も再 度行う必要がある。実務的な観点から大幅な変更がない限り、その間の差異は 認めるとしても、重要な変更があった場合は再検討するルールを定める必要が ある。検討されたい。

#### (参考)

社会福祉法人に対する助成に関する条例

(申請手続)

**第4条** 法人が、第2条に規定する助成を受けようとするときは、申請書に次の書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 事業計画書及びこれに伴う収支予算書
- (3) 別に国又は他の地方公共団体から助成を受け、又は受けようとする場合には、その助成の方法及び程度を記載した書類
- (4) その他区長が必要と認める書類

### 【14】社会福祉法人Y会に対する補助金

## 【着眼点】補助金申請の内容は、条例等の規定を遵守しているか。

### ここがポイント

補助金申請書は条例等で要求されている書類がすべて添付されていることを確認。

NO	17074 所管部署 福祉部障害福祉課
概要	補助金の目的 社会福祉法人Y会が設置経営する知的障害者通所授産施設(現 就労継続支援B型施設)について、区立授産施設(現 就労継続支援B型施設)と概ね同 水準の処遇内容を確保するため、人件費等運営費の一部を補助する。 (就労対策事業)社会福祉法人が実施する離職障害者の就労対策事業に対して、 人件費等を補助する。 (本部事務局) Y会の本部事務局体制を整備する。
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況
	結果・意見区分 結果
前監査人見解	「社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例」の第3条第3号によれば、補助金申請に当たって"別に国又は他の地方公共団体から助成を受け、又は受けようとする場合には、その助成の方法及び程度を記載した書類"を添付する必要がある。 知的障害者通所授産施設(現 就労継続支援B型施設)について東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金を受領しているが、当該補助金について第3号書類が添付されていない。
区の措 置・対応 状況	平成18年度~22年度までは「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付決定通知書」の添付を受けた。平成23年度からは、補助の再構築が図られ、区市町村が実施主体となる補助事業に位置づけられた。区は「大田区障害者日中活動系サービス推進事業」として、補助金交付要綱を整備、補助している。
	現監査人の見解
	是正されていないがやむを得ない/是正が不十分/ <mark>是正</mark> されていないがやの他
糸	苦果・意見区分 結果
妥当性 判理が ・意見 内容	社会福祉法人Y会に対する補助金は、現在「社会福祉法人に対する補助金の 交付に関する条例」に基づき支出されるものと上記"区の措置・対応状況"に 記載されている「大田区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱」 に基づき支出されるものがある。 後者については特に問題はないが、前者については前監査人の指摘事項が依 然として遵守されていない。即ちY会は平成23年度東京都からの補助金を併 せて受領しているにも拘わらず、必要とされる書類が添付されていない。補助 金を規定している条例等に従い審査手続を徹底されたい。

### 【15】社会福祉法人Y会に対する補助金

## 【着眼点】施設の種類に拘わらず、処遇改善費の基準は公平か。

## ここがポイント

通所利用者及び事業者への公平性から、本補助金と指定管理料の算定を出来るだけ比較可能な形で統一化すべき。

NO	17075 所管部署 福祉部障害福祉課
概要	補助金の目的 社会福祉法人Y会が設置経営する知的障害者通所授産施設(現 就労継続支援B型施設)について、区立授産施設(現 就労継続支援B型施設)と概ね同水準の処遇内容を確保するため、人件費等運営費の一部を補助する。 (就労対策事業)社会福祉法人が実施する離職障害者の就労対策事業に対して、人件費等を補助する。 (本部事務局)Y会の本部事務局体制を整備する。
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況
	結果・意見区分    意見
前監査人見解	知的障害者通所授産施設(現 就労継続支援B型施設)に対する補助目的として"区立授産施設(現 就労継続支援B型施設)と概ね同水準の処遇内容を確保するため"が掲げられ人件費・施設維持費・処遇改善費・保健衛生費が補助されている。  区の施設では少なくとも人件費については、国の基準を上回る看護師等を配置しており、この差が補助の対象になっているが、その他の費目については明確な区の基準が把握できないことから、その基準を上回る費用の把握もできないといわざるを得ない。  よって、区は区の基準と国の基準の差を明確にして、この差をカバーするた
区の措 置・対応 状況	めの費用を費目ごとに積算し、補助申請額を審査する必要がある。 人件費については、国配置基準と区立施設の配置水準(事務員、看護師、嘱託医、栄養士)に照らし、事業における必要性を審議し補助しています。補助金額については計画的に見直し、減額(栄養士の補助は19年度以降は廃止)等している。 また、施設維持費については、1施設を除き、19年度以降補助していない。(補助施設はのぞみ園。まごめ園は現在改築中、さわやかワークセンターは、「ふれあいはすぬま」に19年4月移転につき。)処遇改善費・保健衛生費については、利用者交通費、区立施設で実施のO-157対策経費(菓子製造にかかる検便費用)など区立施設に準じた利用者の直接処遇に関する補助となっている。

### 現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性

是正されていないがやむを得ない/ 是正が不十分/ **是正** されていない/その他

結果・意見区分

意見

知的障害者通所授産施設は現在就労継続支援B型施設として運営されているが、区内に15施設、内訳は区立区営3か所、区立民営7か所。民立民営5か所である。本補助金は民立民営の3施設を対象とするものである。

妥当性 判断の 理由な ・意見の 内容 一方区立民営施設は、運営主体が自立支援費(現 介護給付費)を収入とする利用料金制へ移行しており、これとともに区が指定管理料を支払っている。本補助金の趣旨は"区立授産施設(現 就労継続支援B型施設)と概ね同水準の処遇内容を確保するため"であるが、この点では区立民営施設に対する指定管理料も同様な趣旨と判断される。

就労継続支援B型施設の利用者は区がその通所利用に関与しており、運営方式が異なっても同一なレベルでのサービス提供が求められる。この観点からは、本補助金と指定管理料の算定方法には、例えば本補助金で認められている日額制移行減額分補助は指定管理料では明確な形では計算されていない等違いがある。

通所利用者及び事業者への公平性から、本補助金と指定管理料の算定をできるだけ比較可能な形で統一化すべきである。区立区営での処遇内容(区の基準)と国の基準での処遇内容を人員の配置基準、施設維持の水準等で比較し必要差額を補助金・指定管理料共通の支給基準とする等が考えられる。検討されたい。

### 【16】社会福祉法人Y会に対する補助金

## 【着眼点】施設の就労支援の努力が施設経営にプラスとなる仕組みになっているか。

### ここがポイント

就労者の増加は施設の努力に負うところが大であり、施設への動機付けが重要。

NO	17076     所管部署       福祉部障害福祉課	
概要	補助金の目的 社会福祉法人Y会が設置経営する知的障害者通所授産施設(現 就労継続支援 B型施設)について、区立授産施設(現 就労継続支援B型施設)と概ね同水 準の処遇内容を確保するため、人件費等運営費の一部を補助する。 (就労対策事業)社会福祉法人が実施する離職障害者の就労対策事業に対して、 人件費等を補助する。 (本部事務局) Y会の本部事務局体制を整備する。	
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況	
	結果・意見区分 意見	
前監査人見解	離職障害者就労対策事業についての平成16年4月1日の補助金交付申請書によれば"開設以来11年目を迎え	
	など)を適切かつ継続的に把握する必要がある。 補助金については、障害者自立支援法のもと自立支援費(現 介護給付費) で運営する中、大都市部での運営環境、利用者支援水準の確保などを理由に、	
区の措 置・対応 状況	人件費(非常勤事務員 1 名=国配置基準と区立施設の配置水準に照らし必要性を審議)、処遇改善費(就労促進費や利用者交通費など利用者の直接処遇に関する補助)、日額制移行減額分について施設の事業目的、運営内容を審議し補助している。	
	就労状況は次のとおり。(18年度=定員19名、19年度以降=定員20 名。就労者=18年度4名、19年度4名、20年度2名、21年度0名、2 2年度2名、23年度2名。)	
現監査人の見解		
, ,,,,	置・対応状況の妥当性	
	昔果・意見区分 意見	
妥当性	離職障害者就労対策事業は現在就労継続支援B型サービスとして実施されて	

判断の 理由及 び結果 ・意見の 内容 いるが、授産と就労移行支援が大きな目的である。Y会は大田区内の就労継続 支援B型サービスを提供する施設15か所のうち、4か所を運営している(3 か所はY会自営施設、1か所は区立施設の指定管理者)。

平成23年度で報告が得られている10施設での就職者は8名であるが、Y会施設は1名である。Y会担当者にヒアリングしたところ、利用者の就職の可能性があるケースでも、就職後勤務が続けられなくなった場合に戻れる施設がないことを危惧して就職を断念することがあるとのことである。また、現在の支援費の枠組みでは、就職者が出ても施設の経営にメリットを受ける仕組みがない。

就労の可能性がある利用者については、施設でも出来るだけ就職に向けた努力を行えるような仕組みを区が構築していくことが望ましい。例えば、

- ① 就職後一定期間(例えば6カ月間)内に離職した者には、再度施設に戻れることが出来るような仕組みを施設にデメリットがない形で作る。
- ② 施設出身者が安定的に就労を続けた場合は、施設にメリットが発生するような仕組みを作る。

就職先の発掘については、障害者就労支援センター(障害福祉課)や大田区障害者就労促進担当者会議(行政機関やハローワーク、施設、特別支援学校などで構成)などのネットワークの中で組織的に対応しているが、施設が企業等への日常的な訪問等で利用者と企業のニーズを合致させて進展するケースも多いと判断されるので、施設の就労支援への努力が反映する仕組みの構築を検討願いたい。

### 【17】社会福祉法人Y会に対する補助金

## 【着眼点】補助金の必要性を補助先の決算状況からチェックしているか。

### ここがポイント

補助金は単に費目毎の補助効果だけでなく、補助事業の採算性等も考慮して決定する。

NO	17077 所管部署 福祉部障害福祉課
概要	補助金の目的 社会福祉法人 Y 会が設置経営する知的障害者通所授産施設(現 就労継続支援B型施設)について、区立授産施設(現 就労継続支援B型施設)と概ね同 水準の処遇内容を確保するため、人件費等運営費の一部を補助する。 (就労対策事業)社会福祉法人が実施する離職障害者の就労対策事業に対して、 人件費等を補助する。 (本部事務局) Y 会の本部事務局体制を整備する。
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況
	結果・意見区分 意見
前監査人見解	本部事務局補助についての平成16年4月1日の補助金交付申請書によれば "人員の配置や事務処理機能の強化が必要でありますが、これらの財源を法人が用意することは難しい状況であります。"と記載されている。 しかし、Y会の平成16年度一般会計事業活動収支計算書によれば、当期活動収支差額及び財産目録による差引純資産から判断すると健全な財政状況と解せられる。 従ってこのような財政状況にある社会福祉法人の法人全体の管理業務(本部事務局)への補助の必要性を再検討されたい。 毎年度補助の必要性を判断し、見直しを図ってきている。法人自らも経営改
区の措 置・対応 状況	革に着手し、本部機能の強化等に取り組み始めている。法人本部への補助金は、 段階的に見直しており平成24年度は区の派遣職員の共済費(事業主負担分) のみの補助とした。
	現監査人の見解
区の措置	是正されていないがやむを得ない/ 是正が不十分/ 是正 されていない/その他
約	吉果・意見区分 意見
妥当性 判断の 理由及 び結果 ・意見の 内容	社会福祉法人Y会の平成23年度事業活動収支報告書によれば、事業活動収支は137百万円の黒字であり、そのうちに含まれる補助金収入96百万円を除いても41百万円の黒字になっている。個別に見ても、さわやかワークセンターは補助金を受領しなくても黒字であり、補助金を受領して事業活動収支差額が嵩上げされている。資産状況も純資産が10億円以上と安定した財務状況で偶発的な事故等による賠償資力も充分対応できる体力があると判断される。

区立授産施設(現 就労継続支援B型施設)と概ね同水準の処遇内容を提供しながら黒字を計上しているY会に補助金を支出する目的を再確認されたい。 なお、平成24年度は区の派遣職員の人件費部分について減額したとの回答であるが、派遣職員は区から直接給与を受領する制度に変更されており、区の実質的な負担に変化はない。

### 新たに検出した事項

### 結果・意見区分

意見

## 概要

補助金の精算は確定した決算に基づいて行う必要がある。精算額が確定決算により確認されることが必要であり、また補助金の必要性を確定決算でチェックすることが求められるからである。

## 

- ① 平成23年度のまごめ園日中活動系サービス補助金精算書に添付されているまごめ園経理区分の資金収支計算書が正式な決算に基づく資金収支計算書と異なっていた。担当課の説明では、前者は提出時時点のもので、その後決算整理で数値に変動があったとのことである。補助金の精算と決算書とは、上記概要に述べたような関係にあるので、補助金の精算には最終の決算書類を添付させるよう指導願いたい。
- ② 平成23年度決算において、のぞみ園・まごめ園の日中活動系サービス補助金が、大田区からの補助金にも拘わらず東京都からの補助金に計上されている。平成22年度まで東京都へ請求していたため、平成23年度は処理を誤ったとの担当課の説明であるが、Y会へ注意を促すとともに上記概要に記載した趣旨から担当課におけるチェックを徹底されたい。

### 【18】民間緊急一時保護助成

### 【着眼点】例外的取扱は適正になされているか。

### ここがポイント

例外的な取扱(事後申請)となっているケースの中に、原則的取扱とすべきケースが含まれている。

NO	17079	所管部署	福祉部障害福祉課			
概要	概要 民間緊急一時保護助成の目的 保護者または家族の疾病等により、一時的に保護を必要とする心身障害者 (児)を民間人の協力を得て一定期間保護した場合、その役務の提供に対して 区が助成することにより障害者福祉の向上を図る。					
	前監査時の監査人見解とその	後の区措置・対応	状況			
	結果・意見区分 意見					
前監査人見解	緊急一時保護申請書が保護期間開始 事情により例外的な取扱をせざるを得 是正を求める必要がある。					
区の措 置・対応 状況	緊急一時保護事業は、原則事前申請となっているが、民間緊急一時保護は事前登録している介護人ではなく、本当に緊急時に近隣の善意の民間の方に預か					
	現監査人の	見解				
区の措置	置・対応状況の妥当性		ヽ <u>/</u> 是正が不十分/ <mark>是正</mark>			
糸	吉果・意見区分 意見					
妥判理び ・意内容	調布地域福祉課の23年度の緊急- ろ、以下の状況があった。 ① チェックした48件中事後申請は2 急一時保護を必要とする理由を"4 合は一般的に事前申請が可能と考え 複数回申請しており、事前申請を利 と判断される。 ② 保護対象者は身体障害者手帳又は愛 請書該当欄に対象者である旨の記述 定・発行簿に決定印が押捺されてい われているか疑義を感じさせる処理	21件、事後申請: 4休養旅行等"と 1 1 1 2 1 3 3 3 3 3 3 3 3 4 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	21件のうち14件が緊 している。休養旅行の場 当する利用者は殆んどが ことは充分可能であった 帳)保持者であるが、申 緊急一時保護宿泊券決 あり、本助成が適正に行			
	本制度の運用が適正に行われるよう	、チェックする仕	組みを整備されたい。			

チェック体制とは離れるが、点検した申請書の中に保護対象者の父母がお互いに保護協力者になり、助成金を受領しているケースがあった。

当制度が前提としている"近隣の善意の民間の方"とは異なると考えられ、一般に理解が得られにくいのではないかと判断する。

【19】①大田区老人クラブ連合会補助金・②大田区老人クラブ助成・③大田区老人クラブ特別助成

### 【着眼点】補助金は要綱等の趣旨に沿って使用されているか。

### ここがポイント

補助金精算額のチェックは、金銭出納帳・通帳コピー等原書類に遡って行う。

NO	1 7 0 8 2	所管部署	福祉部高齢福祉課		
概要	補助の目的 ①大田区老人クラブ連合会会員の福祉の向上と老人クラブの発展のために実施する。 ② 区内の老人クラブの活動に対してその運営を助成し高齢者福祉の増進に資する ③ 老人クラブの会員数の規模別に特別助成金を交付し助成の均衡を図り老人クラブ活動の一層の進展を期する				
	前監査時の監査人見解とその	後の区措置・対	応状況		
	結果・意見区分 意見				
前監査人見解	要綱において酒類等は補助対象外経 象経費の中に総会用の酒類が入ってい 実績報告書の修正後も補助対象経費合 助事業執行上は結果として問題は無か 現状、実績報告書の記載のみで審査 外経費の混入も、記載がない場合、領 続きとなっている。 各クラブには監事等の会計担当が存 るとはいえ、領収書の添付等による支	るクラブがあっ 計が区の助成金った。 を行っているの 収書を見ない限	た。この件に関しては、 を上回っていたので、補 で、このような補助対象 り内容は検出できない手		
区の措 置・対応 状況	(平成17年度の措置状況・対応状況) 実績報告時の領収書提示の義務付けを (現時点の措置状況・対応状況) 大田区老人クラブ助成要綱(昭和40年 条によれば、「区長は必要に応じて提 めることができる。」とされており、 は、領収書を提示させ、確認するよう。	した。 手11月19日原 出書類に係る帳 できる限り助成	簿、領収書等の提出を求		
現監査人の見解					
	区の措置・対応状況の妥当性				
	吉果・意見区分 ① は結果、②		ALVERT AND		
妥当性 判断の	を老人クラブから提出された"平成費の内訳が記載されている)と該当ク		.,		

理由及

ックを行った。

### び結果 ・意見の

内容

- ① A会については、
- ・歳入歳出決算書の助成対象経費/助成対象外経費の計上額が高齢福祉課が指示している対象区分の基準と異なっている。
- ・前年度からの繰越金が歳入歳出決算書と金銭出納帳で異なる。

等から平成23年度歳入歳出決算書の再提出を求めたい。

- ② その他のサンプリングした老人会でも
- ・歳入歳出決算書の次期繰越額と金銭出納帳の次期繰越額が相異している。
- ・金銭出納帳から歳入歳出決算書の助成対象経費の費目別金額がチェックしにくい。

等の問題がある。

多数の老人会について領収書を全件点検することは、困難と判断されることから以下のような方法で老人会により丁寧な説明をしつつ、高齢福祉課でのチェック機能を向上させることが考えられる。

- ・老人会への説明会で、金銭出納帳への費目別内訳記載の励行を求める。
- ・歳入歳出決算書に該当する部分の金銭出納帳及び預金通帳のコピー添付を求める。

検討されたい。

### 新たに検出した事項

結果・意見区分

意見

## 概要

単位クラブを対象とした老人クラブ助成金から東京都・大田区老人クラブ連合会の分担金が天引きされている(1クラブ22,200円/年)。

検出項 を 及果・ 見の り

容

当該分担金は実質的に連合会への補助金となっている。

大田区老人クラブ連合会へは大田区老人クラブ連合会補助金交付要綱に基づき、補助金が支出されており、単位クラブへの助成額と連合会への助成額を実質的な必要額から修正する必要があるならば、夫々の補助額自体を修正すべきであり、このような迂回した形での連合会への補助金支出は好ましくない。 適切に処理されたい。

### 新たに検出した事項

結果・意見区分

結果

## 給出1.

概要

大田区老人クラブ連合会の決算書(実績報告書)に誤りがある。

検出項を表が、意見の内

容

大田区老人クラブ連合会への補助金のうち"基礎助成分"は、次の算式で算出される。(180,420 円+@67×当該年度会員数)平成23年度補助金は会員数 17,606人で1,360,022円である。

一方連合会の決算書では、基礎助成として 1,381,600 円計上されており、差異がある。但しその他の助成額全体の決算書計上数字は補助金合計と一致している。従って決算書の他の補助金部分にも誤りがある。

決算書は補助金が補助団体で適切に計上されていることを確認するため提出を求めているのであり、このような基本的なチェックを行い誤りがある場合は対象団体に訂正を求められたい。本件についても適切に処理されたい。

### 新たに検出した事項

### 結果・意見区分

#### 相不 总允区人

意見

## 概要

前回監査意見に対する対応報告に一貫性がなく、裏付ける資料も存在しない。 平成17年度の対応状況と今回求めた現時点の対応状況は明らかに差異がある。

#### 検出項 た 及び 意 見 の 内容

平成17年度は領収書の提示を"義務付けた"としているが、現時点では"できる限り助成金交付申請書の提出時には、領収書を提示させ"に変わっている。担当課によればこの経緯について、文書での記録は残っておらず、前担当者へのヒアリングで当時の状況についての報告を受けている。

本監査への対応が担当者の個人的な行為に留まり、担当者交代により、組織的な引き継ぎが不十分であるため、組織としての対応を明確にすべく、仕組みを構築されたい。

### 【20】社団法人 大田区Sセンターに対する補助金

## 【着眼点】補助金の支出目的を明確にする。

### ここがポイント

補助金は補助すべき事業を対象とするもので、補助事業主体の存続させるためではない。

NO	17085	所管部署	福祉部高齢福祉課		
	補助の目的				
	シルバー人材の活用を補助				
概要	補助の対象				
	(1) 人件費				
	(2) 区長が特に必要と認める経費				
	前監査時の監査人見解とその後の	区措置・対応	状况		
	結果・意見区分 意見				
	補助金は必要最低限の金額を支出するこ				
	ある。補助金額を収受する団体にとって必	_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
→ <u></u>	かの判断基準として、その団体の純資産額	及び収支差額	質等の内部留保に係る金		
前監査	額を用いることが有用である。				
人見解	   区では、補助事業の対象法人が事業を運	データン マップ インフェック マップ マップ アンファイン アンファイン アンファイン アンファイン アイス	・n 促歩すべき内郊辺保		
	金額等の水準については、明確には基準を		=		
	判断基準を設定すべきと思料する。	into const			
 区の措	事業の運営には、一定の運転資金の保有	は不可欠とな	よっている。次期繰越収		
置・対応	支差額、運用資金積立預金及び固定資産取		- 0 /		
状況	月分の配分金を超える場合には、適正な余	剰金を保つよ	う指導していく。		
	現監査人の見解	4			
区の措置	f• 对心,状况(/)妥当性	• •	<b>ン</b> /是正が不十分/ <mark>是正</mark>		
	されていない /その	他			
糸	吉果・意見区分   意見		( ++1 = 1 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
	平成23年度の決算によれば、月当たり   万円に対し、正味財産は165百万円と1				
	カロに対し、正外別産は103日カロと1   る。貸借対照表では未払金が131百万円				
妥当性					
判断の「万円に達しており 現在の補助額は過大と判断される」					
世					
び結果 •意見の	前監査人見解に対する区の対応は、事業	か月分の配分金程度の運			
内容	転資金が必要で、この額は内部留保で備え	ておかなけれ	ιばならないとの見解と		
1 3211	判断される。しかし区では"公益社団法人	大田区シルバ	バー人材センター事業運		
	営資金の貸付けに関する要綱"で 50 百万円	日までの運転資	資金を無利子で貸し付け		
	る制度を用意して、資金繰りのバックアッ	プをしている	る。短期的な運転資金の		

需要には、この貸付枠の利用により対応する(要すれば限度額の引上げ等も含め)のが、正味財産(剰余金)で対応するより合理的と考えられる。

また、補助金はシルバー人材の活用を推進するために使用されるべきであり、Sセンターの将来の存続基盤を強化するために支出されるものではない。シルバー人材の活用との目的に資する範囲で補助額を算定すべきである。検討されたい。

### 【21】子ども交流センター運営補助

### 【着眼点】補助金額決定のため実績額の申告が適切に行われているか。

### ここがポイント

区は正確な実績額の申告が行われるように要綱等で明確にするとともに、申告内容を検証すべきである。

NO	17087	所管部署	こども家庭部子育て支援課
概要	子供交流センター活動事業費補助金 大田区区民活動支援施設内に設置 業等を実施する団体に対し、その事 を円滑に推進し、もって地域の子育 とを目的とする。	量する子ども交流 事業費の一部を	補助することにより当該事業
	前監査時の監査人見解とそ	の後の区措置	• 対応状況
	結果・意見区分結果		
前監査人見解	補助金の額を決定するための実支 委託事業である学童保育室業務と補 双方を実施しているが、事業毎の経 支出額の申告が正確でなく、補助金 いる。実支出額の申告を適切にする	前助事業である 登費把握が十分 こが事業実態を	子ども交流センター活動事業 でないため補助対象経費の実 マ映されない形で決定されて
区の措 置・対応 状況	当該NPO法人に対しては、各事 費の実支出額の申請を適切にするよ		て十分に把握し、補助対象経
	現監査人	の見解	
区の措置	置・対応状況の妥当性	<b>7</b> .	导ない/是正が不十分/ <mark>是正</mark>
糸	吉果・意見区分 結果		
妥当性 判断の 理由及	区はNPO法人からの平成23年 している。この23年度補助金関連 の執行額の報告を行っていないこと 予算額を33,877円上回っていたたと 額として記載し、報告を行っていた	望書類を確認した : が判明した。 め、NPO法人	たところ、NPO法人が実際 23年度の実際の執行額が、
理田及 び結果 ・意見の 内容	予算額の費目別内訳と執行額の費費目がある一方で、予算額をオーバ 法人側の理由としては、予算額の解を得ていたことや執行額が補助額 く予算額をもって精算額としていた このような流用執行に関して、要	ーする費目もみ )費目間の流用し 賃を上回っている とのことであっ	よられた。 については、過去に区側の了 たため、実際の執行額ではな った。

今回は全体の予算額をオーバーしていたため区に実損は生じていないが、区は支出実態を何ら確認していなかった。もし、実績が予算に満たなかった場合に、実績と予算が同額という内容で申請がなされていれば、区の適切なチェックがないと補助金の過大交付になっていた。

前監査人が指摘した「実支出額の申告を適切にするよう指導」の実効性が今回なかったため、是正されていない、と判断した。

まず、今回のケースに対応できるように、執行額が費目上予算超過した場合のルールを要綱等に定めるべきである。

さらに、口頭での注意喚起のみの指導ではなく、提出された申告書類から異常性を検証できる体制を構築し、例えば以下のようなチェックリストを作成し 運用することで、実効性を担保されたい。

### 補助金精算時チェックリスト

チェック項目	適否
1. 精算額の報告は期日に間に合っているか。	
2. 精算額の報告は様式〇〇に準拠して作成されているか。	
3. 要綱に規定された書類は添付されているか。	
4. 申請者の捺印はあるか。	
5. 予算額と精算額を比較して異常な差額が生じていないか。	
生じている場合は、その理由を確認し妥当性の判断をすること。	
6. 執行額が予算額をオーバーし、他費目に流用されていないか。	
流用されている場合、要綱に則った手続きがとられているか。	
7. 予算額と執行額が円単位で同額になっていないか。	
なっている場合は、その内容を確認すること。	
8. 必要な項目は満足しているか。	

### 【22】家庭福祉員運営費補助

### 【着眼点】補助金の使途を区が適切に検証しているか。

### ここがポイント

補助金の使途検証を平成17年度の監査実施以後、今まで一切行われていなかった。 監査で指摘対象となったにも関わらず、平成24年度からの実施予定という対応は信じ がたい。

NO	17091, 17092	所管部署	こども家庭部保育サー	ービス課			
概要	家庭福祉員補助金の目的 十分な保育施設がない地域に 経験を有するものに児童の保育 図るとともに女性の社会活動へ	育の受託を勧奨す	ることにより児童福祉	—			
	前監査時の監査人見角	<b>翼とその後の区措</b>	置・対応状況				
	結果・意見区分 意見						
前監査人見解	①保育サービス課から、家庭福ックを行っていない旨の報告で記入の不完全など不備なも導し、かつ金額の中身につい。②家庭福祉員が毎年度提出するがあるが、未記入であり活用支出/収入の割合は家庭福祉収支から見ると補助金の使用るが、均一なサービスが提供ついては、何らかの基準を設収書の添付を義務付ける等、	を受けた。実績のも散見された。 で重点項目を設める 実績報告書には されていない。 過によって 15.49 に差があり、その されているとは扱 けて指導すべきと けて指導すべきと	報告書は、収支計算の。確実な実績報告書のけて審査すべきである。 、支出/収入割合を記 %~121.1%と大きく差り結果、数値上の観点から されたい。支出/収入 きえがたい。支出/収入	未済 未済 法 指 上 よ よ は よ よ は ら の 割 に の に 。 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。			
区の措 置・対応 状況	①平成18年度分の実績報告書し、確実な実績報告書の提出特に、保育補助者雇用経費、 ②受託児一人ひとりに対して対して対しておいると思われら回の報告で指摘された支出一的でなかった面も見られるて、改めて記載方法についての割合について著しい誤差がついて検討したいと考える。	を求める。 土曜保育補助経動 ウーなサービスを る。 け収入割合の格差 ため、平成18年 指導したいと考え	費については重点的に報 提供するにあたり、かは、実績報告書の記載 度の実績報告書の作成 ている。その上で、支	審査する。 かる経費 方法が統 にあたっ 出/収入			
	現監査人の見解						

区の措置・対応状況の妥当性

是正されていないがやむを得ない/ 是正が不十分/ 是正 されていない/ その他

### 結果・意見区分

意見

①家庭福祉員の支出内容について、区が審査した結果を記録した書類がなく、 実際に審査が実施されていたか、どの項目を重点的に審査したかなどが確認 できなかった。

区担当者の説明では、平成24年度分より補助金項目を精査する等して、実情に合わせた様式に変更し、提出された報告書に基づき審査する、とのことであった。

平成24年度から実施するという対応は、平成17年度監査指摘事項の対応として明らかに遅い。区が公表した措置・対応への履行遵守を求めたい。

妥当性の 理由は ・意見の 内容

②前監査人の意見にあった「支出/収入の割合の検証」について何らかの基準を設けて指導をおこなっていなかった。23年度の同割合を見る限り、(特殊事情者を除いても)12%~73%と依然大きく差がある。「数値上の観点からではあるが、均一なサービスが提供されているとは捉えがたい」と言える。

また、領収書等の確認も平成24年度から実施とのことである。

ともに監査人の意見に平成23年度までに何らかの対応をしていたとは言い難い。

領収書等の確認だけでなく支出/収入割合の検証についても、区の対応状況記載のとおりの検討が実際に行われることを期待する。

### 【23】認証保育所運営費補助金

### 【着眼点】開設準備補助金の支出決定にあたり、効果的な支出となるよう検証されているか。

### ここがポイント

発注内容が適切かつ効率的であるかを区独自に妥当性判断できるようにすべき。 多額の補助金支出の場合は、複数業者の見積もりを申請条件に加えるよう検討すべき。

NO	17095		部署	こども家庭部保育サービス課	
概要	認証保育所運営費補助 認証保育所の事業を を図る 同補助金算定方法(東 ①運営費:大田区内に 1に定める基準額の合 ②開設準備経費:大田 2分の1と要綱別表1 較していずれか少ない ※1 平成19年度か	金の目的 円滑に実施するご 京都と大田区がそ 住所を有する児童 計額 区の区域内の認証 に定める基準額 額 らは特別区財政調	たで児童 れぞれ 5 ( が入所する 保育所に対 (3,000 万)	福祉の向上と子育て支援の促進	
		万円が限度となっ 		置・対応状況	
	結果・意見区分	意見			
前監 查人 見解	=	あるいは発注に関		比較等の何らかの基準を設け、適 へ。	
区の措 置・対 応状況	* 業者選定にあたっては、複数の工事業者からの見積書の提出を求めるとともに、過				
現監査人の見解					
区の措置・対応状況の妥当是正されていないがやむを得ない/ と と れていない/その他是正が不十分/ と し れていない/その他					
并		意見			
妥当       平成23年度の開設準備経費については、以下の2件の整備を行っている。         性判       断の         理由       理由					

及び 結果 ・意見 の内 容

平成23年度開設準備経費内訳(改修補助を除く)

施設	開設年月	定員 (人)	延床面積 (㎡)	開設準備経費 (万円)	左記の内、 工事費(万円)	補助金額 (万円)
A	H 2 4. 4	4 0	230. 63	4, 762	4, 507	2, 381
В	H 2 4. 4	4 0	225. 58	2, 279	2, 213	1, 139

施設A・Bは定員が同じ、かつ延床面積もほぼ同じであり、各物件の設備等が異なる点はあるものの、開設準備経費(補助金対象額)が倍額以上かかっている。この経費には開設準備期間中の家賃も含まれているため、工事費だけで比較しても約2倍の開きとなる。

過去の新規開設に係った定員、延床面積に対する総工事費と比較した際に、これまでの支出と大きく変わる要因がなく、かつ予算の範囲内での総工事費であったため、区は上記申請を妥当な金額と判断している。工事内容の比較などは行っていなかった。また複数業者からの見積書提出を申請者に依頼していたが、単独の見積書提出でも補助金申請を受理し支出している。

区は予算内であれば妥当と判断しており、当該工事金額の妥当性を区単独で検証していない。高額な補助金の妥当な執行を考えれば、公正妥当な工事単価による工事実施のために、精緻な管理を行い区の負担を軽減する視点を持つことも重要である。見積項目の細分化や、チェックリストを活用した項目評価など、専門知識を有しなくとも区が妥当性を検証することは可能である。

また多額の補助金支出の際には、複数業者からの見積書提出を区独自の要件として要綱等に記載することを検討すべきである。これらの要件は、区民の視点を考慮すれば、区の契約事務規則に準じた業者選定方法であることが望ましい。 (参考)

#### 見積書検証チェックリスト

チェック項目	適否
1. 見積書に業者の捺印はあるか。	
2. 見積書は複数の業者から入手(合見積)しているか。	
3. 発注先の決定は見積金額の一番低い業者に決定されているか。	
4. 見積書の作成日、有効期限は工事期間に対して妥当か。	
5. 見積の対象項目は過去の同規模工事と比して妥当か。	
6. 見積金額は、過去の同規模工事と比して妥当な金額か。	
高額あるいは低額の場合、理由を確認したか。	
高額である場合、区民視点から効果的かつ効率的なものと言えるか。	
低額である場合、最低限項目が充たされ不良工事の恐れはないか。	
7. 必要な項目は満足しているか。	

## 【24】在宅薬剤師研修(少額補助金)

### 【着眼点】補助の改廃は実質で判断しているか。

### ここがポイント

旧補助金が廃止された場合、同旨の補助金が新設されているのは適正でない。

NO	17115	所管部署	保健所保健衛生課		
概要	補助の目的 東京都薬剤師会 A 支部、B 支部、C 支部 一部補助を行うことにより、在宅薬剤師の な利用方法の実践を促し、区民の健康維持。 ことを目的としている。	薬に対する適	面正な知識の習得と的確		
	前監査時の監査人見解とその後の国	区措置・対応	状況		
	結果・意見区分 意見				
前監査	専門家として知識の研鑽を積むことに対	する研修費用	は、当該専門家個人あ		
人見解	るいはその団体の自主財源で行うべきもので	ぶある。廃止	を検討されたい。		
区の措 置・対応 状況	在宅薬剤師の再教育は、本来個人又は事業と考え、また事業の実績から判断して、平成				
	現監査人の見解				
区の措置	区の措置・対応状況の妥当性				
糸	吉果・意見区分 意見				
妥当性	従来の"大田区在宅薬剤師再教育事業補助	<b></b> 助金交付要綱	" は廃止されたが、平		
判断の	成24年4月から"大田区かかりつけ薬局定	<b>E着促進等補</b>	助事業補助金交付要綱"		
理由及	が施行された。新要綱では第2条(補助金の	の対象)で薬	系剤師会が実施する教育  「		
び結果	事業(薬剤師に対する研修を含む)が規定を	されており、	旧規定内容が廃止され		
・意見の 内容	たとは言えない。上記区の対応趣旨が実現す	「るよう更に	検討されたい。		

### 【1】勤労者共済給付金等準備積立基金

【着眼点】給付金等準備積立資産は、規定された予算額通りに積み立てられているか。

#### ここがポイント

平成17年度監査時の指摘が改善されていない。平成25年度からの見直しは明らかに 対応が遅い。

### ΝO 17126 所管部署 | 財団法人大田区産業振興協会 協会では、中小企業勤労者に対する勤労者共済・福祉事業を行っており、当 該事業収入は、事業運営のための会費等収入及び区からの補助金収入等から成 っている。 このうち、協会では会員から徴収した会費を主たる財源として、その活動の 残金を勤労者共済事業給付金等準備積立基金(具体的には給付金等準備積立預 金及び給付金等準備有価証券から構成され、以下、「基金」と称す)に積立てて 運用している。 概 要 基金の積立については、「財団法人大田区産業振興協会勤労者共済事業給付金 等準備積立基金規程」(平成7年10月1日規程第17号)(以下、「基金規程」

と称す)第2条(積立金額)で「基金として積立てる金額は、毎年度の予算に 定める」と規定されている。

しかし、現実には基金の積立額は、前年の「大田区産業振興協会勤労者収入 支出決算」における(当期)収入支出差引額を積立てることが慣習になってい る。つまり、この慣習によると、予算編成(3月まで)が、前年度の決算の確定 (5月まで)を待たずに行われているため、正確な確定額をタイムリーに予算 に織り込めず、積立額の当初予算額と決算額に乖離が生じることとなる。

### 前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況

# 結果

# 前監査 人見解

①本来、当該積立基金については、勤労者共済給付金等準備のためのものであ り、積立金の目的、事業計画等でその積立金の規模が決まるものと考えられる。 よって、目的の必要額を本来予算計上すべきであり、(当期)収入支出差引額、 いわゆる当期収支差額に固執する必要はないと考えられる(平成16年度まで は、積立金の積立金額につき、特に取扱いの規定は存しなかった)。

また、たとえ(当期)収入支出差引額を次年度予算で積立て、翌年度執行す るという方法でも、約1年のタイムラグが生じ、基金規程第2条の運用が適切 に機能されているとは言い難い。さらに、当初から補正予算が必要と考えられ るのも望ましくない。

結果・意見区分

よって、当該積立金の目的に見合う予算措置とその執行をされたい。

区の措 置・対応 状況 「勤労者共済事業給付金等準備積立基金の処分(運用)等について」の方針を定め、会員福祉の向上と財政基盤の安定化を図ると共に、19年度から積立額を予算化する計画である。なお、基金のあり方については、共済会事業全体の見直しの中で位置づけていく。

### 現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性

是正されていないがやむを得ない/ 是正が不十分/ **是正** されていない/その他

結果・意見区分

結果

妥当性 判断の 理由及 び結果 ・意見の

内容

平成18年度以降、給付金等準備積立資産の取崩を予算化している。しかしながら、平成18年度以降の給付金等準備積立資産への積立額を確認したところ、前年度の勤労者共済事業の収入支出差引額を理事会で決算承認後翌年度に同額を積み立てしている。平成23年度の差引額も平成24年度に積み立てられており、前監査人指摘事項が改善されておらず、依然、基金規程第2条の運用が適切に機能されているとは言い難い。

財団担当者より平成25年度から見直したいとの説明があったが、平成17年度監査の対応としては明らかに遅い。基金設定の主旨を踏まえ、予算措置と執行を適切に行うべきである。

### 【2】特定資産の計上根拠

## 【着眼点】特定資産は、妥当な根拠に基づいて計上されているか。

## ここがポイント

計上根拠基準がない一部の特定資産は、原則として取崩しすべき。

NO	17133		所管部署	財団法人大田	区産業振興協会
	協会では、「退職給	与引当預金」、	「機器買替等達	準備積立預金」、	「産業プラザ修繕
概要	等準備積立預金」、「這	<b>E</b> 営資金等引き	<b>当預金」、「運営</b>	資金等引当有価	証券」、「給付金等
	準備積立預金」、「給作	<b>寸金等準備有何</b>	西証券」等を、4	特定預金・引当	資産として貸借対
	照表上、固定資産に計	十上している。			
	前監査時の	監査人見解と	その後の区措	置・対応状況	
	結果・意見区分	意見			
前監査人見解	特定預金、引当資産 現在、協会における は、支出の発生、目的 支出の発生が明確に予 公認会計士協会公益法 告の「特定預金の名利 うる支出額を超えて利 したがって、具体的 預金・引当資産等の割	5「退職給与引等が明確化された 学定され、から 会人委員した。 会を使用したを 情立てらいのもと かな計画のもと 十上根拠を明確	川当預金」以外の されておらず、 の支出の目的がい で報告第4号ので あっても でのであっても での積立とは でにされたい。	の特定預金・引「支出の時期は研 特定されている 定義に該当しな 単なる積立預金 ると解される。 言い難い面もあ	当資産等について 館定していないが、 預金」という日本 いと解され、同報 や、将来の予想し り、これらの特定
区の措 置・対応 状況	特定預金については、公益財団法人移行にあたり、以下の項目に整理し、内閣府の認定を受けた。 ・退職給付引当資産 ・運営資金等積立資産 ・給付金等準備積立資産 ・産業プラザ修繕等準備積立資産				
		現監査	を人の見解		
	置・対応状況の妥当性	是正されていれていない。		:得ない/是正	が不十分/是正さ
糸	吉果・意見区分	意見			
協会の貸借対照表には24年3月末現在、以下の特定資産が計上されて妥当性				上されている。	
判断の 理由及 び結果	特定資産			高 月 31 日現在)	
•意見の	退職給付引当資産		Ć	9, 549, 695 円	
内容	運営資金等積立資産		102	2, 378, 340 円	

給付金等準備積立資産	62, 446, 595 円
産業プラザ修繕等準備積立資産	44, 160, 157 円
合計	218, 534, 787 円

上記の4特定資産の内、「退職給付引当資産」は固定負債に設定されている引当金(退職給付引当金及び役員退職慰労引当金)に対応するために備えられた資産であり、両引当金の合計額に一致している。「給付金等準備積立資産」はNO17126を参照されたい。

その他の2特定資産について、財団は将来の支出に備えて積み立てているとのことであったが、前監査人指摘時と同様、計上根拠が不明確である。「運営資金等積立資産」と「産業プラザ修繕等準備積立資産」は平成22・23年度の各年度末現在残高が同額であり、どのような根拠で計上額が妥当と判断したか、財団へのインタビューや内部資料からも明確ではなかった。

協会の運営実態をみると、これらの特定資産は協会運営の資金繰りに一時的に利用されている。

なお、財団の平成23年度財産目録には使用目的等として以下のとおり記載されている。

運営資金等積立資産	運営資金として保有し、運用益を各中小 企業支援に係る事業の財源として使用
産業プラザ修繕等準備積立資産	大田区産業プラザの修繕に備え保有し、 運用益を各中小企業支援に係る事業の財 源として使用

特定資産とは、特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約のある預金、有価証券、土地、建物等の資産である。

上記2特定資産は預金や有価証券等の金融資産で構成されており、運用方法を定めた規程は作成しているが、目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件などに関しては明確に文書化されていない。

将来の支出に備えるためという名目で特定資産に計上していても使用目的が特定されているとは言えず、将来の具体的な使途が定められていないため、現状では特定資産を計上する根拠に乏しい。例えば産業プラザの修繕に長期修繕計画等の策定がなく、会計上、産業プラザ修繕等準備積立資産を計上する理由がない。

積立基準も明確ではなく、資産を不当に内部留保するという恣意性が入る余地があり、この状況で特定資産に計上することは適切ではない。

目的を明確化し、積立・取崩の要件等を定めた規程あるいは取扱要領を作成し、 それに基づいて特定資産の運営をすべきである。

以上の理由から、現状では上記2特定資産は原則として取崩しをすべきである。

## 【3】基本財産の安全性の確保等

## 【着眼点】基本財産を含む金融資産に対して区は適切に指導・監督しているか。

## ここがポイント

前監査人の報告直後に安全性に疑義のある仕組債を購入している。 現在は区の管理体制の改善が進んでいるが、金融資産に関しては引き続き注視すべきで ある。

NO	17137		所管部署	財団法人大田区産業振興協会							
概	協会は、基本財産は	5億円を仕組債	(パワーリバー)	ス・デュアル債) で運用している。							
要	償還期間は24年かり	う30年と長期	にわたるもので	あるが、利回りは年利3.5~4.5%							
	(当初の金利であり、	変動金利)と	高利回りと期待	されるものである。							
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況										
	結果・意見区分    意見										
			オ産のうち現金に	は、郵便官署若しくは確実な金融							
	· ·			な有価証券に替えて理事長が保管							
前監				区及び協会は基本財産の安全性を							
查人				しては、区への定期的でタイムリ							
見解	ーな状況報告等がなる	. · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									
> = / 1		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		証券(流動資産とその他の固定資							
		また、基本財産ではないが、協会が保有する有価証券(流動資産とその他の固定資産に計上分)についても、常に時価を注視して安全性の確保を図られたい。									
区の措	基本財産の運用に			THE PROPERTY OF							
置・対			., , . = , - 0	しつつ、より安全性の高い運用方							
応状況	法へ切り替えた。		от от у т <u>ш</u> лат								
		現監査	<b>上人の見解</b>								
区の措	間・対応状況の妥当	是正されてい	ないがやむを得	ない/是正が不十分/是正され							
	性	ていない/そ	の他								
ř	結果・意見区分	意見									
	前監査人の監査結	果報告は平成1	8年1月に行わ	れているが、上記指摘にもかかわ							
	らず、財団は平成1	8年3月に仕組	債(パワーリバ	ース・デュアルカレンシー債、期							
妥当	間30年、変動金利、	当初利率 3.0%	6) 1億円を基本	対産として購入している。当時、							
性判	すべての基本財産のi	軍用を仕組債で	継続したことは	、偏った金融商品で運用するとい							
断の	う点で安全性に疑問だ	がある。									
理由											
及び 結果	なお、平成21年月	度に大田区監査	委員より「平成:	21年度第2回定期監査及び財政							
· 意見	援助団体等監査の結果	果について(報	告)」が公表され	1ており、その中で財団基本財産							
の内	の管理運用について、	上記取引を含	む以下の指摘が	なされている。							
容											
	① 規定に反した	管理運用を行っ	ている。								
	「平成14年	F度に理事会の	議決を経ずに仕済	組債1億円も購入しているが、理							

事会へは事後報告となっており、理事会は形骸化している。」

- ② リスクが高い金融商品で管理運用している。 「仕組債は、必要なときに元本が確実に回収できない流動性リスクのある金融商品であり、また、基本財産のすべてを為替レートで利率が決まる価値の不安定な金融商品で運用し、大幅な評価損となっている。」
- ③ 包括外部監査の意見が履行されていない。 上述の監査直後の仕組債購入の指摘に加えて、「産業経済部は、協会に対し ての適切な指導・監督ができていない。」

その後、財団は基本財産及び運用財産に区分した管理及び運用規程をそれぞれ設け、以前より安全性を考慮した管理を図った。また、区への金融資産状況の報告は指摘以降しばらく行われていなかったが、現在では定期的な運用結果報告を行うようになっている。

直近の仕組債の保有状況・運用実績は下記のとおりである。

(平成23年度末現在)

銘柄	帳簿価格	時価	評価損益	年間 利息収入	
KFW インターナショナルファイナ ンスインク	1億円	7,656 万円	△2,344 万円	なし	
ドイツ復興金融公庫	1億円	7, 694 万円	△2,306 万円	なし	
欧州復興開発銀行	1億円	8,836 万円	△1,164 万円	なし	
国際復興開発銀行	1億円	7, 130 万円	△2,870 万円	なし	
合計	4億円	3億1,316万円	△8,684 万円	なし	

現在では区から財団金融資産への管理体制は改善が進んでいるが、評価損の金額が8千万円以上と大きいこと、円相場に連動する変動金利であるため利息収入が発生していないこと、また前回指摘直後の仕組債購入という事実があったため、注意喚起の意から経過及び現状を記載した。

今後も区は財団運営への管理、特に金融資産への注視を行っていくべきである。

## 平成18年度 高齢者施設の管理運営について

## 【1】委託金繰越金について

## 【着眼点】委託繰越金は契約書に従った処理が行われているか。

#### ここがポイント

契約期間終了に当たって余剰金が発生した場合は、契約内容を再チェックする。

NO	18008	所管部署	福祉部介護保険課
概要	平成12年度から平成17年度までの委託 委託金繰越金を財源として、平成16年 1,062,961千円計上されている。 積立預金等の計上は、委託契約書第9条 ム委託料及び高齢者在宅サービスセンター 剰余金が発生した場合には、乙の会計上繰 所者又は利用者の処遇向上を図るための経 づき、その将来の支出の目的を明確にした あるとしている。	度において移 「乙(I園) 委託料につい 越金として処 費に充てるもの	は、特別養護老人ホー て、契約期間満了後に 理し、次年度以降の入 ひとする。」の規定に基
	前監査時の監査人見解とその後の	区措置・対応	<b></b>
	結果・意見区分 意見		
前監査人見解	上記積立預金等に関しては、将来の支出 うことであるが、将来、支出が発生する可 た、積立預金の設定対象となる支出は、委 者の処遇向上を図るための経費でなければ 金の中にはこのような経費とは考えられな このような状況に対し、区が設定を実質 容に関し具体的な検討を行っていないこと るとは言い難い。 現在、設定されている積立預金等につい の協議を行った上で、区への返還、翌年度 否か検討を要する事項として以下の点が挙 (以下略)	能性及び確実を 託契約書に基 だなものが含まれている。 でのででででである。 でのでででである。 でのでででである。 でのででである。 でのででである。 でのでである。 でのでである。 でのでである。 でのできる。 でのででできる。 でのできる。 でいていていていていていていていていていていていていていていていていていていて	性には疑義がある。まづき、入所者又は利用設定されている積立預いている。 おり、積立預金等の内正な対応が行われてい 扱いに関し当事者間で
区の措 置・対応 状況	委託繰越金については、その返還及び利が整ったため、以下のとおり処理した。 ・締結した協議書 平成12年度から平成 ーム及び大田区立高齢者在宅サービスセン ・締結日 平成20年3月31日 ・締結に基づき受託法人から返還を受けた	3.17年度の大 ターの管理契約	田区立特別養護老人ホ

240.	10	5 (	$\Omega$	$\cap$	Ш
44U.	. IU	(i).(	w	v	П

#### 現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性

是正されていないがやむを得ない/是正が不十分/<mark>是正</mark> <mark>されていない</mark>/その他

結果・意見区分

結果

上記協議書によれば、区に返還された 240,150 千円を除き、残額 674,000 千円は法人で活用する繰越金とされている。その内訳は"法人基盤整備のための経費"422,621 千円、"サービス向上経費"164,231 千円 "緊急施設設備整備費"87,148 千円となっている。

一方委託繰越金については当時の委託契約書第9条で「乙(I園)は、特別養護老人ホーム委託料及び高齢者在宅サービスセンター委託料について、契約期間満了後に剰余金が発生した場合には、乙の会計上繰越金として処理し、次年度以降の入所者又は利用者の処遇向上を図るための経費に充てるものとする。」とされている。

妥当性 判断の 理由は ・意見の 内容 従って"法人基盤整備のための経費"及び"緊急施設設備整備費"は委託契約書第9条で定める経費とは判断されない。この点について区担当者は"協議書により、法人基盤整備費は「法人の委託事業等を効率的且つ円滑に遂行するための法人組織経営基盤の強化に活用」し、緊急施設設備整備費は「突発的に破損や故障した施設設備緊急修繕経費に活用する」ものであるため、入所者又は利用者の処遇向上につながるための経費であると考えます。"と回答している。

しかし、区担当者の見解通りになる場合も予想されるが、一方、施設の財務 基盤は強化されても、入所者又は利用者の処遇向上につながらない場合も予想 される。上記"サービス向上経費"は"入所者等のサービス向上-----のために 活用する。"と記載されており、まさに委託契約書第9条で定める経費に該当 し、これと別建で規定されている他の費目は委託契約書第9条で定める経費に 該当しないと判断される。

委託契約書の文言に従えば、確実に入所者又は利用者の処遇向上を図るための経費に充てることが必要である。検討されたい。

#### 新たに検出した事項

結果・意見区分

意見

検出し た事項 及・ ・ 意見

概要

最近作成された重要な協議書について、関連する資料が残されていない。 本件については、上記"区の措置・対応状況"に記載されている協議書の内容について種々照会したが、当時の検討内容についての回答は得られなかった。 例えば、協議書には"結果報告書による指摘事項を、真摯に受け止め"との記載があるが、結果報告書の【意見】に記載されている上記前監査人見解につい

#### の内容

て本協議書作成に当たってどのような検討が具体的に行われたか、全く資料提供がない。

協議書は平成19年度に作成されており未だ5年を経過しておらず、また金額的にも重要性があると考えられることから、本件に対する担当部局の対応は課題がある。

担当部局によれば、協議書についての関連文書は廃棄されてはいないが、検 討過程を具体的に示すことができる形式としては保存されていないとの説明で ある。協議書に至る検討過程は、誰にでも説明可能な形で詳細に記録しておく べきである。

## 【2】委託金の積算について

## 【着眼点】指定管理料の計上趣旨、積算根拠は明確か。

## ここがポイント

指定管理料は、その必要性や金額の妥当性を十分説明できなければならない。

NO	18013 所管部署 福祉部介護保険課
概要	I 園への委託金額は、次の手順を経て積算される。 (1) I 園が当初積算額を算出 (2)(1)により積算された金額に基づき、予算見積書を区へ提出する。 (3)予算見積書の区での検討結果を受け、I 園は予算見積書の修正を行う。 (4)予算見積書の再提出分に基づき、区では最終の受託金額を確定する。
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況
	結果・意見区分 意見
前監査人見解	会計年度終了後に実績額を支出項目毎に計算集計し、予算内訳表と比較することで当初積算額と実績額との予算差異に関し、単価差異や数量差異等の差異分析が可能となり、予算差異の原因分析を具体的に行うことができる。 そして、その内容に関し、区とI園とで協議を行うことにより、予算統制に関する区のリーダーシップを発揮することが可能となる。
区の措 置・対応 状況	平成21年度から利用料金制度を導入し、指定管理料として支出しているが、 指定管理料の積算及び決定については、監査意見で示された手順で実施してい る。
	現監査人の見解
区の措置	置・対応状況の妥当性
糸	昔果・意見区分 意見
	上記のとおり、前監査人見解の時は、区から委託料が支払われていたが、現在は利用料金制度が導入され、I園は介護報酬を利用料金として収入するとともに、区から指定管理料を受領している。
妥当性 判断の 理由及 び結果 ・意見の	平成23年度の指定管理料は189百万円であり、その主な内訳は"サービスレベル維持に必要な人件費""サービスレベル維持に必要な経費""施設の維持管理経費"。食の安全確保と地域経済振興"であるが、計上する趣旨、金額の妥当性に疑義がある項目がある。
内容	例えば"施設の維持管理経費"は備品購入費等で構成されているが、民立施設と同様に独立採算での運営を求めるのであれば、指定管理料の対象にならない。また、"食の安全確保と地域経済振興"は給食材料地元調達に伴う調理委託費増加分で給食食材を区内事業者から調達している分の増額相当部分とのこ

指定管理料は減額傾向であるが、必要額を計上する趣旨及び積算根拠に遡って精査されたい。

#### 新たに検出した事項

結果・意見区分

意見

## 概要 I 園は特養、短期、通所、養護、軽費等の事業別に事業会計を作成している。

I 園の平成23年度の指定管理料支払対象になっている特養、短期、通所の 事業活動収支内訳書は次のとおりである。

(単位:円)

平成23年度事業活動収支内訳書

	特養事業会計	短期事業会計	通所事業会計	3事業計
事業活動収入	2, 932, 117, 431	438, 083, 330	1, 262, 991, 603	4, 633, 192, 364
事業活動支出	2, 735, 990, 460	346, 176, 407	1, 037, 356, 290	4, 119, 523, 157
事業活動収支差額	196, 126, 971	91, 906, 923	225, 635, 313	513, 669, 207

検出し 及び まが 意見 の内容

上記のとおり、3事業計では、513百万円の収支差額が発生している。平成23年度の指定管理料は189百万円であり、指定管理料を除いても324百万円の差額を得ていることから、民立施設と同様に独立採算での運営が充分可能と判断される。なおI園の23年度末の純資産は31億円で財務的には安定している。

現在の指定管理料はその支出の趣旨が明確でない。指定管理料を区の政策、例えば国の基準を上回る処遇の提供や医療処置が必要な入所者を集中して受け入れることによる増加コスト等その必要性を明確にしたうえ、当該経費等を精査のうえ、実費支給すること(現在は確定払)が指定管理料の透明性向上に寄与すると判断する。

一方 I 園の経営努力は、利用料金の収支で実現されることになる。検討されたい。(18080は同テーマを取り上げており、参照のこと)

#### 【3】指定管理者制度への移行について

## 【着眼点】再指定の審査会は、実効性・公平性の高い仕組みになっているか。

#### ここがポイント

審査会は実質的に適切な審査がなされているとしても、区役所から理事長を含むO B が勤務している団体に適正な審査がなされていないのではないかと公平性の観点から 区民が疑問と感じるような委員の構成は、再考することが必要。

NO	18014, 180	1 6	所管部署	福祉部介護保険課					
概要				戊17年度中に行われ平					
	成23年4月からの	2 回目の指定管理者	選定は平成22	2年度に行われた。					
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況								
	結果・意見区分	意見							
前監査	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		· · • -	)際は、一括指定ではな に準拠した選考を行い、					
人見解	福祉サービスの低下いっていくことが望まし		しつつ、競争原	原理に基づく活性化を行					
区の措 置・対応 状況	現行法人の実績、サービス提供体制、施設運営姿勢の評価が良好であり、又 高齢者施設における利用者との信頼関係を考慮した。加えて、介護保険事業所 については平成21年度より利用料金制を導入し一層の経営努力が見られるこ とから、今後もサービスの向上と更なる経営の安定化が期待できることから特 命指定とした。 6特養11在宅サービスセンターの一括運営により、物品購入や業務委託な								
	どにおいて、経費の領	節減を図ることができ おいても、施設間格	きる。 差の少ない標準	性的なサービス提供を行					
		現監査人の見	解						
区の措置	置・対応状況の妥当性	是正されていない。		✓ 是正が不十分 / 是正					
糸	吉果・意見区分	意見							
妥当性 判断の	大田区立特別養護老人ホーム条例第2条の4によれば、従前の指定管理者である法人から再指定の申し出があった場合は、その法人を選考出来ることになっており、高齢者在宅サービスセンターに関する条例にも同旨の規定がある。								
理由及 び結果 ・意見の 内容	平成22年度の選考はI園からこの申し出があり、これを受け、"大田区立特別養護老人ホーム等指定管理者審査委員会"が平成22年9月27日に第1回、10月26日に第2回が開催され、従前の指定管理者が審査基準をクリアーしていることが確認された。								

この結果区長の再指定の決定手続を経て、11月に区議会で議決された。以上から実質的な審査は上記指定管理者審査委員会で行われたと判断されるが、以下の点により慎重な対応が必要であったと判断する。

① 審査委員会の委員は7名であるが、このうち3名は区役所職員である。また2名はI園家族会会長であり、純粋に第3者と言えるのは残りの2名のみである。I園へは区役所から理事長を含む5名のOB及び派遣職員1名が勤務している。

実質的に適切な審査がなされているとしても、区役所から理事長を含むOBが勤務している団体に適正な審査がなされていないのではないかと公平性の観点から区民が疑問と感じるような委員の構成は再考することが必要である。

② 審査会は9月末と10月末に実施されたが、ここで従前の法人が審査基準を クリアーしなかった場合、その後23年3月までに別の法人を選考してスムーズな業務移管を行うには不可能と判断する。実質的な審査を行うにはもっと早い時期に再指定法人についての審査を進める必要があると判断する。

(参考)

大田区立特別養護老人ホーム条例

**第2条の4** 指定期間の満了に伴い、改めて指定管理者を指定する場合で従前の指定管理者である法人から前条第2項の規定に基づく書類を添えて再び指定を受けたい旨の申出があつたときは、区長は、当該法人の指定に係る特別養護老人ホームの管理の実績を考慮して、これを指定管理者とすべきものとして選定することができる。

【4】特別養護老人ホームたまがわの歯科診療室の有効利用について

## 【着眼点】情報の保存期間は明確に定められているか。

## ここがポイント

情報管理規程には保存廃棄等のルールを具体的に定める。

NO	18018 所管部署 経営管理部施設管理課
1,0	歯科治療ユニットも他の特養が1台に対し特養たまがわは、2台あり、X線機
	械室もあり設備がより充実している。ただし、建物完成当時の工事関係の見積
概要	書等により当時の歯科室の建設コストを把握しようとしたが、当該資料は、建
	物完成後5年を経過しているため、区としては、廃棄したとのことで把握でき     なかった。
	12 N + 27 1C o
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況
	結果・意見区分 意見
	工事関係の書類につき、今後の大規模修繕等に備え、今後担当課にて、その
	予算概要が必要になること等もあり、一般的な建物の耐用年数等から考えても
	一律 5 年間保存というより、その資料の必要性を検討し、文書管理規程との整
前監査	合性も考慮しつつ、個別判断することも考察されたい。
人見解	   さらに、補助金の交付を受けて設置された施設であることから補助金の使途
	内容を明らかにする書類の保存についても、施設完成後使用経過を把握する必
	要あるいは途中で用途変更の必要などが生じる可能性があり、施設設置後5年
	で廃棄という点については保存期間が短すぎる感があり検討されたい。
区の措	平成19年度途中から、施設保全システムが運用を開始し、そのなかで設計
置・対応 状況	図面や工事設計内訳書を入れて電子データとして長期保存している。
VVD	
	現監査人の見解
マの性質	量・対応状況の妥当性
	されていない/その他
糸	昔果・意見区分 意見
	施設保全システムでの電子データの保存期間等運用ルールを求めたところ、"
妥当性	情報セキュリティ実施手順"の提出を受けた。情報セキュリティ対策を内容と
判断の	するもので、"第2章情報資産の分類及び管理""2.2.6情報資産の保管"箇 所があるが、"情報資産を適切に保管する。"との記載のみで具体的な保存期
理由及	別がめるか、 情報負性を適切に保管する。 この記載のみて具体的な保行期     間の決まりはない。
び結果	当該電子データは、文書管理規程の電子文書に準じて適正に管理しなければ
・意見の内容	ならない。工事関係書類については、"工事関係図書引継ぎ要領"で基本的な
r J 🕁	保存年限が定められているが、より具体的な保存期間を定める必要がある。規
	程を整備されたい。

## 【5】 I 園に対する無償貸付について

## 【着眼点】無償貸付を行う充分納得性のある理由があるか。

## ここがポイント

無償貸付のようなイレギュラー対応は公平性の観点から説明できることが必要。

NO	18021 所管部署 福祉部介護保険課								
概要	区は、「特別養護老人ホーム池上」が所在する建物を I 園と区分所有している。 土地は、すべて区の所有地である。行政目的に供している財産であり、 I 園を 地方自治法第 238 条の 4 第 2 項及び同法施行令第 169 条表一のハの「公共的団体」 該当するとし、行政財産のまま土地の無償貸付を行っている。								
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況								
	結果・意見区分 意見								
前監査人見解	I 園については、大田区は、特別養護老人ホームの管理運営を委託しているが、委託料の積算時についても、無償貸与に係る土地について合理的に算定した賃料を考慮していない。他の社会福祉法人については、有償貸与している場合もある。検討されたい。								
区の措 置・対応 状況	当該土地の無償貸付の契約期間は平成23年度末であったため、その際に、 取扱いについて検討した。 その結果、引き続き安定した法人運営のために無償貸付による継続になった が、契約期間は1年間として、契約更改時に再度検討することにした。								
	現監査人の見解								
区の措置	プ・対応状況の妥当性								
糸	き果・意見区分 意見								
妥当性 判断の 理由結果の ・意見容	担当者によれば、本件を無償貸付としているのは大田区行政財産使用料条例第3条3項の"その他区長が特に必要があると認めたとき。"に該当し、その判断は個別具体的な事例に応じて適否を判断するとの説明であるが、具体的にどのような状況があるときに適用されるのについての判断基準には、回答がなかった。  他の民立施設と同様に独立採算で運営することが求められており、他の民立施設とのバランスから充分納得のある根拠が必要である。特にI園の平成23年度決算では事業活動収支差額434百万円、純資産31億円であり"引き続き安定した法人運営のために"無償貸付を続ける必要性はないと判断される。  他の事業者との公平性及び区民に対する説明責任を明確にする意味でも無償								
	貸付とした判断基準を明確にし、その内容により再検討されたい。(無償貸付について平成21年度【I】参照)								

(参考)

大田区行政財産使用料条例

(使用料の減免)

第3条 区長は、次の各号の一に該当する場合は、使用料を減額または免除することができる。

- (1) 国または公法人が、公用若しくは公共用に供するため使用するとき。
- (2) 行政財産の使用の許可を受けた者が、天災地変その他不可抗力によつて、当該財産を使用の目的に供し難いと認めたとき。
- (3) その他区長が特に必要があると認めたとき。

【6】区備品として扱う物品の購入または廃棄の報告

【着眼点】区への報告を適時・的確に実施するよう改善されているか。

## ここがポイント

ほとんどの施設の報告は改善されたが、一部施設で期限遵守されていない。 期限の妥当性を含めて、検討すべき。

NO	18059						所管部署 福祉部介護保険課						
概要	区に対する物品の購入又は廃棄の報告について(当時の)運営委託契約書第4条5項では、「I園は、購入価格2万円(消費税を含む)以上の物品の購入又は廃棄をしたときは、購入日の翌月10日までに、まとめて報告しなければならない」とされている。											入又	
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況												
	結果	・意見	区分		意	.見							
前監査 人見解	報告	が、 まで <i>0</i>	購入日 )報告	の翌月 を徹底	10	日まで	にされ る。	ていな	い。購	入日又	老人ホー	日の翌	月1
区の措 置・対応 状況		園に対徹底し		毎月足	<b>三期</b> 的	(該当	無しの	施設も	含め全	施設に	) に区	に報告	する
					Ŧ	見監査	人の見	解					
区の措置	置・対	·応状》	兄の妥	当性			いない い/そ		を得な	い/是	正が不	十分/	是正
糸		意見区			結果								
	おい	て、区	区備品	として	扱う集	勿品を		は廃棄			10条 次報告		
妥当性		成23 過ぎた				出状況	は以下	のとお	り、い	ずれも	報告期	限を 1	0 目
判断の理由及び結果	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12月	1月	2月	3月
•意見の 内容	区収受日	5/25	6/22	7/27	8/26	9/27	10/24	11/22	12/21	1/26	2/21	3/23	5/1
	「												

する文書交換便であったため、及び施設担当職員が変則勤務でスムーズに連絡がつかない場合があるため、とのことである。

区と I 園は、電子メール等による提出方法の変更などで早期提出実現を検討し、平成 2 4年10月分から改善が図られている。ただ、現在の期限翌月15日を翌月20日に変更することで区側に特段の弊害が生じないのであれば、協定書の文言変更でも対応可能である。変更による影響を慎重に検討し、無理のない業務遂行を実行されたい。

## 【7】特別養護老人ホーム職員住宅について

## 【着眼点】**区財産の目的外使用として徴収している職員住宅使用料は適切な金額か。**

## ここがポイント

使用料は近隣家賃相場を考慮していない。 時価を反映した使用料徴収をすべきである。

NO	18076	所管部署	福祉部介護保険課
	I 園は、特別養護老人ホームの	つ糀谷職員住宅を	区より使用許可を受けて設置して
	いる。		
		は員の福利厚生及び	び防災対策、緊急事態に対する職
	員の確保である。		
概	当該住宅については、平成6	年に区の行政財産	<b>産の目的外使用として、区と特別</b>
要	養護老人ホームの管理運営を委	託している社会社	福祉法人に一括貸付を行うものと
	して、当法人と「特別養護老人	ホーム協定書」を	と締結し、毎年更新してきている。
	この協党事の内容については	トー当知恁母した。	時点から、一部の賃料を除き、見
	直しがなされていない。	い 当物具相 したら	可点がり、 即の負付を除る、允
	使用料として 7,260,000円 (	(月額 605,000 円)	受領している。
	前監査時の監査人見	解とその後の区割	#置・対応状況
	結果・意見区分 意見	N=	
		•	〈まで Ⅰ 園の職員住宅であり、区 ○ 済知 いは言い難い、
	の職員住宅とほぼ同様の条件で	似り扱うことは、	週別とは言い難い。
前監	行政財産の目的外使用である	ことから、使途目	  的は明らかであるが、I 園の方針
查人	によって本人家賃は、決められ	るべきであり、区	区の I 園への貸付条件とは別とし
見解	て取り扱うべきである。		
	トって マの 1 周への貸付に	てついては 通常	の家賃相場を考慮の上、諸条件の
	検討をされたい。		の分員相勿を行歴の工、昭不日の
	特別養護老人ホーム職員住宅	Eについては、区。	とⅠ園との協定に基づき、住宅入
	居者が、正規の勤務時間外に火	災等が発生した。	場合の施設入所者の誘導等の応援
		、区立施設として	て利用者の安全・安心の確保に寄
区の措	与している。		
置・対	賃料の設定にあたっては、こ	うした目的に鑑る	みて、標準となる家賃相当額を算
応状 況			とのバランスなどを考慮した上で
, ,	現行の賃料としたものである。		
	なお、平成21年度分から見		
	旧 7,260,000 円→新 8,052,0	00 円	

妥性断理及結意の容当判の由び果見内容

				200	_
XΗ	監査	- 1	1	$\blacksquare$	なガ
ᄺ		Λ	$(\prime\prime)$		ши-

区の措置・対応状況の妥当是正されていないがやむを得ない/<br/>是正が不十分/<br/>是正されていないがやむを得ない/<br/>是正が不十分/<br/>是正されていないがやむを得ない/<br/>との他

結果・意見区分 意見

糀谷職員住宅の使用料については、前監査人の指摘も踏まえ、平成21年度に 見直しを行い一定の改善が以下のとおり行われている。この見直し後の使用料は、 I 園が職員から徴収している家賃相当額と同額である。

#### 使用料徵収額明細

種類	面積	居住者	月額家賃	部屋数	月計
世帯用	62 m <sup>2</sup>	管理人	55,000→55,000	1	55,000
単身用	24~26m²	職員	25,000→28,000	22	616,000
				合計	671,000

671,000×12カ月=8,052,000円

この見直しの際、平成19年に経理管財課が行政財産使用料として妥当な金額を土地・建物の時価から算出したところ年間約1,151万円と算定された。平成24年11月現在の同課の試算によれば、年間約911万円と算定されている。

区担当者からは、以下の2点から現在の住宅使用料設定は著しく均衡を欠くものではないと考えていると説明があった。

- ① 当該職員住宅の入居者には「正規の勤務時間外に各特養又は特養の近隣において、災害が発生した場合は特養入居者の避難誘導の応援に従事する」義務が課されていること。
- ② 当該職員住宅の管理費用を I 園が負担していること。 (平成23年度の管理費用は約157万円、内訳は以下のとおり。)

費目	年間金額	内 訳
修繕費	120 万円	110 万円 居住者入替によるクリーニング・原状回
		復工事 (2部屋)
		10 万円 老朽化・不良化による修繕
管理人報酬	37 万円	月額 30,900 円×12カ月
合計	157 万円	

21年度の見直し以降、区とI園とは使用料に関する協議を行っていない。区側は管理業務の見直しを検討中であり、今後、同業務について協議する予定とのことであった。

前監査人が指摘した通常の家賃相場を考慮しておらず、現在の使用料年間 805 万円は依然、妥当な金額とは言えない。以下の4点を踏まえ、区は第三者へ賃貸

しているという立場をとり、公平性の観点を踏まえて近隣家賃相場を反映した適 正使用料を徴収すべきである。

- 1. 特養たまがわや特養池上での勤務時間外災害時の対応に、糀谷からは距離があるため、糀谷職員住宅の入居者が有効に対応することは困難と考える。一部の特養の災害時管理対応にしか有効でない糀谷職員住宅に区が使用料を優遇するのは、適切な方策とは考えられない。特養の非常時対応については、I園自体が方針を決めるべき事項である。
- 2. 当該職員住宅には I 園職員の福利厚生の側面がある。 I 園は特別養護老人ホームの管理・運営を代行しているのであり、区が I 園職員の福利厚生に便宜を図る必要はなく、 I 園側が自らの職員の福利厚生制度を構築し当該費用を自ら負担すべきである。

同じく、現状の使用料算定の基となっている職員から徴収する家賃を徴収すべき使用料に反映すべきではない。職員から徴収する家賃そのものは I 園自身が管理方法や福利厚生策等の方針を決めて職員に賃貸すべきことである。

- 3. I 園が負担している修繕費は、通常建物所有者が負担すべき費用である。区は上記修繕費を自ら負担することで、適正使用料を決めるべきである。住宅管理業務は、区の住宅政策の中で行っている住宅管理業務の活用に変更すれば、区は効率化が図ることができ、I 園も管理人を使って住宅管理を行う必要はなくなり、本業に専念できる。
- 4. 特別養護老人ホームに指定管理制度を採用しているため、同ホーム非常時の I 園職員の時間外対応については最終的に指定管理料の中で対応すべき事項であり、現況は実質的に特養指定管理者への補助支給とみなすべき状況と考えられる。

## 【8】配置定員について

## 【着眼点】特養介護職員の効果的かつ効率的な配置定員が検討されているか。

## ここがポイント

介護職員の加算は介護サービスの充実につながるが、効率的な配置について具体的な根拠に基づく検討が十分にされていない。

NO	18080 所管部署 福祉部介護保険課
	"指定介護老人福祉施設の人員、施設及び設備ならびに運営に関する基準(平成 11.3.31 厚令 39)"では、介護老人福祉施設における看護・介護職員を入所者数 3 人あたり 1 人以上と定めている。  I 園では特別養護老人ホーム・短期入所の職員配置定員に関して、区の指導に
概要	より、上記法定基準より多い看護・介護職員を入所者数2.5人あたり1人以上としている。また、さらに区の了承を得て独自に、短期入所について利用定員10名以上部分については、入所者数2人あたり1人以上の配置定員としている。
	I 園では、上記のほかに特養池上の多層階加算の7名、特養たまがわの広面積加算の6名、各施設における看護職加算各1名を配置定員に含めている。ただし、それぞれ具体的な算出根拠は持っていない。
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況
	結果・意見区分 意見
	配置定員の加算については具体的根拠が求められる。当該配置定員の加算が
前監査	サービス向上に効果をもたらすことにつながっているかどうかを分析し、具体
人見解	的なサービス向上の効率測定が可能となるような体制作りを、区は指導されたい。
	特別養護老人ホーム池上及び特別養護老人ホームたまがわは、施設の広さや
区の措	階層及び入浴場所への移動等の特殊事情を考慮すると共に、一人当たりの稼動
置・対応 状況	面積などを勘案した上で、職員の加配措置を行っている。   福祉サービス第三者評価の結果も踏まえ、引き続き良好なサービスを提供で
7770	きる職員配置としていく。
	現監査人の見解
区の措置	是正されていないがやむを得ない/ 是正が不十分/ 是正 されていない/その他
糸	き果・意見区分 意見
妥当性	配置定員の加算に関して、特養池上はフロア数が多いため、特養たまがわは
判断の	フロアが広いためとの区担当者からの説明であり、具体的にこの加算人数が妥
理由及び結果	当とする根拠は示されなかった。

#### ・意見の 内容

各特養は福祉サービス第三者評価を受審している(参考として最後に概要を 記載)。全体的満足度は高めであったが、この第三者評価には職員配置に関す る個別質問項目はない。また、全体的に回答割合が低めである。

区でも、指定管理者に対するモニタリングを実施しており、上記特養6ヶ所も対象となった。直近の平成23年度の結果では、いずれの特養も総合所見は4段階評価の上位2番目である「B:適切である」との評価であった。こちらも配置定員に関する個別の評価項目はない。

上記2つの総合結果で特養池上・特養たまがわが一定の評価をされていることから、区担当者は適切な職員配置を行っている結果が反映されたと判断している。

介護職員数の増加・充実は、行き届いたサービス提供が行われこととなり、利用者の総合的高評価の一つの要因につながることは明白である。一方で具体的な評価のない職員加算は、限りある予算の中では無条件で認められるものではなく、効率的な職員配置を実施することが重要となる。効果的なサービス提供と効率的な職員配置のバランスを保つことは難しい判断が必要なことであるが、今後、職員配置の効果を判断する具体的評価方法を導入するよう、その仕組みを I 園と協議されたい。

(参考) 福祉サービス第三者評価の概要

(多名)個性ケーに入第二名計画の似安					
施設名	利用者の総合 的な満足度	直近受審年度	調査回答数(上段) 利用者総数(下段)		
特別養護老人ホーム羽田	37.5%	2 3 年度	8人 100人		
同 池上	70.0%	2 2 年度	10人 99人		
同大森	100.0%	23年度	8人 80人		
同蒲田	77.0%	23年度	13人 99人		
同 糀谷	74.0%	2 2 年度	19人 99人		
同 たまがわ	88.0%	2 2 年度	24人 193人		
単純平均	7 4. 4%	-	-		

#### 【9】医科医療協力委託について

#### 【着眼点】 区が医師会に支払う医療協力委託金は、実態に見合った金額となっているか。

#### ここがポイント

協力病院指定料及び空床確保料は、実際の利用者数を把握せずに支出されている。 医療協力の各業務実績を考慮して、契約金額の見直しを検討すべき。

NO	18090	所管部署	福祉部介護保険課
概要	特別養護老人ホームの入所者及び高健医療の向上をはかるために、次の医締結している。 但し、通所者はホーム等内又は送近る。 1. 指定協力医病院による入院医療 2. 往診医療機関の往診医療協力 3. 通院医療機関の通院医療協力 4. 各科担当医による健康診査	医療協力に関す ①車内において	る業務の契約を、医師会と

#### 前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況

#### 結果・意見区分 意見

特養VIにおいては、A医師会の利用は下表の通院協力をみてわかるように、 年2回のみで、C医師会の465回、B医師会の93回について比べても極端に低 い。また、下表記載の事務費は、事務量の多寡で金額が算出されるのが合理的 であるが、特養VIのA医師会分については、C医師会より事務費が高いのは合 理的でない。また、協力病院指定料の146万円も実態を考慮して、見直しを検 計されたい。

## 前監査 人見解

#### 平成17年度の委託先・契約金額等 (単位・円)

十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八				
実績内訳	特養VI	うち	うち	うち
<b>天順門</b>	付後 VI	A医師会	C医師会	B医師会
協力病院指定料及	4, 387, 980	1, 462, 660	1, 462, 660	1, 462, 660
び空床確保料	4, 367, 960	1, 402, 000	1, 402, 000	1, 402, 000
往診医療協力料	0	0	0	0
@5,290	0	U	U	U
通院医療協力料				
		2 120	725 400	1/5 000
@ 1, 560	873, 600	3, 120	725, 400	145, 080
	873, 600	3, 120 (2回)	725, 400 (465 回)	145, 080 (93 回)
	873, 600 1, 684, 680	-		•
@1,560	ŕ	-	(465 回)	(93 回)
<ul><li>@ 1, 5 6 0</li><li>健康診査協力料</li></ul>	1, 684, 680	(2回)	(465 回)	(93 回) 1,684,680

区の措 置・対応 状況 特養VIにおけるA医師会との通院協力が少ないのは、A医師会の協力医療機関と特養IVが地理的に離れているということが主な要因である。

事務費につきましては平成23年度、A医師会363,726円、C医師会542,956円と適正な額となっている。

協力病院の指定等については、これまでの実績等に基づき、今後医師会と協議していく。

#### 現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性

是正されていないがやむを得ない/ 是正が不十分/ 是正 されていない/その他

結果・意見区分

意見

事務費については、平成17年度で通院回数の多寡と事務費の多寡が逆転していた特養VIのA医師会とC医師会の金額に関して、平成23年度では下表の通りある程度の改善がみられた。

平成23年度の委託先・契約金額等

(単位:円)

実績内訳	特養VI	うち	うち	うち
		A医師会	C医師会	B医師会
協力病院指定料及 び空床確保料	4, 387, 980	1, 462, 660	1, 462, 660	1, 462, 660
往診医療協力料	0	0	0	0
@5,290	U	U	U	U
通院医療協力料		0.000	460 000	104 100
@1,560	603, 720	9, 360 ( 6 回)	460, 200 (295 回)	134, 160 (86 回)
<ul><li>@ 1, 5 6 0</li><li>健康診査協力料</li></ul>	603, 720			•
,	,	(6回)	(295 回)	(86 回)
健康診査協力料	1, 684, 680	(6回)	(295 回) (0	(86 回) 1,684,680

妥当性の 理話見の 内容

一方、協力病院指定料及び空床確保料については、その対象先である指定協力病院への実際入院者数を把握していない。実際の入院者数を確認することで支出効果の検証を行い、特養利用者にとって効果的かつ効率的な支出となっているかを確認すべきである。

協力病院指定料及び空床確保料の契約金額は平成12年度より変動なく一定である。また、事務費についても平成17年度と比較して変動はない(特養VIの事務費内訳は上記のとおり変動があったが、総額は変更していない)。

実態を把握し、過去数年間の利用者数の多寡を反映した契約金額とすることなどで、契約内容をもう一度検討し、医師会と協議を進めるべきである。

## 【10】在宅介護支援センター・地域包括支援センターの予算管理

## 【着眼点】**予算管理体制の構築状況**

#### ここがポイント

予算管理の有用性の認識を深め、地域包括支援センターの業務充実化につなげるべき。

NO	18099	所管部署	福祉部高齢福祉課
概要	在宅介護支援センター・地域包括ラボビて一律の予算算定である。 対象エリア人口に応じて配置人員勢り、各事業所の個別の事情又は特性、い。そのため、各事業所での財務管理発生を、規模別に定額の委託料金額の表別である。このような観点に適した関心、平成17年度の在学売を表した関し、平成17年度の在学包括支援センターに共通するが、I園では大きにある。よお、I園では年度末になかった。なお、I園では年度末に	支援 と	がずれも、契約金額は人数に が経費の金額は決定されてお 市望所要額等を考慮していな は、事業運営に必要な費用の いに抑えるかに置かれると考 して予算管理体制が挙げら クー・平成18年度の地域 の現状の予算管理体制につき で現状の予算管理体制は構築されて
	からの繰入により当該赤字金額の補垣	真が行われてい	る。
	前監査時の監査人見解とその	の後の区措置・	対応状況
	結果・意見区分 意見		
前監査 人見解	区として、各事業所に予算管理の 予算管理体制の構築について指導され		せると共に、実態に応じた
区の措 置・対応 状況	各受託法人に対し、毎年、委託契約 あるごとに説明、指導を行っている。	的にかかる法人	、説明会の際や、その他機会
	現監査人の	の見解	
区の措置	置・対応状況の妥当性 されていない/		をい/ 是正が不十分/ 是正
糸	吉果・意見区分 意見		
妥当性 判断の 理由結果の 内容	平成23年度の予算管理資料を依頼各地域包括支援センターの人件費合意を比較した資料の提出があった。予算る原因について、特に分析した資料になお受託法人から区担当者への説明高齢者の様々な相談や支援を実施する門職の職員を雇用する必要があり、材である。	計及び事務費合 算(委託料)に は存在しなかっ 明では、赤字の る業務の性質上	計の予算(委託料)と実績 対し実績が赤字となっていた。 )原因は人件費部分であり、 、ある程度経験を積んだ専

予算管理は、予算と実績の対比分析(予算実績差異分析)が基本であるが、 対比する対象をある程度細分化しなければ有用性がない。すなわち、大枠でし か対比していなければ、予算対比黒字と予算対比赤字が相殺されてしまい、重 要な差異項目を見逃してしまう可能性がある。例えば人件費合計の予算実績比 較だけでは、専門職人件費がどの程度予算対比赤字なのか算定できないし、あ るいは一般職人件費が相当程度予算対比黒字となっている可能性も把握できな い。

予算実績差異分析では科目別、項目別、作業別、あるいはそれらの組み合わせによるなど分析区分は様々であり、事業実態に合致した区分を採用して行うことが重要となる。今事業の場合、少なくとも場所別かつ科目別の区分は必要であろう。

予算と実績を比較し、その差異金額が大きいものについての原因分析をすすめれば、その分析結果が外部要因であろうと内部要因であろうと次年度予算策定に生かすことができる。

受託法人において有用な予算管理が行われるように区は指導し、受託法人の運営円滑化を図ることで地域包括支援センター業務の充実につなげられたい。

【11】在宅介護支援センター(現在の地域包括支援センター(さわやかサポート))の契約 条項の遵守について

## 【着眼点】契約書に規定されている在宅サービス台帳の確認状況

#### ここがポイント

地域包括支援センターごとに、台帳確認状況にばらつきがある。

高齢者への適切なサービス提供に資するように、重点的確認対象先の選定基準を作り、 適切な台帳確認を実行すべきである。

NO	18102	所管部署	福祉部高齢福祉課
	在宅介護支援センター運営事業委等により少なくとも1年に1回は内れている。 また、在宅介護支援センター運営 握月60件以上、モニタリングつき記載がある。	容の確認及び修 事業委託契約書	正等を行うこと "と規定さ 第4条(5)にて、"実態把
概要	上記契約条項は、実際には守られ ス台帳数が非常に多い在宅介護支援 その背景には台帳作成対象について なお、当該条項は地域包括支援セ に規定されている。 第4条(5)については、これら しない一律の決め方なので現実的で で守られていない。このような数値 慮すべきである。	センターが多く。 の基準があいま ンター運営業務 目標数値につい はなく、ほとん	、現実的に無理であること、いであるためである。 委託契約書においても同様 では規模による加算も反映 どの在宅介護支援センター
	前監査時の監査人見解とそ	の後の区措置・	対応状況
	結果・意見区分 意見		
<del></del>			
前監査	契約上で求めている1年に1回確 て、現実的に履行可能な契約条項を		
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		規定すべきであ 回など具体的な 現在の地域包括 「登録の内容を	る。 数値を設定して確認を実施 支援センター事業委託の契
人見解 区の措 置・対応	て、現実的に履行可能な契約条項を 登録台帳数が非常に多く、年に1 することは、現実的に困難なため、 約上では、台帳の内容確認について	規定すべきであ 回など具体的な 現在の地域包括 「登録の内容を いない。	る。 数値を設定して確認を実施 支援センター事業委託の契
人見解 区の措 置・対応 状況	て、現実的に履行可能な契約条項を 登録台帳数が非常に多く、年に1 することは、現実的に困難なため、 約上では、台帳の内容確認について 具体的な回数等については規定して 現監査人	規定すべきであ 回など具体的な 現在の地域包括 「登録の内容を いない。 <mark>の見解</mark> ないがやむを得	る。 数値を設定して確認を実施 支援センター事業委託の契
人見解 区の措置・対応 状況 区の措置	て、現実的に履行可能な契約条項を登録台帳数が非常に多く、年に1 することは、現実的に困難なため、 約上では、台帳の内容確認について 具体的な回数等については規定して 現監査人	規定すべきであ 回など具体的な 現在の地域包括 「登録の内容を いない。 <mark>の見解</mark> ないがやむを得	る。 数値を設定して確認を実施 支援センター事業委託の契 積極的に行うこと」とし、

判断の 理由及 び結果 ・意見の 内容

地域包括支援センター名	サービス台帳数 (24年3月末現在、 新規作成を除く)	実態把握等により確認 した人数	台帳確認割合
大森	1, 020	485	47.54%
平和島	8 4 3	4 9 6	58.83
入新井	1, 817	4 4 3	24.38
馬込	2, 168	5 7 3	26.42
徳持	1, 241	271	21.83
大森医師会	1, 054	3 9 5	37.47
おんたけ山	1, 577	4 5 1	28.59
たまがわ	960	283	29.47
久が原	7 7 8	2 0 1	25.83
上池台	1, 702	3 9 8	23.38
田園調布医師会	782	286	36.57
六郷東	1, 242	3 0 0	24.15
六郷中	2, 140	2 5 2	11.77
やぐち	2, 059	2 7 8	13.50
西蒲田	1, 841	904	49.10
蒲田	1, 219	8 1	6.64
蒲田医師会	562	3 1 0	55.16
大森東	763	3 5	4. 58
糀谷	1, 065	6 6 5	62.44
羽田	1, 726	672	38.93
合計	26, 559	7, 779	29. 28%

(蒲田及び大森東の台帳確認数及び確認割合が低いが、ともに集計方法誤りのためとのことであり、実際の確認数は現時点では算定不可であった。) 上記2ヶ所を除いても、確認割合は12%~62%と大きく幅がある。

在宅サービス台帳は、「高齢者及び家族等の状況等の実態を把握し、区が実施する介護保険制度及び保健福祉サービスが円滑に適用される」ことを目的とし、「高齢者の心身の状況及び生活環境並びに生活機能低下の原因に応じた総合的かつ効果的な援助計画を記載」することとしている(大田区地域包括支援センター事業実施要綱)。

契約文言を変更して全件確認が義務でなくなったとしても、一定割合の確認 を実行しなければ、高齢者及び家族等の状況等の実態把握がすすまず、高齢者 が必要とする適切なサービスの継続的提供が実施されないおそれが生じる。

なお、蒲田及び大森東の集計方法誤りが見過ごされていたのは、区が委託先 に適切な管理を行っていなかったことの表れである。委託者・受託者双方が業 務の目的を考慮せずに実施している。 台帳確認作業を優先させて本来のサービスが疎かになってはならないが、一定の年齢以上あるいは一定期間利用がない、要介護者等の重点的確認対象先の選定基準を作り、適切な台帳確認を実行するよう、委託先と協議・検討すべきである。

## 【12】滞留債権について

## 【着眼点】回収不能と判断できる債権が含まれていないか。

## ここがポイント

死亡等によって回収不能と判断される債権は適時に不納欠損処理すべきである

NO	1 1 3	1 • 1 8 1		所管部署	まちづくり推進部住宅課	
概要	高齢者アパート、シルバーピア等高齢者居住施設の賃料等で、平成18年3 月末における滞留債権の合計は12,530,957円である。このうち生活保護の住宅 扶助費受給者に対するものは約70%含まれている。					
		前監査時の関	监查人見解	とその後の区措置・	対応状況	
	結果・意見	見区分	意見			
前監査人見解	正当な理由無く滞納している場合には、明け渡しを求めることができるので、 当該規定によらない場合は、理由を明確にし、明け渡しを求めないことを明確 にすべきである。債権については、特別な理由がない場合、公平性の観点から、					
区の措 置・対応 状況	滞納者に対しては、納付計画や分割納付などにより、徴収に努めています。 さらに、正当な理由がなく滞納している悪質な居住者には、明け渡しを求めていく考えである。 具体的には、個別の滞納者の事情を斟酌し、正当な理由のない悪質なケースは、滞納した使用料の回収や住宅の明渡しに係る業務を弁護士に委任する。 特別な理由がなく滞納している居住者には、随時の電話や訪問によって、納付指導を強化する。					
	現監査人の見解					
区の措置	量・対応状況	况の妥当性		ていないがやむを得 <mark>ない/</mark> その他	ない/是正が不十分/是正	
紀	結果・意見区分 結果					
妥当性	平成24年3月末現在の滞留債権のうち、高額であるものを状況確認したところ、下記の通りいずれも正当な理由がある滞納と判断した。					
判断の	滞納者	施	<b></b>	滞納金額	状況	
理由及 び結果 ・意見の	#1	区立シルバ	ーピア	1,797,000円	生活保護代理納付前の 滞納、納付交渉進まず	
内容	#2	同上		287, 200 円	H24.6.20 退去、納付交渉 進まず	
	#3	同上		474, 420 円	生活保護代理納付前の	

			滞納、納付断続的
#4	高齢者アパート	797,600 円	分割納付中
#5	同上	384,000 円	納付交渉中
合計	5件	3,740,220 円	

上記5名は、いずれも生活保護受給者であり、当該滞納債権の大半は代理納付制度(平成19年3月から開始)開始以前の滞納に当たり、すでに費消して手許に現金がないのが実態である。さらにそれぞれの事情から、転居先を求めることが困難な状況であった。

これらを勘案し、また福祉的観点からも区が正当な理由のない滞納者ではないと判断し明け渡しを求めていないことは、妥当であると考える。

一方、上記以外の滞留債権について、その内容を確認した結果、実質的に回収不能と判断できる債権が以下の通り発見された。

滞納者	施設	滞納金額	状況
A	区営シルバーピア	24,600 円	H22. 5. 26 死亡、
			連帯保証人無し
В	同上	23, 300 円	H17.1.31 死亡、
	1. 4.22		連帯保証人無し
C	同上	1,400 円	H20.11.30 死亡、
	III T	1,400   1	連帯保証人無し
D	区立シルバーピア	503, 200 円	H21.11.18 死亡
Е	同上	1,660 円	H19.1.25 死亡
F	同上	36,080 円	H22.7.24 死亡
G	同上	70,800 円	H24.1.31 死亡
Н	高齢者アパート	69,800 円	H21.4.30 死亡、
			連帯保証人無し
I	同上	7,500 円	H23.6.30 死亡、
			連帯保証人無し
合計	9件	738, 340 円	

不納欠損処理(債権の放棄)は、義務ではなく可能と規定されているが(大田区債権の管理に関する条例第5条)、実質的に回収不能な債権であれば、適時に不納欠損処理すべきである。

## 平成19年度 国民健康保険事業について

#### 【1】国民健康保険の収納率について

#### 【着眼点】国民健康保険料の収納率向上の取組は合理的になされているか。

#### ここがポイント

国民健康保険料の収納手続き、特に滞納保険料に対する取組は平成20年度の組織改正後の停滞時期に比べて、飛躍的に改善されているが、更なる収納率の向上のための方策として 滞納管理システムを適時改善することが必要である。

# NO19A21~19A27、19A81所管部署区民部国保年金課平成20年度~平成23年度の調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、<br/>還付未済額の推移は以下のとおりである。

(単位:円)

20     滞納繰越分     6,429,501,252     1,365,641,871     1,600,699,255     3,463,160,126     1,472,732       合計     25,021,829,846     16,762,374,700     1,600,699,255     6,658,755,891     15,043,768       理年分     18,461,739,088     15,165,361,893     0     3,296,377,195     17,953,907       滞納繰越分     6,514,177,965     1,108,297,822     1,882,615,186     3,523,264,957     30,673       合計     24,975,917,053     16,273,659,715     1,882,615,186     6,819,642,152     17,984,580       現年分     18,233,026,321     14,821,846,488     0     3,411,179,833     21,319,371       22     滞納繰越分     6,753,646,172     1,013,996,376     2,005,605,790     3,734,044,006     129,614       合計     24,986,672,493     15,835,842,864     2,005,605,790     7,145,223,839     21,448,985       現年分     18,525,148,432     15,647,941,194     2,393,604     2,874,813,634     11,896,458       3     滞納繰越分     6,895,701,099     1,121,935,411     2,222,470,359     3,551,295,329     0							(井    ・  11)
20     現年分     18,592,328,594     15,396,732,829     0 3,195,595,765     13,571,036       滞納繰越分     6,429,501,252     1,365,641,871     1,600,699,255     3,463,160,126     1,472,732       合計     25,021,829,846     16,762,374,700     1,600,699,255     6,658,755,891     15,043,768       現年分     18,461,739,088     15,165,361,893     0 3,296,377,195     17,953,907       治療納繰越分     6,514,177,965     1,108,297,822     1,882,615,186     3,523,264,957     30,673       合計     24,975,917,053     16,273,659,715     1,882,615,186     6,819,642,152     17,984,580       現年分     18,233,026,321     14,821,846,488     0 3,411,179,833     21,319,371       22     滞納繰越分     6,753,646,172     1,013,996,376     2,005,605,790     3,734,044,006     129,614       合計     24,986,672,493     15,835,842,864     2,005,605,790     7,145,223,839     21,448,985       現年分     18,525,148,432     15,647,941,194     2,393,604     2,874,813,634     11,896,458       23     滞納繰越分     6,895,701,099     1,121,935,411     2,222,470,359     3,551,295,329     0	区 分		調定額		不納欠損額	収入未済額	還付未済額
20       滞納繰越分       6,429,501,252       1,365,641,871       1,600,699,255       3,463,160,126       1,472,732         合計       25,021,829,846       16,762,374,700       1,600,699,255       6,658,755,891       15,043,768         現年分       18,461,739,088       15,165,361,893       0       3,296,377,195       17,953,907         清納繰越分       6,514,177,965       1,108,297,822       1,882,615,186       3,523,264,957       30,673         合計       24,975,917,053       16,273,659,715       1,882,615,186       6,819,642,152       17,984,580         現年分       18,233,026,321       14,821,846,488       0       3,411,179,833       21,319,371         22       滞納繰越分       6,753,646,172       1,013,996,376       2,005,605,790       3,734,044,006       129,614         合計       24,986,672,493       15,835,842,864       2,005,605,790       7,145,223,839       21,448,985         現年分       18,525,148,432       15,647,941,194       2,393,604       2,874,813,634       11,896,458         23       滞納繰越分       6,895,701,099       1,121,935,411       2,222,470,359       3,551,295,329       0			金額	金額	金額	金額	金額
合計         25,021,829,846         16,762,374,700         1,600,699,255         6,658,755,891         15,043,768           理年分         18,461,739,088         15,165,361,893         0         3,296,377,195         17,953,907           滞納繰越分         6,514,177,965         1,108,297,822         1,882,615,186         3,523,264,957         30,673           合計         24,975,917,053         16,273,659,715         1,882,615,186         6,819,642,152         17,984,580           現年分         18,233,026,321         14,821,846,488         0         3,411,179,833         21,319,371           22         滞納繰越分         6,753,646,172         1,013,996,376         2,005,605,790         3,734,044,006         129,614           合計         24,986,672,493         15,835,842,864         2,005,605,790         7,145,223,839         21,448,985           現年分         18,525,148,432         15,647,941,194         2,393,604         2,874,813,634         11,896,458           23         滞納繰越分         6,895,701,099         1,121,935,411         2,222,470,359         3,551,295,329         0		現年分	18,592,328,594	15,396,732,829	0	3,195,595,765	13,571,036
21     現年分     18,461,739,088     15,165,361,893     0 3,296,377,195     17,953,907       滞納繰越分     6,514,177,965     1,108,297,822     1,882,615,186     3,523,264,957     30,673       合計     24,975,917,053     16,273,659,715     1,882,615,186     6,819,642,152     17,984,580       現年分     18,233,026,321     14,821,846,488     0 3,411,179,833     21,319,371       22     滞納繰越分     6,753,646,172     1,013,996,376     2,005,605,790     3,734,044,006     129,614       合計     24,986,672,493     15,835,842,864     2,005,605,790     7,145,223,839     21,448,985       現年分     18,525,148,432     15,647,941,194     2,393,604     2,874,813,634     11,896,458       23     滞納繰越分     6,895,701,099     1,121,935,411     2,222,470,359     3,551,295,329     0	20	滞納繰越分	6,429,501,252	1,365,641,871	1,600,699,255	3,463,160,126	1,472,732
21     滞納繰越分     6,514,177,965     1,108,297,822     1,882,615,186     3,523,264,957     30,673       合計     24,975,917,053     16,273,659,715     1,882,615,186     6,819,642,152     17,984,580       現年分     18,233,026,321     14,821,846,488     0     3,411,179,833     21,319,371       22     滞納繰越分     6,753,646,172     1,013,996,376     2,005,605,790     3,734,044,006     129,614       合計     24,986,672,493     15,835,842,864     2,005,605,790     7,145,223,839     21,448,985       現年分     18,525,148,432     15,647,941,194     2,393,604     2,874,813,634     11,896,458       23     滞納繰越分     6,895,701,099     1,121,935,411     2,222,470,359     3,551,295,329     0		合計	25,021,829,846	16,762,374,700	1,600,699,255	6,658,755,891	15,043,768
合計     24,975,917,053     16,273,659,715     1,882,615,186     6,819,642,152     17,984,580       現年分     18,233,026,321     14,821,846,488     0 3,411,179,833     21,319,371       22     滞納繰越分     6,753,646,172     1,013,996,376     2,005,605,790     3,734,044,006     129,614       合計     24,986,672,493     15,835,842,864     2,005,605,790     7,145,223,839     21,448,985       現年分     18,525,148,432     15,647,941,194     2,393,604     2,874,813,634     11,896,458       23     滞納繰越分     6,895,701,099     1,121,935,411     2,222,470,359     3,551,295,329     0		現年分	18,461,739,088	15,165,361,893	0	3,296,377,195	17,953,907
22     現年分     18,233,026,321     14,821,846,488     0     3,411,179,833     21,319,371       22     滞納繰越分     6,753,646,172     1,013,996,376     2,005,605,790     3,734,044,006     129,614       合計     24,986,672,493     15,835,842,864     2,005,605,790     7,145,223,839     21,448,985       現年分     18,525,148,432     15,647,941,194     2,393,604     2,874,813,634     11,896,458       23     滞納繰越分     6,895,701,099     1,121,935,411     2,222,470,359     3,551,295,329     0	21	滞納繰越分	6,514,177,965	1,108,297,822	1,882,615,186	3,523,264,957	30,673
22     滞納繰越分     6,753,646,172     1,013,996,376     2,005,605,790     3,734,044,006     129,614       合計     24,986,672,493     15,835,842,864     2,005,605,790     7,145,223,839     21,448,985       現年分     18,525,148,432     15,647,941,194     2,393,604     2,874,813,634     11,896,458       23     滞納繰越分     6,895,701,099     1,121,935,411     2,222,470,359     3,551,295,329     0		合計	24,975,917,053	16,273,659,715	1,882,615,186	6,819,642,152	17,984,580
合計     24,986,672,493     15,835,842,864     2,005,605,790     7,145,223,839     21,448,985       現年分     18,525,148,432     15,647,941,194     2,393,604     2,874,813,634     11,896,458       23     滞納繰越分     6,895,701,099     1,121,935,411     2,222,470,359     3,551,295,329     0		現年分	18,233,026,321	14,821,846,488	0	3,411,179,833	21,319,371
現年分     18,525,148,432     15,647,941,194     2,393,604     2,874,813,634     11,896,458       23     滞納繰越分     6,895,701,099     1,121,935,411     2,222,470,359     3,551,295,329     0	22	滞納繰越分	6,753,646,172	1,013,996,376	2,005,605,790	3,734,044,006	129,614
23 滞納繰越分 6,895,701,099 1,121,935,411 2,222,470,359 3,551,295,329 0		合計	24,986,672,493	15,835,842,864	2,005,605,790	7,145,223,839	21,448,985
	23	現年分	18,525,148,432	15,647,941,194	2,393,604	2,874,813,634	11,896,458
合計 25,420,849,531 16,769,876,605 2,224,863,963 6,426,108,963 11,896,458		滞納繰越分	6,895,701,099	1,121,935,411	2,222,470,359	3,551,295,329	0
		合計	25,420,849,531	16,769,876,605	2,224,863,963	6,426,108,963	11,896,458

#### 概要

平成18年度~平成23年度収納率推移は以下のとおりである。

	1 /2 1 /2 -	9 1 20 10 113 1			
年度	区分	収納率	収納率の前年 比	特別区平均	特別区との差 異収納率
18	現年分	85.26%	0.4	85.21%	0.05
10	滞繰分	23.24%	-0.4	23.54%	-0.3
19	現年分	85.56%	0.3	85.34%	0.22
19	滞繰分	24.05%	0.82	25.08%	-1.03
20	現年分	82.91%	-2.66	82.50%	0.41
20	滞繰分	21.40%	-2.65	22.56%	-1.16
21	現年分	82.22%	-0.69	82.18%	0.04
21	滞繰分	17.12%	-4.28	22.50%	-5.38
22	現年分	81.38%	-0.84	82.08%	-0.7
22	滞繰分	15.08%	-2.04	21.45%	-6.37
23	現年分	84.55%	3.17	83.68%	0.87
	滞繰分	16.33%	1.25	23.36%	-7.03

国保年金課では、毎年度"国民健康保険料収納率向上対策"を作成し、現状と課題を分析し、その対応を図り、年間計画の進捗状況を管理している。

#### 前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況

#### 結果 · 意見区分

|意見・結果

国民健康保険料の滞納者のより効率的な回収のために、以下の方策が具体的に考えられる。

- 1. 担当者別に管理している債権について、滞納理由を明確化する。
- 2. 納期限毎に滞納者へ連絡する。

## 前監査人見解

- 3. 区役所内での情報共有の徹底による業務の効率化を図る。
- 4. 滞納整理の厳格化
- 5. 不納欠損処理の確実な履行および時効完成事案のリストアップ
- 6. 保険税の導入
- 7. 職員の管理レベルの向上および業務の平準化

上記項目番号に対応して、以下の対応を行っている。

- 1. 納付交渉の際、本人からの事情聴取や生活状況調査等により、滞納原因、 生活状況、資産状況等を把握し、滞納原因ごとの滞納整理を進めている。
- 2. 納付状況が台帳に消込されるまでに、約2週間かかるため、納期限の翌日時点での対応は難しい。H20年度に設置した納付案内センターは、督促状が到達する前後にタイミングよく納付勧奨を行えるように工夫をしている。
- 3. 組織改正による納税課との分離により、勤務先や不動産物件の把握等は 国保年金課単独では困難な状況もある。納税課の特別整理担当職員の力 を借りながら実施をしている。

## 区の措 置・対 応状況

- 4. 組織改正による納税課との分離により、一時、滞納整理事務が停滞したが、現在は財産調査を徹底。滞納者の状況把握に努めている。
- 5. 時効予定日は督促状の発行、一部納付等による時効延長により変動し、 各世帯の各期別に時効が存在し、結局滞納世帯の半数〜全件が部分的に 時効を迎えることになるため、時効間近な案件のリストアップによる対 応というのは現実的ではない。
- 6. 大田区が保険者となっている国民健康保険事業は、特別区長会で23区の国保事業の共通基準を定めており、保険料での運営、保険料の料率・均等割額を始めとして給付水準に至るまでを取り決めているので、大田区が単独で保険料から保険税に変えることは困難。
- 7. 組織改正による納税課との分離や人事異動等により、滞納整理事務経験 者の割合が少なくなっている。滞納整理のスキル向上を目指して、納税 課と連携して平成23年度から納税課滞納整理担当2名を国民健康保険

料滞納整理の支援員と位置づけ、職場内研修や事例検討の際に支援を受けている。 その他、都等が実施する研修に職員を派遣し、債権管理能力の向上、均一化を図っている。

#### 現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性

是正されていないがやむを得ない/是正が不十分/是正されていない/その他

#### 結果・意見区分

意見

1. 収納率推移の分析

収納率の推移をみると、平成20年度から極端に収納率が悪化しているこれは以下の項目が主な原因と考えられる。

- ① 世界同時不況の影響に伴う経済状況の悪化による失業者の国保加入や納付困難世帯の増加
- ② 平成20年度に後期高齢者医療制度が発足し、比較的収納率の高い75歳以上の方の健康保険が別制度となったこと

また、滞繰分の収納率は平成21年度に、さらに悪化している。

これは、平成21年度に従来、税と国保の滞納債権を一括して扱っていた 区民部収納課を、税金は区民部納税課、国民健康保険料は区民部国民年金課 国保料収納担当に分けたことに主として起因していると考えられる。

妥当性の 理は結 意 の内 を の 内 窓

従来は、区が保有する住民税、国民健康保険料に関する滞納債権を一括で対 妥当性 応することが効率的、との考えに基づいていたが、税金・国民健康保険は納期 判断の のタイミングも時効のタイミングも異なることから、分離することが管理上妥 理由及 当との判断で平成21年度に組織改正が行われた。

> その結果、国民健康保険料の収納、特に滞納債権の回収に関しては、従来、 住民税の収納と一体で一元管理していたが、国民健康保険料部分が切り離され 担当者が少人数となったことで、一人当たりの担当件数が増加した。

このため、組織改正直後の管理は十分ではなかったように伺える。

さらに近年、滞納件数(世帯数)の増加により下表のように担当者一人当たり件数も増加してきた。

	担当者一人当たり件数
平成21年度	3,721
平成22年度	4,073
平成23年度	4,210

(なお、組織改正前収納課の担当者一人当たり件数は、税・国保一体管理の ため比較できない)

また、従来の状況と同様ではあるが、勤続年数の平均は以下のとおりに2年 程度の短い期間である。

従来の組織のように人数が多い職場であれば、勤続年数が短くてもノウハウの引継ぎはある程度行いやすい状況であったと考えられる。

しかし、人数が少なくなった状況での勤続年数の短さはノウハウの蓄積及び 継承という点からは非常に厳しい状況になる。

#### 勤続年数推移

年度	勤続年数平均
平成21年度	2.2年
平成22年度	2.2年
平成23年度	2.9年
平成24年度	2.5年

こうした状況の下、低い収納率で推移したなかで、平成21年ころから徐々に対応策を構築し、毎年度作成している"国民健康保険料収納率向上対策"も、年々充実させながら取組みを見直してきた。

その結果、平成23年度は保険料賦課方式の変更、景気の好転等の影響もあり、現年分の収納率が3.17%向上した。23区中、前年比伸び率は第1位であったとのことである。

一方、滞繰分に関しては、滞納処分の強化等により前年度と比べて1.25%収納率が向上し、伸び率のランキングは23区中14位であったものの、特別区の中での順位は21位であり、特別区平均収納率23.36%に比して16.33%という低い水準のままである。

滞繰分の収納率向上の取組には課題を残していると推察される。

#### 2. 納税課との連携について

滞繰分に関する一つの取組として、納税課との連携がある。

納税課で納付相談があった際に国民健康保険料にも滞納がある場合は、納税 課から国保年金課に連絡があり、滞納額を確認する。また、差押時に、財産に 余りがあれば両課で連絡を取り合い、交付要求するなどの効率的な連携を図っ ている。

納税課の連携による成功例として、下記のような状況が見られた。

	事例1	税の滞納額18万7千円で簡易保険48万7千円の差押を行う際、国保 の交付要求を行い、税滞納分差引後の約30万円を収納することが できた。
	事例2	税、国保料の双方とも納付を拒否している者に対して、差押処分、税、国保相互の相談、進捗状況を確認し、情報を共有し、差押え等の滞納処分を足並み揃えて行った。
		国保では連絡がとれなかった滞納者が納税課の滞納相談に来庁した際、相談に同席させてもらい、結果として国保料滞納分の一部を収納することができた。
	事例4	財産が判明したが国保料滞納額に対し高額のため、納税課に納付 状況確認し住民税も滞納があり、同日双方で差押え予告を送付。滞 納者来庁時にも税と国保が同時に納付相談を受けた。結果、税、 国保共に完納となった。

平成23年度には納税課特別整理担当2名を支援員と位置付けて、協働体制を強化している。課長・係長による2か月に一度の滞納整理に関するヒアリング時には当該支援員が同席をしている。

#### 3. システムの改修について

現状、平成20年度の組織改正から、相当程度の取組改善が認められ、収納率も徐々に上がってきている。

しかし、滞納整理状況を監査しようと資料を依頼しても、滞納整理の進行管理に有用な一覧できる資料、進捗状況を把握できる資料が存在していないことがあった。

理由を確認したところ、システム帳票が目的に沿って出力できないため、手作業での集計が必要で進行管理に支障をきたしているとのことである。

また、手作業での集計は職員の報告を受けてから作成するため、情報にタイムラグが生じやすい仕組みとなっている。

そこで、平成24年度に、的確、かつ迅速に滞納整理を行うために滞納整理 に関する一覧・集計帳票のシステム改修を行う予定で、改修の契約はすでに締 結され、平成25年3月末までをめどに改修が行われる。

具体的な改修内容は以下の通り。

修正対象	修正内容詳細
	担当者別に当初受け持ち額に対して、どのような収入
	状況になっているかを把握できる書式にする。
収入実績集計表	・現在の滞納整理職員別の表示
以八天順来可以	・出納整理期間についての2段書き
	・滞納整理職員別の執行率の表示
	<ul><li>・全員分の月次計、類型と粘度計の表示等</li></ul>
<b>洪灿孝</b> . 黔主	口座振替世帯かどうかの表示欄を追加
滞納者一覧表	電話番号の有無別に出力を可能とする
	滞納整理職員別に、月次系、類型と粘度計の表示
債権差押該当者一覧	差押え内容(預貯金、生命保険、その他等)の項目別
	に集計
<b>建按加八层公</b> 类。整	滞納整理職員別に、月次系、類型と粘度計の表示
債権処分履行者一覧	差押え内容(預貯金、生命保険等)の項目別に集計
世上楼 把 玉云	「その他」欄を「注意事項」欄とし、文字入力・表示を可
基本情報画面	能とする
	財産調査対象者の郵便番号・性別・住所履歴を文書
財産調査照会文書	に印刷
	一覧様式に対象者連番を印刷

上記検討した状況を踏まえて、システムの改善により適時、進行管理等を実施し、全体を一覧で把握することによる重点管理等を行うことにより、より効率的な収納を実現し、滞繰分の収納率も向上することができるものと考えられる。

システム改修にあたっては、当然にシステム改修に係るコストとシステム改修によるコスト削減効果を判断し、効果が上回る場合には、適時に改修をはかるべきである。

ただし、滞納整理システムの改修にあたっては、平成23年1月に基幹系システムの導入が予定されていたことや、区民に直接影響を及ぼす保険料情報の連携に関する両システムの改修を最優先させたこともあり、滞納整理統計に関する改修時期が平成24年度になったとのことである。

平成23年1月の基幹系システム導入との関係からみて、現状分析が適時、 十分に行われていないという点から,是正が不十分と判断した。

## 【2】延滞金について

## 【着眼点】条例に定める延滞金の徴収は行われていない。

## ここがポイント

現状は条例に違反している。将来的には法適合性を確保すべきである。

NO	19A32 所管部署 区民部国保年金課
概要	大田区国民健康保険条例第22条において「保険料の納税義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期限については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。」と定めている。しかしながら大田区において、延滞金は国民健康保険制度ができて以来、徴収されたことがない。その理由は、東京都特別区国保担当課長会で国民健康保険料の延滞金については徴収しない旨の申し合わせがあり、それが今日に至っているということある。  延滞金の免除については、大田区国民健康保険条例第22条の2において「区長は、保険料の納付義務者が、納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前条の規定による延滞金額を減免することができる。」と定めている。上記条例により延滞金の免除を受けようとする者は、延滞金減免申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて区長に提出しなくてはならない。そして、承認・不承認は文書で通知されるとしている(大田区国民健康保険条例施行規則第11条)。しかし、延滞金の徴収を一律に行っていない現状において、本条例の定めるところの延滞金の免除は行っていない。
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況
	結果・意見区分 意見
前監査人見解	国民健康保険料の滞納時に課せられる延滞金の導入は、納期限までに完納した者との公平を図るためにも実行すべきである。住民税については滞納時に延滞金が課されていることからも、国民健康保険料の滞納時に課せられる延滞金が課せられないことには合理性が認められない。 なお、延滞金を導入する場合、国民健康保険料の過誤納付については、現在、

大田区国民健康保険条例に規定がないことから還付加算金を付加していないが、還付加算金も考慮されるべきであり、同時に減免制度等も見直しの上、考慮されるべきである。

「料」に関する延滞金については、関係各課との協議、従来の経過や他区の動向を踏まえ、当分の間徴収しない取扱としている。

区の措 置・対 応状況

また、平成23年1月稼動の基幹系国保システムにおいて、延滞金処理は組 区の措 み込んでいない。

「国民健康保険料延滞金の一括免除」を規則等に記載するという方針で検討したが、個々の事情による個別免除でなければならないという法令等の解釈により不可となった。結果として、現在も延滞金を徴収していない。23 区では中野区が徴収を実施している。

### 現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性

是正されていないがやむを得ない/是正が不十分/<mark>是正</mark>されていない/その他

結果・意見区分

結果

平成19年度の包括外部監査人の指摘を受けて、当該延滞金の今後の取り扱いに関する会議が、平成20年1月31日に開催され、その後、平成20年3月5日付で、「国民健康保険料等収納金に係る延滞金徴収に関する検討結果について」がまとめられた。延滞金徴収のメリットとデメリットについて検討吟味された結果、当面の延滞金の徴収は行わないという結論に至っており、前監査人の指摘は是正されていない。

延滯金導入のメリット・メリット

妥当性の理は結果である。

#### メリット

- ① 延滞金の徴収により被保険者間の公平性の確保と収納率の向上に 資する。
- ② 国保行政の方適合性を確保し、住民監査請求や行政事件訴訟などの損害賠償請求を適されるリスクをなくす。

#### デメリット

- 延滞金徴収のためのシステムを組み込んでいないためシステム改修が必要となる。
  - 還付加算金(地方自治法 231 条の3 督促・滞納性分等の第4項、地方税法第17条の4(還付加算金)に基づく)の支給も行っていないため、延滞金を徴収する場合、還付加算金支給のシステム対応が必要に案ろ
  - ③ 延滞金徴収後の遡及資格喪失に伴う保険料額変更による延滞金の返還問題が発生し、事務対応の煩雑さが予想される。
  - (4) 保険料滞納にたいして給付制限も行われるので、延滞金徴収を行うとペナルティがダブルとなり過重である
  - ⑤ 延滞金を徴収する場合は滞納整理の際の徴収猶予手続きが必要 したる
  - ⑥ 納期限後に当初の納付書で納付した場合に後日延滞金だけの納付書を送った場合の住民とのトラブルが予想される

区民に対する国民健康保険料の納付の公平性を確保するためには、延滞金を一義的に徴収すべきである。延滞金を徴収しないのであれば、概算での延滞金、システム変更に係るコスト、中野区の事例分析その他を総合的に勘案した根拠資料を蓄積すべきである。

上記のとおり、延滞金徴収によるデメリットの方が大きいために、延滞金の 徴収は見送られたということである。

現状では、法適合性はないため、是正されていないと判断した。早期のうちに法適合性を確保することが必要である。

### 【3】出産育児一時金及び出産費資金貸付制度について

## 【着眼点】出産費資金貸付制度の事務管理は適切か。

### ここがポイント

滯留債権の回収取組が不十分である。

NO	19A57~19A63 所管部署 区民部国保年金課						
NO 概 要	19A57~19A63   所管部署   区民部国保年金課 出産費資金貸付制度とは、大田区国民健康保険出産費資金貸付条例、大田区 国民健康保険出産費資金貸付条例施行規則に基づき、出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対し、当該一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金の貸し付けを行う制度である。 平成19年度の貸付金額は、原則として、出産育児一時金支給見込額350,000円の80%の金額280,000円であった。 平成21年10月からの出産育児一時金は420,000円であり、その80%を						
	限度として貸し付けている。  平成23年度の事業規模は以下のとおりである。  支給件数 支給額 88 24,640,000  出産育児一時金と相殺されるのが通常であるが、出産が確認されない、区外 転出等の場合は未収債権として管理して、回収努力を行う必要がある。						
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況						
	結果・意見区分 意見						
前監査人見解	出産費資金貸付金の平成19年3月31日現在の債権残高のうち、平成17年度以前に貸し付けが行われたが、平成19年3月31日現在で未精算の者が7名いた。 その者に対する区の対応状況は次の通りである。 NO. 国保年金課等での対応状況 平成14年8月に貸付。出産の事実が確認できなかったため、平成15年1月から4月に分けて3回に文書にて連絡のお願い。平成15年4月返還請求。平成16年12月区からの事務連絡として本人に連絡のお願い。平成19年11月返還督促。 平成16年3月貸付。平成16年3月に他市へ転出。出産育児一時金の交付要件を満たさなくなったため、平成16年3月に出産資金貸付金の返還通知を発送。平成16年12月に返還督促。平成19年5月に指算。 平成18年3月に貸付。平成19年5月に精算。 平成18年3月に貸付。平成19年5月に振込にて出産育児一時金として、350,000円を支給。結果、280,000円が重複支給となっていたことが、監査の実施過程において判明した。平成19年11月に重複支給金額に係る返還請求のための起案。 ※3~5は当時収納済みのため省略 上記債権のほとんどについて、平成16年12月16日以降平成19年10						
	月31日までの期間において、精算のための債権者への督促等が継続的に行わ						

れていたとは言い難い。

貸付金額の精算状況について定期的な見直しを行い、精算が長期にわたり滞留している債権については、必要に応じて借受者に督促を行い、督促状況等を管理台帳記録等により整備を行われたい。

NO. 1 については、平成20年7月11日付け「20保福国発第10896号決定」により、納入されないまま消滅時効が成立したため不納欠損処理を行った。

NO. 2 については、他の債権とあわせて督促を定期的に行い、債権回収に努めていく。

NO.6 につきましては、本人より離婚による生活困窮状態にあるため、分納の納付書を再度送付した。

区の措 置・対 応状況 NO. 7 については、一括納付は困難との申し出があったため、月毎の支払い可能額を話し合い、分納の納付書を再度送付した。

出産費資金貸付金未清算債権については、今後も定期的に督促を行い、「出産育児一時金委任払い貸付管理台帳」を作成して出産予定日が近くなったものや、予定日が過ぎたものをチェックし、精算が長期に渡って滞留している債権がないように管理を行っていく。

さらに、収支命令書作成担当係とも連携をとりながら定期的に清算が長期に 渡って滞留している債権がないか確認していく。

#### 現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性

是正されていないがやむを得ない/是正が不十分/<mark>是正されていない</mark>/その他

結果・意見区分

意見

平成23年度末の当該事業の貸付債権残高は以下の通りである。

当該表で見ると、平成19年度包括外部監査時にもあったものが、そのまま 残っている貸付債権も見受けられる。このため、是正されていないと判断した。

No.	貸付年度	貸付額	返還済額	債権額 (未返還 額)	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	15	280,000	0	280,000					送付する が戻る	不納欠損 処理を取 り消し	9月催告	7月催告 12月催告	12月催告 転出先住 民票削除 判明	
2	15	280,000	0	280,000										10月催告
3	18	280,000	0	280,000	$\setminus$	$\setminus$	$\setminus$							10月催告
4	19	280,000	20,000	260,000									H21.7.1大 田区 再転入判 明	10月催告
5	20	280,000	60,000	220,000							10,000円 ずつ分納	5月催告	4月催告	10月催告
6	22	330,000	60,000	270,000								11月催告	4月催告	10月催告

上表の対応記録を見ると、精算のための債権者への督促等が継続的に行われ

てはいなかった債権も存在している。

今後は、継続的な督促等の対応が求められるとともに、回収見込みのない債権は、適時に判断して整理すべきである。

No. 1、2は発生より9年を経過しており、住所不明のまま時間が経過しているものもいくつかあるが、転居先を調査し、回収努力し、回収可能性がないと判断されれば早期に整理すべきである。

### 【4】画像システムと国保システムの連動について

### 【着眼点】システム間の連携は円滑か。

### ここがポイント

現状、システムの導入期で、必ずしも円滑な運用はできていない。 国保中央会主導のため、独力では致し方がないが、円滑な連携が望まれる。

NO	19A64~19A66	所管部署	区民部国保年金課
	従来、国保年金課の給付手続では、国保	:システム及び	<b>が画像システムそれぞれ</b>
	を利用することにより業務の効率化が図れ	るため、この	つ2つのシステムが存在
	しているが、その連携のために事務量を多	大に要してい	いる。
概要			
	平成23年1月に国保システムは区全体		
	0月には東京都国保連合会主導の画像シス		
	ト管理システムに、それぞれの機能を移行   給要件の審査を行っている。	し、診療報問	州明神書の内谷番盆や文
	和安計の番組を打りている。		
	前監査時の監査人見解とその後の	区措置・対応	<b>示状况</b>
	結果・意見区分 意見		
	現行の国保年金課で、国保システム及び	画像システム	ムそれぞれを利用するこ
	とにより業務の効率化が図れるため、資格	審査手続に関	<b>曷し、この2つのシステ</b>
	ムが存在している。		
	しかし、エランが発生して再ジステルに	攸正な行われ	コけわげわら わい担人に
	│ しかし、エラーが発生して両システムに │は、それぞれで修正するなど、2つのシス		
	- な、 C40 C40 C10 エッコなど、 2 つのランス - が増大している。	ノムが行仏)	のことにより事物只是
	また、平成23年1月稼動を目標に国民	:健康保険シス	ステムをはじめとした、
前監査	住民情報、税情報システム等の基幹系シス	テムの再構築	&作業を進めているとこ
人見解	ろにつき、現行の基幹系システムについて	は、法改正等	等の止むを得ない改修を しゅうしゅう
	除き、システム改修を凍結している。		
		ア間しては	ココし云む去八耂唐の
	│ 平成23年1月稼動目標の国保システム │上、画像システムとの連携が可能となるよ		
	れる。		3版目でかることが主よ
	本来、国保連は事務代行機関としての位	置付けであり	)、保険者は大田区であ
	るため、保険者が支払金額を検証できるシ	ステムを構築	突する必要があり、今後
	の取り組みの中でシステム処理ができるよ		
区の措	新基幹系システムに移行後においては、新		
置・対	で取り込み、旧システムよりもより細かい	チェックによ	にるエフー更正を凶って
応状況	いる。		

現在は、税務、介護保険システムとの連携は比較的良好に行われていますが、 新画像システムでは不具合が度々発生しており、その都度基幹系システムの対 応が必要となる状況が発生している。そのエラーチェック仕様変更については、 随時改修作業を行っている。

機能の不具合、還元データの不備については、国保連に改善要望を行っている。他区とも情報共有し、特別区全体の問題として国保中央会にも働きかけている。

新画像レセプトシステムの不具合により、過誤再審査調整データに正確に反映されない事象が発生するため、新基幹系システムでの検証を行う方向で検討していく。

### 現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性

是正されていないがやむを得ない/ 是正が不十分/ 是正 されていない/その他

結果・意見区分

意見

対応状況に記載ある通り、2つのシステムがそれぞれ新システムとなった現状でも、新画像システムと、新基幹系システムの連携には不具合が多々生じている状況にある。

### 不具合類型

妥当性 判断の 理由結果 ・ 意見容

1	レセプト公開時の受入・確認作業・データ取り込み等を処理するにあたり、時間がかかるため効率が悪い。
9	連合会からの各種還元データに不備があったり還元日の変更があ
	るため予定通りに作業が進まない。
0	レセプト管理システムの機能が一部使用できなくなる利用制限日の
3	ほか、突然のシステムダウンなど、不安定な運用が続いている。

新画像システムの改善は、国保中央会主導となり致し方ないが、重要な項目を優先的に、早期から働きかけているが、先方の回収計画により未だ改善されていない。このため、是正が不十分と判断した。

円滑な連携を図れるまでは、新基幹系システムを駆使して検証手続を確立すべきである。

### 【5】滯納処分関係

### 【着眼点】滞納者の滞納処分は適切に行われているか。

### ここがポイント

国民健康保険料の滞納者への滞納処分手続きは改善されてきているが、業務量を考慮した人的補充と組織的なノウハウの共有が必要である。

NO	19A74~19A76					
NO	保険料の収納では、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項、地方税法第 728 条第 7					
概要	項により、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に 係わる徴収金を完納しないときは、財産を差押なければならないとされている。					
	当該条文に従って、国民健康保険料の滞納者に対する滞納処分は早期に、そ					
	して厳格に行う必要がある。					
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況					
	結果・意見区分 意見・結果					
	1. 担当者別の差押件数の平成 18 年度実績は、最低 1 件 (3 名) から最高 179 件と異常な分布を示している。これは、担当者別に差押の実行にばらつきがあり、適切な執行がなされているか疑問が残る。					
前監査人見解	2. 不納欠損処理を実施している案件について、その交渉経過を確認したと ころ、必要な差押の手続が適時実施されていないのではないかと懸念さ れるものが含まれている。					
	3. 差押によっても、滞納状況に改善が見られない場合は、対象資産を換価 し、その換価代金を滞納保険料に充当することが必要である。					
	担当者別の差押件数は、担当地域の住民の特性、職員の経験年数、担当者の 病欠等を原因として、ばらつきが生じている。差押に関しての課内、課外研修					
	を実施して、実践に向け適切な執行ができるよう努めている。課の運営方針に					
区の措置・対	基づき、職員の取組の統一性や滞納整理の強化に努めている。					
応状況	滞納案件毎に、差押後の状況を的確に把握し、処理を進めている。財産調査					
	を徹底し、滞納者の状況把握に努め、差押、執行停止の処分を行っている。特別					
	に、財産があるのに納付に誠意のない滞納者については、厳格に速やかに差押 手続きをとる。					
	現監査人の見解					
区の措置	是正されていないがやむを得ない/ 是正が不十分/ 是正されていないがやむを得ない/ 是正が不十分/ とれていない/その他					
糸	吉果・意見区分 意見					
妥当性	滞納処分は収納率(特に滞繰分)向上の一つの重要な業務として捉えられ、					

判断の理由及び結果・意見の内容

判断の「その業務活動を測る指標には差押件数、換価件数がある。

平成21年度~平成23年度の国民健康保険料に関する差押、換価件数及び 人員数推移

	差押件数	換価件数	人員数※
平成21年度	16	2	10/18人
平成22年度	24	12	9/17人
平成23年度	96	20	10/18人

※「滞納整理担当/収納担当全係員」の配置人数を記載

参考までに、区民部収納課当時の人員は 90 人前後であり、国民健康保険料の差押件数は 500 件前後、換価件数 120 件前後であった。

前監査時点の平成20年度以前は、"【1】国民健康保険料の収納率について"で述べた組織改正前の区民部収納課にて、複数の係で税・国保の両方の事務を取り扱っていた。

そのため、区民部収納課当時の人員について、税・国保のそれぞれの従事者数を出すのは困難であり、上記の数値には税の収納に関する人員数が含まれている。

また、収納課で同じ世帯に対して税1件・国保料1件としてカウントした差押件数も、現在は、納税課からの情報提供を受け交付要求しているため国保の差押え件数とはしていない。したがって、これらの数値をそのまま上表の数値と比較することはできない。

しかし、上表から組織改正のあった平成21年度に、差押件数、換価件数が落ち込み、その後徐々に状況は改善されて、平成23年度の状況に至っているということがわかる。

また、担当者別の差押件数は、最低1件から最高26件で、前監査人の指摘にある担当者別の差押件数の差については、全体の差押件数が減ったこともあり、以前より偏りは減少したように伺える。

現在の担当者別の差押件数の差の原因は主に

- ① 地域特性による差
- ② 担当者の病欠による差
- ③ 経験値による差

とのことである。

②については、平成21年度以降は病欠者が毎年おり、実際に業務を行った人員は配置人員より少ないとのことである。

病欠等で業務ができない者がいると、人員が多い組織では影響も少ないが、 少ない組織では他の担当者の負担増などの影響も大きいと推察される。 平成23年度滞繰分の収納率が、特別区平均に対して大田区が6.9ポイントも少ない現状は、実働人員の不足も一因であると考えられる。

滞納件数が増加している現状で、滞繰分の収納率を向上させるには、納付能力がありながら納付しない世帯に対する差押や換価等の滞納処分、納付能力を見極めるための調査業務を実施する業務量を的確に算定した上での人員配置が望まれる。

また、③の経験値による差については、組織的なノウハウの共有が重要であるが、平成23年度以降、納税課特別整理担当2名を支援員と位置付けて、滞納処分に関する技能習得や処分方針決定の際に、協力を得ている。

また、課長・係長により2か月に1回程度行われる滞納整理に関する滞納整理担当職員のヒアリング時には当該支援員も同席をしているとのことである。

ただし、業務量に対する実働人員が不足している状況では、せっかく取得したノウハウも組織的な共有・継承までには至らないと考えられる。

以上を総合的に勘案して、是正が不十分と判断した。

## 平成19年度 特別出張所の管理運営について

#### 【1】特別出張所の業務等見直しについて

### 【着眼点】特別出張所機能の見直しの検討結果のフォローがなされているか。

### ここがポイント

平成13年の特別出張所検討会の検討結果に対する対応は完全でないが、検討会の目標 (①地域ニーズへの迅速・的確な対応、②地域区民の視点から機能強化、②区民ととも に地域課題を解決する体制作り)が概ね達成されたことは評価できる。

NO	19B01	所管部署	経営管理部企画財政課
概要	平成13年に大田区特別	出張所検討会が	「特別出張所機能見直しの検討結果」
	を作成した。		
	前監査時の監査人	見解レその後の[	<b>ヌ措置・対応状況</b>
	134 III. E. 74 07 III. E. 74		
		i果	
			な見直しがなされておらず、「特別出
			明確な形でなされているとは言い難
	い。以下について早急に総		
			)検討結果」のフォローをする。 H駅近くに移転してから、特別出張所
前監査	② 本庁舎が平成10年に落   業務にどのような変化が		1秋近くに移転してかり、特別山坂別
人見解	③ 各特別出張所の所在地及		ミキでよいか
) <b>(</b> )u/i <del>+</del>			いらの特別出張所のあり方について。
		-	答をどう理解して行っているか。
	⑥ 地域防災、地域振興に	ごのようにかかれ	つっていくか。
	⑦ 窓口業務の取扱件数が減	ぬしているが、	配分定数の減少はない。人員の削減
	をしない場合でも、具体	x的なデータをも	って根拠を保持すべきである。
	1 // 1 / 1 / 1		を策定し、「特別出張所の地域核機能
	241.43	_ 11/11/11/11/11/11	総合窓口機能見直し」「組織改正(組
			て経営戦略会議小委員会(公募の管
	理職9名、以下小委員会とい	つりた ぐ使討にる	めたった。
区の措	   この小委員会での検討結	果を受けて 区に	は以下のアクションを起こした。
置・対応			施した。具体的には、地域行政セン
状況			長興部へ移管し、本庁組織と特別出張
	所を直接指揮命令関係に	こ置くことで、地	域の課題に迅速に対応できる体制を
	整備した。		
			くとして位置づけ、その機能の向上・
	強化を図るため、「地域		
	また、新たに特別出引	きかに「副所長」	を設置し、地域団体との連絡調整機

能の強化も進めた。

- 2) 特別出張所の地域振興機能を強化するうえで、新たな会議体として区民会議を設置した。名称は「地域力推進会議」とし、18地区に「地域力推進地区委員会」を設置した。この委員会は、自治会・町会のほか、青少年対策地区委員会や民生委員・児童委員協議会などあらゆる組織の代表を構成員としたもので、地域の課題を地域で解決することを目的としている。
- 3) 地域が抱える様々な課題に対し迅速・的確な行政対応を図るため、地域 行政組織間及び地域行政組織と本庁組織間の円滑な連携・調整を目的とし た、地域連携担当部長会議、地域行政連携会議を設置した。

#### 現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性

是正されていないがやむを得ない/是正が不十分/<mark>是正されていない/</mark>その他

結果・意見区分

無し

前包括外部監査人の結論には①~⑦のテーマが存在し、それぞれの措置状況が 異なるため、「その他」としている。

①については、平成13年大田区特別出張所検討会の検討結果中、幾つかの個別論点があり、その中には未だ区の対応が不十分と思われるものもある。

しかしながら、特別出張所検討会の目標は、①地域ニーズへの迅速・的確な対応、②地域区民の視点から機能強化、②区民とともに地域課題を解決する体制作りであり、平成19年おおた再生プランからの一連の取組みにより、これら目標はかなり達成できており評価できる。

妥当性 判断の 理由は ・意見の 内容

③について地域振興部について質問したところ、「出張所の老朽化に伴う改築 を要望しており、このため、所在地については、管内で移転することにより変更 となる可能性はある。

現在、「おおた未来プラン10年」の計画事業として「18色の地域力応援プログラム」等を策定し、地域ごとに特色のある地域活動に取り組んでおり、地域力の向上につながっている。

なお、地域等からの要望のうち「特別出張所の区域改変」は現在のところない。」 との回答であった。

なお、②は19B04で、④は19B05で、⑤は19B41~51で、⑥は19B11、12で、⑦は19B06、08、09においてそれぞれ検討している。

【2】特別出張所・地域施設・付属施設の人件費について

# 【着眼点】業務量の分析により人件費は削減されているか。

### ここがポイント

業務量分析は平成21年度以降なされておらず、人件費の削減の余地がある。

NO	19806 所管部署 経営管理部企画財政課							
	特別出張所、地域施設及び付属施設の職員は一般職員、再任用職員、再雇用職員							
概	で構成されている。							
要	それぞれの業務内容を体系化し、業務量を測定し、改善すべき業務を明確にした							
	上で、一般職員を配置するか、再任用職員または再雇用職員を配置すべきであるが、							
	現状そのような分析がされていない。							
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況							
	結果・意見区分 意見							
前監	職員配置については、必要な要員数を充分に積算資料により把握し、効率的な人							
查人	員配置の点から一般職員・再任用職員・再雇用職員を配置するか、業務委託するか							
見解	を毎年度検討し、コストの縮減を図るべきである。							
H = 1#	平成21年4月に実施した組織改正において、既存窓口業務と地域団体に係る業     務の個別の業務量を分析し、新たに加えた地域力の推進等に係る業務の業務量を勘							
区の措置・対	務め個別の業務量を分析し、制たに加えた地域力の推進等に係る業務の業務量を関   案したうえ、改めて人員配置の見直しを行いました。							
応状況	また、各年度の所属長への定数ヒアリングにおいて、効率的な人員配置を検討し							
	ている。							
	現監査人の見解							
区の措	置・対応状況の妥当性							
ž	結果・意見区分    意見							
	平成18年度と23年度の職員区分別・所属施設別人件費を比較すると次頁の通							
	りである。なお、18年度と比較して増加している項目は青く、減少している項目							
妥当性	は赤くハイライトしてある。							
判断の								
理由及								
び結果								
・意見								
の内容								

平成18年度 職員区分別・所属施設別人件費明細

	施設名	職員区分	人数	人件費合計	換算人数	換算一人当り
	旭权和	概貝凸刀	(人)	(千円)	(人)	人件費(千円)
	特別出張所	一般職員	226	1,949,856	226	8,627
l		一般職員	37	346,469	37	9,364
	地域施設•	再任用職員	20	57,940	12	4,828
	付属施設	再雇用職員	39	63,006	23	2,692
		計	96	467,416	72	6,456
ĺ	合	計	322	2,417,272	298	8,100

平成23年度 職員区分別・所属施設別人件費明細

施設名	職員区分	人数	人件費合計	換算人数	換算一人当り
旭設行		(人)	(千円)	(人)	人件費(千円)
特別出張所	一般職員	219	1,767,539	219	8,071
	一般職員	25	229,784	25	9,191
地域施設•	再任用職員	47	149,706	28	5,309
付属施設	再雇用職員	31	49,727	19	2,673
	計	103	429,217	72	5,978
合	計	322	2,196,756	291	7,554

- ※人件費合計には、給料、職員手当、共済費、賞与が含まれている。
- ※換算人数とは、再任用職員は週24時間勤務、再雇用職員は月12日勤務という勤務形態から、 一般職員のフルタイム勤務(週40時間、月約20日勤務)1人に対して、再任用職員、再雇用 職員の勤務割合0.6人として換算、集計した数値である。

この比較から、平成18年度に対する平成23年度の特別出張所と地域施設・付属施設の人件費合計額がそれぞれ9.4%、8.2%減少したことが分かる。人件費が減少した理由について、人事課の見解は以下の通りである。

- 1) 配置人数が減少したこと。また、給与・賞与の減額改定が行われたこと。
- 2) 新規採用職員や若手職員が「ミニ区役所」といわれる特別出張所の業務を 経験することが、意識啓発・能力開発の観点から大きな意味を持つことから、 積極的に配置していること。
- 3) 地域施設において、平成20年4月以降、順次一般職員1名を再任用短時 間勤務職員に置き換える配置を進めていること。

以上のように、人件費合計額は平成18年度と比較して削減されている。

しかしながら、前包括外部監査人が指摘した「業務量の分析」は【3】での説明 とおり、平成21年度組織改正時に実施されたのみでその後は実施していない。こ のため、「是正が不十分」と判断した。

業務量の分析は一度実施したら終わりでなく、毎年適正な業務量を把握し適正な 人員配置を図り、効率的な組織運営を図るべきである。

### 【3】窓口取扱件数と妥当な定数について

### 【着眼点】窓口取扱件数は減少傾向だが、職員定数は見直されているか。

### ここがポイント

特別出張所の役割も区の政策、区民のニーズにより変化している。精緻な業務量分析を行い効率的、弾力的な定数配置すること。

NO	19B08 19B09						
概要	特別出張所の定数見直しを合理的な根拠に基づいて毎年行っていないため、出張所の窓口業務は減少の一途をたどっているが、配分定数の減少はない。						
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況							
	結果・意見区分 意見						
前監査 人見解	従来のように前年に比しての仕事量増減分析による定数増減の必要性を判断する方法ではなく、必要な業務量を測定し定数自体を見直す方法へ転換することにより、効率的な定数配置を実現すること。						
区の措 置・対応 状況	平成21年4月の組織改正において、既存窓口業務と地域団体に係る業務の 個別の業務量を分析し、新たに加えた地域力の推進等に係る業務の業務量を勘						
	現監査人の見解						
区の措置	置・対応状況の妥当性						
糸	吉果・意見区分 意見						
妥当性の 理断由 が意見内容	平成18年度と23年度の窓口収納事務関係取扱件数と窓口サービス関係取扱件数を比較すると次頁の通りである。 平成18年度と比較すると、窓口収納事務関係取扱件数(※1)は86.7%、窓口サービス関係取扱件数(※2)は83.3%に減少していることがわかる。 ※1窓口収納事務関係取扱件数とは、証明閲覧等手数料、区民税・都民税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、弁償金(標識)、有償刊行物頒布料(大田区地図帳)の取扱件数を特別出張所毎に合算したもの。 ※2窓口サービス関係取扱件数とは、住民基本台帳関係(転入届、転居届、世帯変更、転出届、住民票等発行)、戸籍関係(出生届、死亡届、婚姻届、離婚届、転籍届、その他の届出等、戸籍証明)、印鑑登録(印鑑登録証、印鑑登録証明)、外国人登録原票記載事項証明書(H18年度は外国人登録済証明書)、母子健康手帳交付事務の取扱件数を特別出張所毎に合算したもの。						

窓口収納事務関係	取扱件数と窓	ロサービス関係	<u>系取扱件数</u>	(単位:件)
性可山頂	窓口収納事務	関係取扱件数	窓口サービス	関係取扱件数
特別出張所	平成18年度	平成23年度	平成18年度	平成23年度
大森東	28,718	21,806	22,733	17,569
大森西	51,576	43,295	44,476	37,499
入新井	51,933	49,421	49,870	45,970
馬込	64,912	52,497	63,426	48,724
池上	43,050	34,169	37,920	30,293
新井宿	30,904	24,311	26,921	20,641
嶺町	38,187	34,851	40,141	32,337
田園調布	31,212	27,158	31,735	27,301
鵜の木	22,062	17,224	22,403	16,977
久が原	29,146	27,002	28,068	24,768
雪谷	46,509	41,264	46,907	39,139
千束	33,044	29,750	33,294	29,743
六郷	69,601	56,625	52,004	43,429
矢口	32,545	26,684	27,783	21,739
蒲田西	55,899	36,430	45,676	36,854
蒲田東	24,265	25,614	20,979	20,735
糀谷	37,291	52,693	32,229	28,034
羽田	36,915	29,820	31,620	26,329
合計	727,769	630,614	658,185	548,081

对 平成18年度比

86.7% 83.3%

これに対して、全特別出張所の配分定数合計は平成18年度と23年度を比較すると、マイナス7人で比率に換算すると96.7%である。215人からのマイナス7人ではほとんど減っていない。

特別出張所の定数	(単位:人)

<u>ттинжи</u> у с <u>ж</u>			(+1111-171)
特別出張所	平成18年度	平成23年度	増減
大森東	10	10	0
大森西	14	14	0
入新井	13	13	0
馬込	14	14	0
池上	12	13	1
新井宿	11	10	$\triangle$ 1
嶺町	13	11	$\triangle$ 2
田園調布	10	10	0
鵜の木	10	10	0
久が原	10	10	0
雪谷	13	12	$\triangle$ 1
千束	10	10	0
六郷	15	15	0
矢口	14	11	$\triangle$ 3
蒲田西	14	13	$\triangle$ 1
蒲田東	10	10	0
糀谷	11	11	0
羽田	11	11	0
合計	215	208	$\triangle$ 7
()) \ [ ==	→ <b>、</b>	S I . H S . S.	N . 2 A 2 2 .

(注)上記定数には区民センター及び文化センター分は含まない。

特別出張所の主たる業務は窓口業務以外に地域振興業務(例:地域団体等との連絡調整に関すること、地域防災に関すること、火災及び風水害の救助に関すること)もある。このため、窓口業務量の減少に比例して配分定数も減少することはない。

実際、平成21年度組織改正により、特別出張所の地域振興機能を強化したためこれに対する業務量が増えているとのことである。

参考までに、平成23年度の全特別出張所と区役所全体の一人当たりの超過勤務時間数を集計してもらったところ、前者が83.8時間、後者が72.5時間で、特別出張所の方が超過勤務時間が長いことが分かった。主な原因は、勤務時間外の会議やイベント等へ出席するためである。

特別出張所の職員配分定数の決定方法については、平成21年4月の組織改正時は、既存窓口業務と地域振興業務の個別の業務量を分析し、新たに加えた地域力の推進等に係る業務の業務量を勘案して決定していた。

しかし、平成21年度以外は、従来通り、次年度の仕事量を増減分析し、仕事量が増加する場合は本年度の定数に増員、仕事量が減少する場合は減員して次年度の定数を算出する方法である。このため、我々が想定しているような「個々の業務量を測定し、積上げ計算することにより必要人員を算出する方法」とはなっていない。

特別出張所の定数が合理的根拠に基づいて決定されていることを明らかにするため、平成21年度組織改正時に実施したような精緻な業務量分析を実施されたい。

### 【4】地域振興業務の活動状況について ①

### 【着眼点】防災訓練や学校避難所運営協議会へ積極的に働きかけているか。

### ここがポイント

全体的には改善しているが、一部、取組みが弱い出張所がある

NIO	10011	
NO	19B11	所管部署 地域振興部特別出張所
		こ関する職務の一環として、①自治会・町会防災訓練、
		災害時要援護者支援組織の設立支援といった活動をサ
	ポートしている。	
	活動	活動内容
	①自治会・町会防災訓練	諸災害が発生したことを想定して、地域住民が取るべき防災
概		行動を実践し、地域の連携体制を築くことを目的として行わ
要	<u> </u> ②学校避難所運営協議会	れる。 大規模災害時に開設される学校避難所の円滑な管理・運営等
	1 2 子仅近规// 连占 励成云	について平常時から協議を行うことを目的として行われる。
	③災害時要援護者支援組織の	地域を災害から守るため、自治会・町会には防災市民組織が
	設立支援	結成されており、災害時における救出活動、初期消火、物資
		の調達等、および平常時においても、防災訓練各種の計画策
		定等、地域安全のための活動を行っている。区では災害時要
		援護者の支援を推進しており、防災支援組織の中に支援体制
		作りを進めている。
	前監査時の監査	人見解とその後の区措置・対応状況
	結果・意見区分 意見	
	①自治会・町会防災訓練につ	
	防災訓練に特別出張所職	哉員の参加数の少ない出張所があるが、地域防災という
	重要な活動であるので積極	<b>返的に参加するべきである。</b>
前監	また、防災訓練に消極的	かな自治会・町会に対しては、特別出張所が積極的に関
查人	与して、活動を勧奨すべき	きである。
見解		
	②学校避難所運営協議会につ	ついて
	全く会議も訓練も行って	ていない学校がある。少なくとも特別出張所としては、
	一切活動していない地域に	こついての活動勧奨を行うべきである。
区の措	各自治会・町会の取組みば	は常時把握しており、取組みが消極的なところについて
置・対		こ関与し、取組みを推奨している。
応状況	10.( 13.3 14.30()) 10 2 3 14.3 (	
		現監査人の見解
マの性	置・対応状況の妥当性	れていないがやむを得ない/是正が不十分/是正され
区、7月日	■ 水心ががった。 ていな	い/その他
糸	吉果・意見区分 意見	
妥当	①自治会・町会防災訓練に~	oいて
性判	前回監査時の平成18年月	度と平成23年度の防災訓練の実施回数及び職員参加

断理及結意内容

数を比較すると以下の通りである。

防災訓練の実施回数及び職員参加数

特別出張所	自治	自治会・ 実施回数 職員参加数(延べ)		実施回数		(ベ)		
	平成18年度	平成23年度	平成18年度	平成23年度	対18年度比	平成18年度	平成23年度	対18年度比
大森東	5	5	4	3	75%	4	9	225%
大森西	21	21	12	7	58%	7	4	57%
入新井	11	11	4	4	100%	7	5	71%
馬込	19	19	4	5	125%	6	32	533%
池上	11	11	6	5	83%	6	6	100%
新井宿	8	8	5	8	160%	5	8	160%
嶺町	5	5	3	6	200%	4	7	175%
田園調布	9	9	2	4	200%	2	5	250%
鵜の木	7	7	4	6	150%	8	8	100%
久が原	5	5	4	5	125%	8	7	88%
雪谷	9	9	7	20	286%	8	11	138%
千束	8	8	6	7	117%	12	21	175%
六郷	15	15	15	14	93%	15	14	93%
矢口	17	18	32	31	97%	7	16	229%
蒲田西	17	17	12	14	117%	24	26	108%
蒲田東	20	19	15	14	93%	22	15	68%
糀谷※	10	10	6	1	17%	11	7	64%
羽田	19	20	3	12	400%	5	11	220%
合計	216	217	144	166	115%	161	212	132%

<sup>※</sup>糀谷特別出張所の平成23年度の実施回数は、全10町会合同開催の防災訓練を1回実施したということ。

実施回数、職員参加数共、合計では平成18年度と比較して平成23年度は増加 している。

前回監査時以降、防災訓練に積極的に取組んでいる特別出張所がある一方、一部の特別出張所では取組みが消極的になっていると思われる。

#### ②学校避難所運営協議会について

また、前回監査時と平成23年度の協議会の会議・訓練実施回数及び職員参加数を比較すると次頁の通りである。

学校避難所運営協議会の会議・訓練実施回数及び職員参加数								
特別出張所	所轄内区 (小		会議を行った学校		学校訓練を行った学校		職員参加数(延べ)	
	平成18年度	平成23年度	平成18年度	平成23年度	平成18年度	平成23年度	平成18年度	平成23年度
大森東	4	4	4	4	4	2	23	19
大森西	2	9	2	4	1	3	5	8
入新井	4	4	2	3	0	0	4	6
馬込	8	7	5	7	2	5	14	72
池上	5	2	4	5	4	2	39	21
新井宿	3	3	0	1	0	0	0	3
嶺町	2	2	2	2	2	2	17	9
田園調布	3	3	3	3	3	2	15	13
鵜の木	4	4	4	4	1	2	12	18
久が原	2	2	2	2	2	0	10	7
雪谷	5	5	3	5	3	2	34	33
千束	5	5	5	5	4	4	30	102
六郷	10	10	7	8	2	1	22	33
矢口	4	4	4	4	1	4	36	63
蒲田西	9	9	1	3	0	4	0	16
蒲田東	8	6	2	2	2	0	4	2
糀谷	5	6	9	0	6	0	24	0
羽田	7	6	4	4	1	2	10	30
合計	90	91	63	66	38	35	299	455

平成18年度と23年度を比較すると、会議及び訓練の回数はあまり変化無いが、職員参加数が1.5倍に増えている。

なお、依然、会議も訓練も実施していない出張所がある。この点について、糀谷特別出張所に質問したところ、「近年、糀谷地区の協議会の活動実績が無く問題があることは認識していた。

このような状況を改善すべく、平成23年度に「糀谷地区避難所運営協議会見直し・検討会」の準備会を開催した。平成24年度は、全避難所運営協議会(6ヶ所)参加による「糀谷地区避難所運営協議会見直し・検討会」を含めた会議及び訓練をそれぞれ22回と6回開催した。職員参加数は延べ66人である。」とのことである。

全体としては前監査時と比較して積極的に取組まれている。

ただし、各出張所単位で見ると取組みが消極的になっているところがあるため 「是正が不十分」と判断した。

特別出張所ごとの平成18年度と23年度の自治会・町会防災訓練及び学校避難 所運営協議会の職員参加数の変化を見ると、積極的に取組む出張所とそうでない出 張所が二極化していることが分かる。

地域的な特色があることは十分理解するが、糀谷出張所の取組みを参考にして、区民が等しく安全安心を享受できるような仕組み作りをされたい。

#### 【5】地域振興業務の活動状況について ②

### 【着眼点】災害時要援護者支援組織の重要性をより一層認識しているか。

ここがポイント 全体的には改善している。

NO	1 9 B 1 2		所管部署	地域振興部防災課	
概要	19 B 1 1 の ③を参照				
	前監査時の監査	查人見角	解とその後の区措	置・対応状況	
	結果・意見区分	意見			
前監査	災害時要援護者支援組	1織が完	E備している地区と	こ、全く整備されていない地区が	
人見解	ある。				
区の措	自治会・町会には、気	災害時界	要援護者名簿の配	布時及び防災訓練等で支援組織	
置・対応 状況	の結成について呼びかり	ナを行っ	っている。		
	現監査人の見解				
区の措置	₹ • X41以次次(/) —— —— —— —— —— —— —— —— —— —— —— —— ——		ıていないがやむ <mark>`ない/</mark> その他	を得ない/是正が不十分/是正	
公	世里。音目区公	<b>学</b> 目			

前回監査時と平成24年8月31日現在の支援組織設置状況を比較すると以下の通りである。

災害時要援護者支援組織の設置状況

		戦・ソヌ単小				
特別出張所	自治会·町会数		災害時要援護者 支援組織数		設置率	
	平成18年度	平成23年度	平成18年度	平成23年度	平成18年度	平成23年度
大森東	5	5	5	5	100%	100%
大森西	21	21	4	5	19%	24%
入新井	11	11	1	1	9%	9%
馬込	19	19	3	3	16%	16%
池上	11	11	5	6	45%	55%
新井宿	8	8	2	3	25%	38%
嶺町	5	5	1	1	20%	20%
田園調布	9	9	2	2	22%	22%
鵜の木	7	7	3	7	43%	100%
久が原	5	5	0	0	0%	0%
雪谷	9	9	3	3	33%	33%
千束	8	8	0	1	0%	13%
六郷	15	15	15	15	100%	100%
矢口	17	18	2	3	12%	17%
蒲田西	17	17	4	6	24%	35%
蒲田東	20	19	17	17	85%	89%
糀谷	10	10	6	6	60%	60%
羽田	19	20	8	9	42%	45%
合計	216	217	81	93	37%	43%

全体的には組織数が増加し改善されている。大森東及び六郷特別出張所は、従来から支援組織設置率は100%となっている。特に、今回、設置率が著しく増加

した鵜の木出張所の改善理由は、「鵜の木地区町会連合会の理解・協力を得られたことにより、全町会が足並みを揃えて支援組織を設置することができた。」とのことである。

しかし、依然、支援組織が十分整備されていない地区が存在する。各地区連合会内の連携(町会間の関係)のあり方は18地区それぞれ異なっていること、また、出張所はあくまでも設立支援という立場なので、設置率の改善には限界があることも理解できる。

ただ、東日本大震災で大田区でも多くの支援を実施している経緯を踏まえると、地域の方々に災害時要援護者支援組織への理解を深めて頂くことの必要性は更に大きくなっている。

以上の理由により、「是正されていないがやむを得ない」とした。

支援組織の組織率が芳しくない地区については、鵜の木特別出張所での大幅 に改善された事例を参考に、地元地区町会連合会への理解・協力を得られる様 働きかけをするべきである。

### 【6】預かり金出納の現状とその管理について

## 【着眼点】領収書の連番管理の趣旨が理解されているか。

### ここがポイント

複写式の領収書による連番管理が有用である。

NO	19B18	所管部署	地域振興部特別出張所
	特別出張所が事務受託してい	いる各団体への入っ	金に伴い、特別出張所で領収書
	を発行しているが、この領収書	書は連番管理がな	されておらず、またあらかじめ
概要	押印されている領収書を白紙で	で用意しているケ	ースもあり、現状では、承認を
	得ない領収書の発行が容易に同	可能な状態で管理	運用されているケースが散見さ
	れた。		
	公司所本味の所本「日	知しての後の気料	· 墨 · 华 · 广 · 小 · · · · · · · · · · · · · · · ·
	前回監査時の監査人見	<b>解とての俊の区指</b>	f直•对心状况
糸	吉果・意見区分 結果		
前監査	小口現金の出納に伴い発行す	トる領収書は、連	番で管理されるべきであり、欠
人見解	番なく発行管理されることによ	り、勝手な領収記	<b>볼の発行を防ぐことができる。</b>
区の措	未だ、連番管理されていなり	い出張所もあるた	め、平成24年度末までに徹底
置·対応	し、厳格な管理を行います。		
状況			
	今回	監査人の見解	
	□ <b></b> (. )		> /   >
区の措置	f • 对於,状况(/) 妥当性   <del></del>	ていないがやむ。 <mark>`ない</mark> /その他	を得ない/是正が不十分/ <mark>是正</mark>
糸	吉果・意見区分 意見		
	and the state of t		
	│ ある特別出張所では、会費等	の収入の際に、領	収書に同じ内容の但書きを何度
			収書に同じ内容の但書きを何度 書ではなくパソコンで作成した
	も記入する手間を省くため、カ	ーボン複写式領収	
妥当性	も記入する手間を省くため、カ	ーボン複写式領収	書ではなくパソコンで作成した
判断の	も記入する手間を省くため、カ 領収書を発行していた。このパ	ーボン複写式領収 ソコンで作成した	書ではなくパソコンで作成した
判断の 理由及	も記入する手間を省くため、カ 領収書を発行していた。このパ なかった。	ーボン複写式領収 ソコンで作成した	書ではなくパソコンで作成した
判断の	も記入する手間を省くため、カ、 領収書を発行していた。このパ なかった。 このため、「是正されていな	ーボン複写式領収 ソコンで作成した い」とした。	書ではなくパソコンで作成した
判断の 理由及 び結	も記入する手間を省くため、カ、 領収書を発行していた。このパ なかった。 このため、「是正されていな	ーボン複写式領収 ソコンで作成した い」とした。	書ではなくパソコンで作成した 領収書控には連番が付されてい
判断の 理由及 び結 果・意見	も記入する手間を省くため、カ、 領収書を発行していた。このパ なかった。 このため、「是正されていな パソコンで領収書を発行する くなってしまう。	ーボン複写式領収 ソコンで作成した い」とした。 者が現金を回収っ	書ではなくパソコンで作成した 領収書控には連番が付されてい
判断の 理由及 び結 果・意見	も記入する手間を省くため、カ、 領収書を発行していた。このパ なかった。 このため、「是正されていな パソコンで領収書を発行する くなってしまう。	ーボン複写式領収 ソコンで作成した い」とした。 者が現金を回収っ 金回収者がどうし	書ではなくパソコンで作成した 領収書控には連番が付されてい する場合、全く内部牽制が効かな ても分けられない場合について

### 【7】災害時のための用品等の定期的な点検(たな卸しを含む)について

## 【着眼点】特別出張所の災害用物品は適切に管理されているか。

### ここがポイント

災害用物品は毎年調査・確認を実施すること。

NO	1 9 B 2 6	所管部署	地域振興部防災課
	特別出張所には地域振興部	防災課からの用品	品が災害時に備え配布されてい
概要	る。しかし、これらの用品は製	が別出張所の倉庫の	及び倉庫にしている一室にあり、
	定期的な点検は、防災課への韓	<b>B告が必要な時に</b>	カウントする以外殆ど行ってい
	ない。		
	前回監査時の監査人見	解とその後の区指	<b>計置・対応状況</b>
結果・	意見区分 結果		
前監査	災害時に、特別出張所は、均	也域の核となって	災害対策活動の調整等を業務と
人見解	していることからも、災害時の	つ備えとして用品	の保管状況、使用の仕方等を含
八九州年	めた定期的な点検を行い、使用	]できる状態を確認	忍した上で管理すべきである。
区の措	特別出張所の物品在庫調査は	こついては平成2	0年度に実施している。防災課
置・対応	は、発動発電機など定期点検力		
<b>状況</b>	ガソリンなど使用期限があるも	のについては、気	它期的に入れ替えをしている。
	今回	監査人の見解	
区の措置	• 4 2 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	ιていないがやむ <mark>`ない</mark> /その他	を得ない/是正が不十分/ <mark>是正</mark>
糸	吉果・意見区分 意見		
	定期点検が必要な物品や使用	月期限がある物品	については適正に管理されてい
	る。		
	しかし、定期点検が不要な物	品や使用期限のな	よい物品(例えば、毛布、懐中電
妥当性	灯、ラジオ等) は、平成20年	度以降の点検は行	われておらず、災害等で使用し
判断の 理由及	た都度補給しているだけである	。この点、鵜の木	特別出張所において確認したと
び結	ころ、「利用の都度、防災課に	報告することにな	つているが、最近は物品在庫調
果・意見	査の指示は無い。」とのことて	ぎあった。	
の内容	このため、「是正されていな	い」と判断した。	
			その後は、定期的な調査・確認
	を実施する予定とのことである	oのでくれぐれもi	望守されたい。

### 【8】窓口収納事務における内部統制について

### 【着眼点】レジ担当者と証明書等発行者の牽制がなされているか。

### ここがポイント

各特別出張所で牽制効果が発揮できる体制を維持すること。

NO	1 9 B 3 1	所管部署	地域振興部特別出張所			
概要			分離されていると回答した出張			
	所は、18出張所中7出張所だっ	った。				
	前回監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況					
糸	結果・意見区分 意見					
前監査 人見解	レジ担当者と他の担当者を分離	惟して、チェック	ク機能を強化されたい。			
区の措			雅していない出張所については、			
置•対応	レジ担当者を一日に複数回交代	_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
状況	頻繁にチェックさせたりすること	と等で対応してい	ハる。			
	今回毉	査人の見解				
区の措置	了• 对於:状况(/)妥当作	ていないがやむ ない/その他	を得ない/是正が不十分/是正			
糸	吉果・意見区分 意見					
	ない出張所もある。但し、分離し掛けている。	–	いる出張所もあれば、分離していでも別の方法でチェック機能を			
妥当性 判断の	数が少ないため、レジ担当者と多	Ě行担当者を別√ はポスレジを利用 Ě行できない仕約	目しており、発行する証明書はポ 組みになっている。このポスレジ			
理由及 び結 果・意見 の内容		後にポスレジの の者が窓口を担き	集計結果と現金を照合し、その 当し、午前と同様の照合をする。			
	このように、全ての出張所で担 牽制効果を確保しているため、「		てはいないが、他の方法で同等のいがやむを得ない」と判断した。			
	現状の体制が、レジ担当者と証 が期待できるのであれば、費用対 たい。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	離している場合と同じ牽制効果 り実態に即した対応を継続され			

【9】空きスペース(会議室等)の利用に関する事務及び状況について

#### 【着眼点】会議室は有効利用されているか。

#### ここがポイント

有効利用するために、支障の無い範囲で会議室の利用を認めること。

NO	1 9 B 4 0	所管部署	地域振興部特別出張所		
概要	3%と大変低調である。		働率の最低3.7% 最高44・ スが狭く、窓口に置かれた資料を		
	前回監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況				
糸	吉果・意見区分 意見				
前監査 人見解 区の措 置・対応	うな場所等の必要性を検討され の意見も入れながらスペースの	れたい。さらに、 の有効利用ができ 入できるようエヺ	そした。また、出張所を改築の際		
状況	TAN EDWINOV ( ) VIRVE I		V .00		
	今回	団監査人の見解			
区の措置	<b>す・対応状況(/)妥当性   └───</b>	れていないがやt <mark>ハない</mark> /その他	を得ない/是正が不十分/是正		
糸	吉果・意見区分 意見				
			である。地域活動の取組みが増えるため、平成18年度の稼働率と		

比較すると改善しているが、依然10%台の稼働率の会議室が多い。

妥当性 判断の 理由結 意 果・ の内容 稼働率が低調であるのには理由がある。「特別出張所会議室使用要綱」第2条で使用の範囲が定められており、(1)区、(2)官公署、(3)職員の福利厚生で使用する場合、(4)自治会・町会等の地域団体、(5)その他所長が特に必要と認めた場合、に限定されている。所長が特に必要と認めた場合を除き、一般の方が利用することができないのである。

会議室の利用目的について、現状のような公益・公共利用を優先するのであれば、低稼働率でもやむを得ないと思われる。このため、「是正されていないがやむを得ない」と判断した。

但し、公共施設の有効活用の観点から、特別出張所長は、支障の無い範囲内 で広く第2条5項の適用を認められたい。

特別出張所会議室の稼働率						
特別出張所	部屋名	平成18年度 稼働率	平成23年度 稼働率			
大森東	大会議室 大会議室(2階)	8.1%	16.7%			
	小会議室(2階)	00.0%	16.6%			
大森西	大会議室(2階) 中会議室(2階)	23.2% 7.3%	17.0% 19.0%			
	小会議室(1階)	8.4%	4.0%			
入新井	会議室 会議室(4階)	44.3%	19.8%			
	会議室(兼作業スペース)		66.7%			
馬込	会議室(2階)	24.5%	30.1%			
池上	大会議室(3階)	26.5%	60.0%			
	小会議室(2階)	10.0%	50.0%			
新井宿	会議室(2階)	26.0%	10.5%			
	集会室(3階)	13.3%	19.9%			
嶺町	庁用会議室(1階)	33.3%	35.9%			
	会議室(2階)	C 20/	12.7%			
田園調布	小会議室(2階) 大会議室(3階)	6.3% 4.6%	4.5% 20.5%			
	大会議室(3階)	10.1%	20.070			
鵜の木	小会議室(1階)	3.7%				
	会議室		17.0%			
久が原	集会室	21.7%	63.0%			
雪谷	大会議室(3階)	15.7%	37.5%			
<b>当</b> 位	会議室(2階)	3.5%				
<b>千束</b>	大会議室(2階)	17.7%	28.0%			
1 米	小会議室和室(2階)	5.5%	16.0%			
六郷	大会議室(3階)	19.8%	39.0%			
) ()A)	小会議室和室他(2階)	11.3%	24.0%			
矢口	大会議室(1階)	19.1%	34.6%			
<del>₹</del> m <del>==</del>	小会議室(1階)	21.9%	39.2%			
蒲田西	会議室(3階)	16.0%	17.4%			
糀谷	大会議室(2階)	17.0%	18.0%			
	小会議室(2階)	14.8%	19.0%			
羽田	大会議室(3階)	18.5%	17.9% 21.7%			
	小会議室(2階)	10.6%	21.7%			

| 八会議至(2階) | 10.6% | 21.7% | ※上記稼働率は、年間利用回数/利用可能枠数で計算している。なお、利用可能枠数は、貸し出し単位(午前、午後、夜間 等)を1コマとカウントしている。

# 平成20年度 民間委託・指定管理者について

### 【1】公募せずに指定管理者を指定することについて

### 【着眼点】特命指定は限定的に行うべきである。

#### ここがポイント

非公募で指定管理者を指定する特命指定は合理的理由がある場合のみとすべきであり、 現在45施設の特命指定施設はさらに公募の可能性を検討して、適切な競争の機会を確保 すべきである。

NO	20002	所管部署	企画財政課
		<i>,,</i> ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	その他指定管理者を定めている所管部署全て
			指定管理制度を導入している。
	=		管理・運営を株式会社や財団法人等に包括的に
	代行させる制度で	ある。	
概要	/n 74 do o 5 5 7 /	( <del></del> b	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			F 1 月 31 日)の中で「指定管理者の選定手続に
	, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	- , , , , , , , , ,	が求められることから、指定管理者の指定の申
			事業計画書を提出させることとし、選定する際
			必要な情報開示を行うこと等に努めること」と
	してわり、指述官	埋有の悪足は	公募を原則とすることを通知している。
	前監査明	ずの監査人見解	とその後の区措置・対応状況
	結果・意見区分	意見	
	公募せずに指定	管理者を指定	することについては、現段階では違法とまでは
	いえないが好まし	い行為とはい	えない。
前監査	大田区では「指	定管理者の選	定方針について(通知)」(平成20年7月 31
人見解			:、非公募で指定する「特命指定」に当る場合は、
/ ( ) [ ] [		申請者に事業	:計画書を提出させること」を行わないでも良い
	としている。		
			ば、法の精神が没却されかねないので、「特命
			使用すべきである。
		•	付け 20 経企発第 10213 号通知に加え、平成 2 1
		– – –	公募・選定ガイドライン」のなかでも指定管理
区の措		一条によること	としており、特命指定は限定的な取扱いとして
置·対応	いる。		
状況	協設の供供めず	結の透明歴	さらには指定管理者交代による施設利用者への
			、諸要件を総合的に比較検討した結果、公の施
			、

と考えている。

選定結果や選定手続等の情報公開については、前述した「指定管理者公募・ 選定ガイドライン」において留意するよう求めているところである。

平成24年4月1日現在、指定管理者制度導入施設は119箇所となっており、うち特命指定は45箇所(37.8%)となっている。

平成21年度以降新規導入した22施設中、21施設は公募を実施した。さらに当初特命指定した施設においても再選定時は公募を実施した施設もある(平成21年度以降5施設)。

一部に外郭団体を特命指定している施設が残っているが、今後の再指定の際には公募の実施に向けて検討を進めている。

#### 現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性

是正されていないがやむを得ない/ 是正が不十分/ **是正** されていない/その他

結果・意見区分

意見

特命指定施設の推移

	指定管理代行施設	うち特命指定施設
平成21年度	101	47
平成22年度	101	47
平成23年度	103	45

妥当性 判断の 理由 は結果 ・意見の 内容 ここ数年、特命指定施設数は減少していないため、是正が不十分と判断した。

特命指定の理由は、指定管理者の選定は公募すべきという原則の趣旨に照らして合理的な理由となるべきである。

現在特命指定となっている施設についても、今後は、かかわり方を見直して、 再指定の際には公募の可能性を検討し、公募による選定が可能なものは公募に より選定し、特命指定施設数は極力減らして、適切な競争の機会を確保すべき である。

現在特命指定となっている施設、特命指定の理由一覧を以下に添付する。

(平成24年4月1日現在)

(平成24年4月1日現在	施設所管課	地域振興課	地域振興課	地域振興課	地域振興課	地域振興課	大森西特別出張所	産業振興課
(平成	次回選定時の方針 (公募導入の検討)			現時点では未定ですが、今後の 検討課題としています。			現時点では未定ですが、公募導入も含めて検討してまいります。	代
置	特命指定の理由	(1) (公財)大田区文化振興協会は、地域文化振興のための各種事業を行うことを目的に設立した大田区のも前書によった。 ままま かっぱん はまま かんしん はんしょう しょくじょく しょうしょく しょくしょく しょく	の外料1団件であり、この月的な効果的・効率的に達成するためには、各地設め、管理と事業運賃を一体的に同財団に行わせることが必要である。 (2) 公益目的事業を主に実施する公益財団へと移行した文化振興協会は、今まで以上に区の地域文化	振興のパートナーとして、地域文化活動を通じたまちの活性化や地域コミュニティの広が7を生み出して いく役割が求められる。そのため、大田区地域文化振興プラン【基本方針】において、同財団に対し求め	る取り組みとして、「文化拠点施設の運営を通じて地域文化活動の場を提供すること。」、「龍子記念館など地域文化資源の保全と活用を図ること。」を掲げている。 「2か城文化資源の保全と活用を図ること。」を掲げている。 「3)でル垢爾粒会は この9年間 区と連終調整を図えたがで自在た管理化行業務の実績を右」 指定		①現行の指定管理者である「特定非営利活動法人大森コラボレーション」は発足時からこれまでの間、地域との連携のもとに、区民活動支援施設の特性を踏まえ、円滑で安定的な業務運営に努めてきている。②現在、自主事業の芽を伸ばす兆しが見えるなど、こらば大森が全区的な連携・協働を促進する拠点として発展する途上にある。引続き管理代行を継続することで、おおた未来プラン10年に掲げる事業にらぼ大森の充実」を推進していくことが期待できる。 ③業務実績や評価結果の点でも良好であった。 以上のことから、平成24年度からの指定管理については、選定委員会による審査手続を実施した上で、当該法人を特命指定による再指定とすることとした。	(1) 産業プラザは、大田区と東京都との共有施設であり、施設内には都・区行政事務室や技術支援試験 塞等の他、指定管理者である協会、東京信用保証協会、(社)大田工連や大田区商店街連合会などの各 テナントと、公の施設としての展示ホール等が複雑に混在する複合施設である。 そのため、当該施設内にある協会が公の施設部分とそれ以外の部分を総合的に維持・管理していくことが 最適である。 (2) 産業プラザは、大田区産業の環境基盤を整備し、その活性化を図り、併せて産業活動を担う勤労者 の福祉向上に寄与することを設置目的としており、施設利用の多くを産業関連団体が占める中、普段から 区内中小企業と連携して事業活動を推進している協会が、事業活動と施設管理を一体的に担うことがソフト・ハード面がら最適である。 (3) 協会は、区内産業振興策の推進において、産業プラザを拠点に区と協力して各種のイベントや相談 事業などを実施しており、年間を通じて円滑な事業活動が実施できる。 (4) 協会は、日常的にモニタリンがを実施し、その結果は高い再準できる。 スは決して民間企業に劣るものではない。一方、協会は公益法人であり、収益を追及するあまり結果として利用者へのサービス低下を招くという危惧を払拭できる。
1	指定期間	3年	3年	3年	3年	3年	5年	5年
特命により指定管理者を選定している施設状況	施設	大田区民ホール	大田区民プラザ	大田文化の森	熊谷恒子記念館	龍子記念館	区民活動支援施設大森	産業プラザ
特命によ	No.	1	2	3	4	2	9	2

張

No.	施設	指定期間	特命指定の理由	次回選定時の方針 (公募導入の検討)	施設所管課
∞	創業支援施設	5年	(1) 当該3施設は、大田区企業のイノベーション促進に欠かすことのできない場として位置づけられている。また、新事業創出のためのネットワーク構築や産学連携事業のような研究開発の促進などを組み合わ		産業振興課
6	新産業創造支援施設	5年	せることが、区内産業発展のため重要であるが、この分野における支援策は、現指定管理者が実施する様々な事業と重なる部分であるため。 (2) 当該施設への入居企業選定から入居後のソフト支援までを一貫して行うことで、利用者にとって満足 mの点、ルードフを担任ぶきをかみ、	次回選定時までに検討していく子 定です。	産業振興課
10	産学連携施設	5年	及び同V・ソームで14年によったが。 (3) 当該施設は、小学校及び区施設の再活用施設であるため、施設活用方法の検討や、日常の修繕対 応等において区との綿密な計画、調整が必要であるため。		産業振興課
11	南六郷福祉園	5年	1 おお客曲 光さから はな おい おお とまま はい はい は はない はい は はい は は は は は は は は は は		障害福祉課
12	くすのき園	2年	1. 日本単独立 このショムの国用ランス・コイド 伯が言ってい、スメン・ショス・ロンス 戻ってい コイル 国者の運営に関するモニタリングにおけるアンケート結果においても高い評価を得ている。		障害福祉課
13	人が原福祉園	5年	2 指定更新する施設は障害者施設であり、環境の変化等が大きな負担等となって現れやすい障害者の利用施設であることを考えると、現在、施設に通所されている利用者・家族の資向等を尊重することが重		障害福祉課
14	新井宿福祉園	5年	要となってくる。仮に公募等で新しい法人を選定した場合、引継ぎにおいて利用者支援に関わる部分は担かを当まれ、「ガギューの光で当当指罪」が、第二・シュン・ゲットの「カル」といい、「の由す」と		障害福祉課
15	池上福祉園	5年	刄T連貫さんと新さんどの並打連呂朔同か必要となるため、休らゴイド月طも入さい。 以上が単田がら現に施設を運営している社会福祉法人から再指定の申し出があった場合は、優先して調査審議し、その結		障害福祉課
16	うめのき園	5年	果が良好であった場合は指定管理者として選定することを原則とし、大田区立障害者福祉施設条例第10条 並18/7/87であっ年7月31日41日41日42年毎番番番ま方44/7つ。パイ(通知) 12. 其 シネバ囲む塞本を行った		障害福祉課
17	うめのき園分場	5年	4、HO Civin 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		障害福祉課
18	しいのき園	5年	別法人が指定管理者に指定された場合、対象施設に勤務する法人職員の処遇が課題となる。各職員がその能力を十分に活用できる場を確保できない場合には、社会福祉サービス従事者育成に積極的に 3	現時点では未定です。	障害福祉課
19	大田福祉作業所	5年	取組む本区にとっても損失と考えられる。		障害福祉課
20	大田福祉作業所大森西分場	5年			障害福祉課
21	っぱさホーム前の浦	5年	1 指定管理者である社会福祉法人は、モニタリング調査の結果などから良好な運営を行ってきており、大田区立心身障害者自立生活訓練施設条例第18条、大田区立前の浦集会室条例第16条、並びに成20年7月31日付「指定管理者選定方針について(通知)」に基づき、管理実績を考慮し、優先して審査、調査		障害福祉課
22	前の浦集会室	5年	を行った。 は、大田幸陽会の設置経営による就労継続支援B型事業所のぞみ園とあかせて、複合施設を構成しているという特性があり、2施設については、施設の一体的運営から現行法人の特命指定が適切である。		障害福祉課

施設所管課	介護保険課	介護保険課	介護保険課	介護保険課	介護保険課	介護保険課	介護保険課	介護保険課	介護保険課	介護保険課	介護保険課	介護保険課	介護保険課	介護保険課	介護保険課	介護保険課	介護保険課	介護保険課	介護保険課
次回選定時の方針 (公募導入の検討)									77.044	現時点では未定ですが、公募導入も含めて検討してまいります。									
特命指定の理由	大田区立特別養護老人ホーム条例第2条の4「指定期間の満了に伴い、改めて指定管理者を指定する場合で能前の推定管理者である法人から前条第2項の規定に基づく書類を添えて再び指定を受けたいいてから指定で表して係る特別養護を人ホームの管理の実績を考慮して、これを指定管理者とす。さかのとて選定するように係る特別養護を人ホームの管理の実績を考慮して、これを指定に要する場合で従前の指定管理者と対した。当該法人の指定に基づく書類を添えて再び指定を受けたい。同の申出があつたとは、区長は、当該法人の指定に係る高齢者在宅サービスセンターの管理の実績を考慮して、これを指定管理者とオービスセンターの管理の実績を考慮して、これを指定管理者とは、これを指定管理者とは、当該法人の指定が多る法人がも前条第2項の規定に基づく書類を添えて再び指定を受けたい。目の申出があったとは、とまた、のは定に係る者、ホームの管理の実績を考慮して、これを指定管理者とは、一部表出、の指定に係る者、ホームの管理の実績を考慮して、これを指定管理者とは、当該法人の指定が表える。」及び大田区立整費を人ホーム条例第1条 指定管理者を指定する場合で従前の指定管理者であまれが指定を受けたい。目の申し出があったため審査を行いました。その結果、書類審査とに破る合う計が審査基準の割み利用者や家族の信頼を得ていることがら、今後も変定した施設運営のもとで更なるサービス向上が期待できるという審査委員会における全会一致の評価であったこから、指定管理者として選定しました。																		
指定期間	2年	2年	2年	2年	2年	5年	5年	9年	2年	5年	2年	2年	5年	5年	2年	2年	2年	2年	5年
施設	特別養護老人ホーム羽田	特別養護老人ホーム池上	特別養護老人ホーム大森	特別養護老人ホーム補田	特別養護老人ホーム糀谷	特別養護老人ホームたまがわ	高齢者在宅サービスセンター羽田	高齢者在宅サービスセンター池上	高齢者在宅サービスセンター大森	高齢者在宅サービスセンター南馬込	高齢者在宅サービスセンター蒲田	高齢者在宅サービスセンター田園調布	高齢者在宅サービスセンター徳持	高齢者在宅サービスセンター糀谷	高齢者在宅サービスセンター下丸子	高齢者在宅サービスセンター矢口	高齢者在宅サービスセンターたまがわ	高齢者在宅サービスセンター大森本町	おおれり園
No.	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41

		==4	林久古少分留于	次回選定時の方針	佐門正然調
加政相比別則	<b>足朔</b> 闾		行 が 担 上 の 注 出	(公募導入の検討)	加設 川官珠
A所者の中に コスモス苑 5年 それをサポート きるよう、日常と 終知事を心理を		五 2 2 11 7		1至94-4-1 原,最以	子育て支援課
1 年4 の基化			旨理者の選ばにのについまっても、地政付性で入がする職員との人間関係の担要性で十万に名慮する必要が、なある。現行の指定管理者は、母子支援施設の特性を十分に踏まえ、円滑で安定的な業務運営に努めるとともに、業務実積や評価結果が良好であることから、平成23年度からの指定管理については、所要の手続きを実施したうえで、現管理者を特命指定による再指定とした。	公务导入空换的	子育て支援課
大田ス <i>タジア 1</i>   す。以下の点き	大田ス <i>タジア1</i> す。以下の点れ	~ 1	大田スタジアムは、平成18年度から財団法人 大田区体育協会が指定管理者として施設運営しております。以下の点を踏まえて平成20年度の選定の際には特命指定といたしました。	十日マカジアングが同古存存	
1 財団法人 才な発達と明るく       な発達と明るく       大田スタジアム     5年 利用の充実及3       ツ人口の拡大と	<ul><li>1 財団法人 な発達と明る 利用の充実』 ツ人口の拡大</li></ul>		1 財団法人 大田区体育協会の設立趣旨が「区内における体育運動を振興し、もって区民の心身の健全 7 な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与すること」としており、大田スタジアムの目的である「区民の余暇 利用の充実及び健康増進に寄与すること」と合致するうえ、区内のスポーツ団体を統括する団体でスポー すッ人口の拡大と充実した施策を展開している。	And Ay An	都市基盤管理課
2 財団法人 大         向上のための取締合評価で良久	2 財団法人大 向上のための財 総合評価で良女		2 財団法人 大田区体育協会は、平成19年度に行なわれた指定管理者モニタリングにおいて、サービス 導向上のための取り組みや稼動率の向上への努力、施設の維持に対する積極的な対応などを評価されて総合評価で良好な結果(A)をもらっている。	で暗まん、肉が広って登すし、公募による選定を行なう予定です。	
①大田区体育協調整機能を有し設を利用する各窓等の業務実績や計大森スポーツセンター       5年 施設)で構成さが第少で構成さが、第小でいるほか、25年 にいる。当該施員にいる。当該施員にいる。当該施員にいる。当該施員			①大田区体育協会は、区内スポーツ団体を統括する唯一の組織であり、各競技連盟の上部団体としての調整機能を有している。また、60年以上の長きにわたり区民のスポーツ振興に寄与してきており、当該施設を利用する各スポーツ団体等とも良好な関係を保っている。 ③業務実績や評価結果が良好である。また、当該施設を含め、都営住宅、老人ホーム等(区4施設、都2)施設)で構成される大森本町複合施設において、取りまとめ役として各施設から信頼され、良好な関係を打築いているほか、近隣町会、商店街等、地域住民と、良好な関係を保っている。当該施設及び他の施設において各種スポーツ教室等を受託し、区民スポーツ推進の一翼を担っている。当該施設及び他の施設において各種スポーツ教室等を関催しており、今後もスポーツの裾野を広げるために効果的な自主事業を展開できると考えられる。	次回の指定管理者の選定にあ たっては、公募を含めて選定方法 社会教育課 を検討中です。	社会教育課

### 【2】指定管理料の価格の合理性について

### 【着眼点】特命指定の価格の合理性はどのように担保されているのか。

### ここがポイント

指定管理料の額が適切で合理的であるかどうかについて、毎年度多角的に検証してい くべきである。

NO	20004 所管部署 企画財政課 その他指定管理者所管部署
概要	前項でも述べたように、総務省は「通知」(平成19年1月31日)の中で「指定管理者の選定手続については、透明性の高い手続きが求められることから、指定管理者の指定の申請に当っては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準、手続等について適時に必要な情報開示を行うこと等に努めること」としており、指定管理者の選定は公募を原則とすることを通知している。 しかし、公募に寄らず、合理的な理由を根拠に特命指定を行う場合には、指定管理料の妥当性について十分に吟味する必要がある。
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況
	結果・意見区分 意見
前監査人見解	指定管理者制度において非公募制を採用している場合、すなわち「複数の申請者に事業計画書を提出させること」を行っていない場合には、当該、指定管理料の価格が合理的なものであるのか否かの検証は極めて難しいことになる。 非公募施設について、価格の合理性の検討が必須の条件であると考える。当
	該、価格の合理性の検討は、結果として、非公募指定管理者に経営改善等を促   すことにもなり、実行の効果が大きいものと考える。
	平成20年7月に策定した「指定管理者公募・選定ガイドライン」のなかで特命指定する場合は「選定における客観性、妥当性を確保することに留意するとともに、直営で管理した場合とのコスト比較を検証するなど、評価方法を工夫して指定管理料等金額の合理性を確保する必要がある。」と規定した。
区の措 置・対 応状況	非公募の施設については、公募を実施した場合と同様に同種、同一規模の他施設の管理経費と比較するなど、可能な限り多角的に検証するべきと考えている。
	現在、指定管理者制度導入施設の多くは2回目、3回目の指定に入っている。運営係費はいずれの施設もほぼ横ばいの状況にあり、今後の大幅な経費縮減は難しいものと考えている。今後は限られた経費で、より良質なサービスの提供するよう個々の施設において、より一層の創意工夫が求められているものと認識している。
	現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性

是正されていないがやむを得ない/ 是正が不十分/ **是正** されていない/その他

結果・意見区分

意見

上記ガイドラインにおいて、非公募(特命指定)は3~5年で継続して選定される。毎年度の指定管理料の額が合理的かどうかの検証は、予算査定時に行われている。

上記対応状況の中で、

- ① 直営で管理した場合とのコスト比較を検証
- ② 同種、同一規模の他施設の管理経費と比較 といった検証法を示している。

妥当性 理由及 で 意見 の内容

子育て支援課では、指定管理業者の人件費算定の基準としていた資料が、比較的古い基準であり、現在の状況に照らして若干高額であるとして主として人件費価額の是正を求め、平成21年度から平成22年度にかけて2,548千円減少させており、当該検証法を実践して、効果を上げた事例である。

しかし、人件費が妥当かどうかの判断を、指定管理業者が提出した給与規程に基づいて計算されていることの確認程度で行っている部署も多く見受けられた。そのような手続きでは、標準的な相場の価額となっているかどうかは判断できない。

前年度の実績をベースとして予算を策定し、指定管理業者から提出された見 積書がその予算の範囲内かどうか程度の判断にとどめている部署も多く見受け られた。このため、是正が不十分と判断した。

近年の経済情勢から、物価水準は減少傾向であり、そうした点からも価額の 妥当性については、過去に定めた基準に依拠した判断(前年比較や、過去の一 時点で定めた給与規程に基づく判断)では、世間的な状況を見誤る。

ゼロベースで毎年度の状況に照らした判断・検証を実施していくべきである。

#### 【3】保育園調理業務の委託

#### 【着眼点】価格の決定は合理的か。

### ここがポイント 競争を導入することで、委託料をさらに下げることができる可能性がある。

NO	20030	所管部署	こども家庭部保育サービス課							
概要	平成 2 3 年度保育園調理	業務委託契約は以了 契約金額 定員 17,110,800 17,110,800 16,644,600 17,010,000								
似 安	F園 G園 H園 I園 J園 合計 5 社とも、保育サービス ることにより決定する、単	17,612,700 15,334,200 15,246,000 17,010,000 166,857,600 課長が経理管財課:	138 118 113 126 135 							
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況									
	結果・意見区分	洁果								
	る。 随意契約の継続が、委託	料の高止まりに繋 ば、新たな業者を	に基づき、随意契約を締結してい がっていないかどうかが問題であ 深している状態にあり、新規参入 った。							

### 前監査 人見解

なぜなら、すでに複数社が受託に応じており、複数による競争は可能である と考えられるからである。

しかし、現状は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に直接的に該当する状況にはないのではない

現在、業者推薦書によって、業者を絞っているばかりか、各保育園に各業者を貼付けにしており、シャッフリングやローテーション等も行わせていない合理的な理由が見出せなかった。

随意契約にするにしても各業者に仕様や計画を争わせる方法(プロポーザル 方式等)の方が、価格が下がる可能性がある。

見積り金額の積算根拠の合理性も、見積合せ等を行っていないため、立証しにくい状況になっている。改善することが好ましいと考える。

かと考えられる。

保育所における調理業務の委託については、平成10年2月18日付・児発第86号厚生省児童家庭局長通知により、「保育所における給食については、児童の発育段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食やアレルギー・アトピー等への配慮など、安全・衛生面及び栄養面での質の確保が図られるべきであり、(略)施設職員による調理と同様な給食の質が確保される場合には、(略)当該業務を第三者に委託することは差し支えないものであること。」と規定されている。

また、受託業者については、「調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。」と規定されている。

上記のことから、食物アレルギー児の除去食対応や、零歳児の離乳食などに 習熟している業者による安定した給食提供が可能な事業者を業者推薦してい る。

業者選定においては、「大田区保育園給食調理業務民間委託業者選定委員会設置要綱」(平成13年11月30日助役決定)に基づいている。

区の措 置・対応 状況

現在、調理業務委託保育園の保育園長・栄養士から「給食調理業務民間委託業者状況報告書」を年2回受け、これを基に選定委員会が業務内容の評価を行い、業者を選定している。

選定委員会は、各業者の大田区保育園給食への認識が深まっていることや、 年々増加する食物アレルギー児の除去食提供など煩雑化する業務に対応してい ること、保護者及び保育園職員から信頼されていることなど、これまで良好に 業務を履行していることを認め、この間受託業者の変更は行わず継続して契約 している。

今後は前述の方法で評価を続け、更に区の栄養士の巡回、業者からのヒアリングなどを通して現場の状況を確認しながら業者を継続するかどうかの検討を行っていく。委託料については毎年各業者から見積書の提出を受け、価格交渉を行ったうえで予算の範囲内で契約している。

なお、平成15年度に委託開始した4園を最後に平成16年度以降新規委託は行っていないが、今後新たに委託を開始する際には新規業者参入も含め、より安全で信頼される給食をより安価に提供するための改善を充実させていきたい。

# 現監査人の見解区の措置・対応状況の妥当性是正されていないがやむを得ない/ 是正が不十分/ 是正されていない/ その他結果・意見区分意見

### 1. 予算の査定について

上記回答の中で、委託料について毎年各業者から見積書の提出を受けて価格 交渉を行っているとのことであるが、実際に提出された見積書を拝見したとこ ろ、平成23年度の委託業者5社のうち、ほとんどが見積書の表紙のみの提出 であった。内容の詳細を提出している業者もあったが、それは区側の要請に基 づくものではなく、業者の任意によるものであった。

見積書の表紙のみの提出は、例えば以下のような内容の表記があるのみで、 これだけの内容では、価格交渉や十分な予算査定は行いえていないと推察される。

大田区役所保育サービス課様 平成22年×月×日

××保育園給食調理業務委託見積書

- 1. 件名 平成23年度保育園給食調理業務委託
- 2. 見積額 ×××××円(税抜)

業者名•印

妥当性 判断の 理由は ・意見の 内容

保育サービス課によると、価格交渉は予定価格を超えた場合のみということであったため、予算を超えない範囲であれば内容の詳細査定は行わず、見積書の中身も見なかったと考えられる。

### 2. 随意契約の見直しについて

委託料の推移、及び食数当たり単価は以下のとおりである。

		平成22年度	平成23年度	平成2	4年度
園名	定員数	契約金額	契約金額	契約金額	定員1人当た り単価
A園	120	17,110,800	17,110,800	17,115,840	142,632
B園	124	17,110,800	17,110,800	*	
C園	128	16,644,600	16,644,600	16,644,600	130,036
D園	122	17,010,000	17,010,000	17,010,000	139,426
E園	137	16,165,800	16,165,800	16,165,800	117,999
F園	138	17,612,700	17,612,700	17,612,700	127,628
G園	118	17,612,700	17,612,700	17,612,700	149,260
H園	113	15,334,200	15,334,200	15,334,200	135,701
I園	126	15,246,000	15,246,000	15,246,000	121,000
J園	135	17,010,000	17,010,000	17,010,000	126,000
合計		166,857,600			

※B園は平成24年度より区立民営へ移行した。

平成25年度には2園増加予定とのことであり、これに対応する業者数を広げるとの話であるが、選定方法は従来通りの業者推薦法に基づく随意契約ではなく、プロポーザル、入札等を行うことも検討されたい。

国保年金課の印刷業務委託の契約は、従来の業者推薦による単独随契から入札方式に変更したことにより、以下のように委託料が減少した。

	23年度(決算)	24	年度
	23年度(伏昇)	A社	B社
国保事務等	40,750,983	3,459,695	13,037,955
収納事務等	11,552,785	2,380,755	8,149,837
保健推進事業	2,393,957	0	1,634,430
計	54,697,725	5,840,450	22,822,222

※平成24年度B社の額は、単価契約による年間見込額のため確定額ではない。

委託料を下げたことによる質の低下などの問題は生じずに、良好に運営されている。

当該事例は、保育園調理業務とは業種も業態も異なるが、おおいに参考になると考えられる。

保育園調理業務においても入札方式の採用等を検討されたい。

### 3. 価格の検証について

当該案件のように単独随意契約を継続する場合でも、提出された見積額が予算内であれば特に査定しない、という姿勢ではなく、より精緻な分析により適正価格を追及すべきである。

予算額も基本的には前年実績をベースとしており、客観的積み上げ根拠は乏しいものと予想される。

上記の表にあるような、定員 1 人当たりの契約単価を比較して、金額が大きいところについてそれでよいのかどうか、他社と比較分析し、交渉するなどという方法も一つのやり方と考えられる。

所管部署に当該定員 1 人当たりの契約単価の違いについて質問したところ、 単価が高いところは優秀な人材がいて、評価も高い、とのことであったが、優 秀な人材はその業者の都合でいつ移動するかもわからず、その優秀な人の異動 について制限をしているわけではないのであれば、人件費を高くしてもよい根 拠にはならない。

まして該当園のみ優秀な人を貼りつけるような契約額になっているのであれば、園の間での公平感は保たれていないように聞こえる。

比較的高い人件費を払って良いサービスを保たせるというのではなく、標準 化した条件で人件費を支払い、サービスを競わせるのが筋と考える。

以上を総合的に勘案して、是正が不十分と判断した。

### 【4】明確な費用区分について

### 【着眼点】負担する費用は適切か。

### ここがポイント

- ① 所管部署は、予算実績差異内容を十分に把握すべきであり、区が負担する費用については明確にすべきである。
- ② 予算項目の算定根拠は業者間で統一をすべきである。
- ③ 予算と実績の差異分析をすべきである。

N	О	20033	所管部署	こども家庭部保育サービス課				
		平成23年度の保育園運営	業務委託契約の状況	記は以下のとおりである。				
		件名	業者名	契約金額				
		A園	S社	145,000,000				
		B園	T社	175,130,000				
Lumb	概要	C園	U社	193,240,000				
槻		D園	V社	195,000,000				
		E園	W社	183,103,000				
		F園	X社	198,380,000				
			合計	1,089,853,000				
		保育サービス課長が経理管財課長あてに、プロポーザルの結果に基づき「業						
		者推薦書」を提出することにより決定する、単独随意契約である。						

### 前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況

### 結果・意見区分

| 結果

保育園運営業務の「業務委託仕様書」には以下のような規定がある。

### 「(委託料の経理)第10

乙は、委託料の経理に当たっては、収支計算書又は損益計算書において、園に係る区分を設け、委託事業と自主事業を明確に区分して処理するものとする。 2. 乙は、前項の委託料の経理に関する帳簿及び関係書類を委託業務終了後から5年間保存するものとする。

# 前監査

### (委託料の返環) 第11

委託料を他の用途へ使用したときや交付決定に違反したときは、甲は乙に対して、委託料決定の取消し又は返還命令をすることができる」

上記仕様書(委託料の経理)第10、(委託料の返還)第11の文言を厳密に解すると、事業者にとっては契約自体が難しいことになる。実際、本件の委託の場合、サンプリングベースで見たところ、いずれのケースも契約金額=報告金額となっており、いわゆる精算という行為はなされていないし、そのチェックも一定以上の会計的な知識がないと難しいと思われる。

選考時点で価格面での競争原理が働いている選考が行われているならば、精算という行為が行われなくても業者の得る利益は一定の範囲で適正なものとなるであろうが、本件においては、プロポーザルによる選考基準での価格面での考慮が審査上の参考としてしか評価されていないために業者の得る利益が適正なものになっているという保証がない。

したがって、契約規定に精算条項をいれるべきかもしれないが、それも行われていない。結局、プロポーザルにより一般業者を委託業者にする場合、この規定はいかなる意味があるのか、プロポーザルでの評価基準に価格面での評価が大きな割合では含まれていないこととともに、この点について再考する必要があると考える。

### 区の措 置・対応 状況

業務委託仕様書の「委託事業と自主事業を明確に区分して処理するものとする。」との規定については、保育園の園運営では、大きく分けて、保育園事務費と保育園事業費とに分けており、その中でも区負担と事業者負担とに明確に負担割合を分けることを求めるものである。

現在、契約書の仕様書に費用負担区分表も添付し、委託料でまかなうものと法人で負担してもらうものとに分けて提示し、整理している。

### 現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性

是正されていないがやむを得ない/ 是正が不十分/ と正 されていない/その他

結果・意見区分

意見

1. 決算報告書のチェックについて

当該手続の前提として、業者が提出する決算書をチェックすることを区は必要と考えて、保育園業務委託仕様書第25に各業者は"委託業務終了後、速やかに事業実績報告書及び歳入歳出決算書を区に提出するものとする"とさだめており、区は入手した歳入歳出決算書についてチェックするべきである。

平成23年度に実際に最初に入手した業者の歳入歳出決算書上の支出額は以下の通りであった。

妥当性 判断の 理由 は結果 ・ 意見の 内容

	業者名	予算	実績	差異
A園	S社	145,000	120,901	24,099
B園	T社	175,130	175,130	
C園	U社	193,240	193,240	
D園	V社	195,000	195,000	
E園	W社	183,103	183,103	
F園	X社	198,380	198,380	

### 上記B園の決算内訳

	予算	実績(訂正前)	差異
収入	145,000	141,292	-3,708
人件費	103,619	87,087	-16,532
事務費	23,650	17,637	-6,013
事業費	17,730	16,175	-1,555
経費計	145,000	120,901	-24,099
収支差額	0	20,393	20,393

当初の決算書上は人件費に大きく差異が出て、その結果収支差額上は大きな収入超過(利益)が生じている状態であった。そのままみると、予定されていたサービスを行いえる人員を手配していないで利益を得たようにみえる。

今回の監査進行過程で、監査人が質問をしたところ、この差異についての明確な回答は得られず、後日に持ち越された。

決算書を入手して、チェックを行う立場の所管部署は、最初に確認を行うべきであった。

### 2. 費用の負担について

上記経緯を経て、後日訂正された決算書の内訳は以下のとおりである。

	平成23年度予算	平成23年度実績	差異
収入	145,000	141,292	-3,708
人件費	103,619	85,589	-18,030
事務費	23,650	39,526	15,876
事業費	17,730	16,175	-1,555
経費計	145,000	141,292	-3,708
収支差額	0	0	0

収入が145,000千円の予算に対して、実績が141,292千円となっているのは、各月の人員報告に基づいて予定を満たしていない場合に委託料を減額精算する減価採用(保育園運営業務委託契約書第10条)による減算による。

当該業者に関しては、当初予定された人件費が18,030千円も少なく計上され、 反対に事務費15,876千円が予算より多く計上されている。

これは、人手不足を解消するための費用であり、具体的には人員不足に関する対応費である。

事務管理費内訳	(単位:千円)
採用募集費	4,293
紹介手数料	3,999
本社における採用緊急プロジェクトメンバー人件費配賦	6,442
社労士•税理士相談費	2,390
リスク診断費(人員不足の中での保育環境診断)	1,102
臨床心理士相談料	902
保育相談等	945
訂正前決算事務管理費	14,110
合計	34,185

当該費目を事務費に含めることは、保育園運営業務委託仕様書添付の"費用

負担の区分けについて"の中からは読み取れない。

こうした支出を認めるのであれば、明確に示すべきであり、認めないのであれば、委託料仕様書第11に基づき、委託契約以外の支出となるので、精算し返還を検討すべきである。

### 3. 事務管理費等について

その他に予算の段階で費目名が包括的な事務管理費等(一般管理費、予備費を含む)が計上されている。事務管理費等は各社の管理代行業務の管理費、本社費の負担等の性格を持つと考えられるが、計上額は以下のようになっており、計算基準は統一できていないように見える。

業者名	指定管理料	事務管理費	事務管理費の割合
S社	145,000	14,500	10.0%
T社	175,130	23,110	13.2%
U社	193,240	2,910	1.5%
V社	195,000	計上無	0.0%
W社	183,108	22,530	12.3%
X社	198,380	26,507	13.4%

予算段階での事務管理費等については、算定基準の積算根拠を明確にすべきである。

### 4. 収支が一致した決算報告について

全ての業者が、結果として、収入と支出が一致して収支がゼロ、という決算報告となった。

保育サービス課の話によると、それ以上の支出があり、実際には赤字になる ケースもあるとのことである。

そうであれば、収支赤字の実態を示した決算書を提出させるべきである。 収支がゼロということは、なんらかの調整を行っているということであり、 それは正しい決算をゆがめており、それでは業者の収支実態を知ることはできない。

以上を総合的に勘案して、是正が不十分と判断した。

### 【5】多摩川田園調布緑地の維持管理委託について

### 【着眼点】多摩川緑地広場管理公社の位置づけについて。

### ここがポイント

世田谷区との協定であるため、協議を要するため調整が困難であるが、法的位置づけは明確にすべきである。

NO	20052		所	<b>育部署</b>	都市基盤整備課
	平成23年度多摩川田	園調布緑地の	の維持管理委託契約	りは以下	の通り。
	契約名		業者名	管理	!代行経費
	多摩川田園調布 維持管理委託	緑地の多摩り	川緑地広場管理公社		58,398,000
概要	現在の公社は、昭和	153年大田	区と世田谷区とで紹	<u></u> 締結した	覚書により設立さ
	れ、その後平成10年	、両区の議	会議決後に締結され	れた協定	書に基づき運営さ
	れている団体である。				
	そのため、両区の調	•		があるな	ど、施設運営の特
	殊性から両区が直営(	業務委託) ~	で行なっている。		
	前監査時の監	査人見解と	その後の区措置・対	对応状況	
	結果・意見区分	結果			
	多摩川緑地広場管理	!公社は法人	としての申告(法)	人税、消	<b> 費税等)を行って</b>
前監査	いないとのことである	。最終的に	法人税法上の課税	折得が生	じていないとして
人見解	も、「業務委託料」と		がある以上、消費を	脱の納税	Ĺ義務は生じている
	と考えられる。善処さ		0 11 12 7 11 27 76	H . E = L H	
	平成24年7月31	日及び8月	8日に、玉川柷務	者を訪問	]し、協議を行って
区の措置・対応	いる。   その後、世田谷区と	小計り調敕	を行った後 会計	車姿部♂	カカを得て 過年
大況	度分を含む申告書類を		_ ,		
	税務署を訪問している				
		現監査	人の見解		
	日 中午17月の立火庫	是正されてい	ハないがやむを得れ	ない/ <sub>是</sub>	正が不十分/是正
区の措置	置・対応状況の妥当性	されていない	^/その他		
新	吉果・意見区分	意見			
妥当性	当該意見は平成20	年度に出され	れたものであり、・	その対応	を図っていく旨が
判断の	対応状況に示されてい				
理由及	議のため訪問したのが			う非常に	[最近のことであっ
び結果 •意見の	た。このため、是正が		•	1. H 3- 2-	フ 日はの牡ビュ
内容	│ これは今回の包括外 │お願いしたい。	部監査の進	付に伴つての対応	と思われ	つ。 早めの対応を
1 4 1	お願いしたい。				

【6】大田区中小企業者賃貸住宅、大田区創業支援施設、大田区新産業創造支援施設、大田区産学連携施設

### 【着眼点】未収賃料の債権管理は適切か。

ここがポイント

手続基準に従って迅速かつ厳格に行うことにより、債権回収は適切に行われる。

NO	200	9 5		所管部署	産業振興課	
概要	大田区では以下の施設について、産業振興、地域産業の活性化等を目的として 賃貸を実施している。 大田区立下丸子テンポラリー工場 大田区立本羽田二丁目工場アパート 大田区立本羽田二丁目第2工場アパート 大田区中小企業者賃貸住宅 大田区創業支援施設 大田区新産業創造支援施設 大田区産学連携施設					
		前監査時の盟	監査人見解とその後の区措置	置・対応状況		
		意見区分	結果			
前監査		·	日現在の未収額 3,155,000「	円につき、大	田区は回収を徹底	
人見解	する必	要がある。				
区の措 置・対応 状況	A1 社 A2 社 B 社	債権額(円) 284,000 1,341,000	平成20年度措置状況 回収済み 弁護士法人より委任契約 終了通知(平成19年6 月25日付)を受け、今 後の回収方法等について 総務課法規担当に相談 中。	平産の額 19,751で 大る該産納 19,751で 大る 19,751で 大る 19,751で 大る 17 で 17	時点 130日 130日 130日 130日 130日 130日 130日 130日	

C社
----

### 現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性

是正されていないがやむを得ない/ 是正が不十分/ とれていない/その他

結果・意見区分

意見

賃料が未納となった場合、「産業支援施設使用料等滞納整理事務処理要綱(平成22年4月12日21産産発第12507号区長決定)」に、大田区賃貸工場、大田区大森南四丁目工場アパート、大田区創業支援施設、大田区産業連携支援施設及び大田区中小企業者賃貸住宅の使用料等の滞納整理事務手続きが定められている。

妥当性 判断の 理由及 び結果 ・意見の 内容

債権については、「未納者」(2か月以内)に対して指定管理者が口頭・文書により納付勧奨を行い(産業支援施設使用料等滞納整理事務処理要綱第3条)、「滞納者」(2か月超)となった時点で、指定管理者から区へ引継ぎを行う(産業支援施設使用料等滞納整理事務処理要綱第4条)。その後は、区において債権回収を行う。

平成20年度の包括外部監査指摘対象の滞納債権が上記2件、未だに残っており、かつC社については額がさらに膨らんでいる。このため、是正が不十分であると判断した。

早期対応の遅れ及び厳格な対応を行わなかったことが当該未収額を増大させ

たと考えられる。

特に C 社については工場と住居ともに賃貸していたことに関して、家族の事情等に配慮して、強く退室を求めなかった結果、債権が膨らんでしまったとのことである。結果として区にとっても債務者にとっても負担が増大してしまった。

今後は滞納債権が生じた際には、要綱の手続にのっとった早急で厳格な対応が求められる。

### 【7】利用料金制について

### 【着眼点】利用料金制度における指定管理料の予算設定は適切か。

### ここがポイント

利用料金に対する指定管理料の割合が指定定管理業者によって異なる。 公平で客観的な算定基準に基づいて、指定管理料を検討すべき。

NO	00100.001	1.0	元体如思			
NO	$20100\sim201$		所管部署	障害福祉課		
	平成23年度の障	章害者福祉施設の指定		おりである。		
		園名	管理代行経費実績			
			(区実負担)			
	l	/園	48,498,482			
	l —	3園	49,596,775			
	l ====	園	159,217,050			
	I	D園 NB	143,961,216			
概要		<u> </u>	107,940,955			
		]	117,103,902			
	l —	<u>遠</u>	58,414,462			
	l —	<u> </u>	120,827,828 55,929,998			
	I	<u>累</u> 				
	l	图 【園	56,031,373 100,473,666			
	<u> </u>	X  Æ	1,017,995,707			
	L		1,011,000,101			
	五子00左库上/	スプロコント 人 中ロライタイニュー	<b>∠</b>			
	平成23年度より	利用料金制に移行し	て。			
	<del>公</del> 野木田	の野木1日毎1、その%	シワ津田 生子伝学	1		
	削監宜吁	の監査人見解とその後	との区指直・対心状況	Ľ		
	結果・意見区分	意見				
	.,	<u> </u>	ティンス			
前監査	= = =		- 0			
人見解	この除、四半期こと	この繰越差額が過大に	ならないように「所	要額」の内容を十分		
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	吟味するなど予算ヨ	E義によらない機動的	な対策を講ずる必要	がある。		
区の措	平成23年度から	は区立指定管理施設	に利用料金制を導入	し、介護給付費や給		
置・対応						
大況						
1/1/1/L	▼祝 支払い方法は従来どおり4期に分けて支出している。					
		現監査人の見	· <b>···································</b>			
		70 IIII. H. / CV / /I	2/4			
区の措置	置・対応状況の妥当	是正されていないが	やむを得ない/是エ	Eが不十分/是正さ		
	性	れていない/その他				
<b>%</b> +:		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
	果・意見区分	意見				
	妥当性 1. 利用料金制度の導入について					
判断の	利用料金制とは、	公の施設の利用にか	かる料金を、指定管	理者の収入として収		
理由及	受させる制度である	6(地方自治法第24	4条の2第8項)			
び結果				以下の式により管山		
・						
内容	される。					
114						

各施設の指定管理料 (委託料)

=施設運営費-施設が得る収入(介護報酬費または訓練等給付費など)

利用料金制度上の指定管理料は予算において年度の利用料金を見込んだうえで決定され、見込みよりも利用料金が増減してもその分の精算は行われない。

このため、利用料金収入を業者自ら増やす努力をすれば、それはそのまま業者の利益となるため、インセンティブが働くとされている。

障害福祉課所管の障害福祉施設では、平成23年度から利用料金制度を導入した。平成22年度から平成24年度の予算までの推移は以下のとおりである。

	事	平成22年度	平成23年度			平成2	4年度
	業所型	区実負担※1	指定管理料実績 (区実負担)	区実負担 前年比	指定管理業者 前年比収入 増加※2	指定管理料 予算	指定管理料前 年実績対当年 予算比
A園	就	44,701,600	48,498,482	3,796,882	10,186,369	38,451,000	-10,047,482
B園	就	40,670,014	49,596,775	8,926,761	4,902,410	61,774,000	12,177,225
C園	生	182,634,378	159,217,050	-23,417,328	15,746,363	155,714,000	-3,503,050
D園	生	155,189,963	143,961,216	-11,228,747	16,333,209	124,110,000	-19,851,216
E園	生	112,399,799	107,940,955	-4,458,844	17,851,104	104,936,000	-3,004,955
F園	生	131,695,282	117,103,902	-14,591,380	20,544,235	125,495,000	8,391,098
G園	就	37,334,653	58,414,462	21,079,809	25,360,771	30,766,000	-27,648,462
H園	生	130,349,753	120,827,828	-9,521,925	34,722,125	100,555,000	-20,272,828
I園	就	50,100,404	55,929,998	5,829,594	24,756,095	49,424,000	-6,505,998
J園	就	48,889,898	56,031,373	7,141,475	28,302,850	53,749,000	-2,282,373
K園	生	112,290,272	100,473,666	-11,816,606	36,554,035	119,154,000	18,680,334
合計		1,046,256,016	1,017,995,707	-28,260,309	235,259,566	964,128,000	-53,867,707

- ※1 利用料金制度導入前の平成22年度の区実負担額は、区が指定管理代行業者に支払った指定管理料総額から、区が収受した利用料収入を控除した金額である。
- ※2 指定管理者前年収入増加額は、
- ①平成22年度に業者が受け取った指定管理料
- ②平成23年度に業者が受け取った指定管理料+業者が収受した利用料収入の① と②を比較して、指定管理業者の収入総額を比較したものである。

上表を見ると、区の実負担総額は、総額では平成22年度の1,046百万円が平成23年度には1,017百万円に28百万円減少している。

一方で業者の収入は一様に増え、総額で235百万円増加しており、利用料金制度導入の一定の効果が認められる。

しかし個別に見れば、区の負担が増加している園もある。

利用料金制度を導入した平成23年度は、各施設が障害者自立支援法内の事業所に移行した年度であり、就労継続支援B型事業所(旧知的障害者援護施設、通所授産"就")は、訓練等給付費(施設が得る収入)が自立支援法内事業所に移行すると、訓練等給付費の一人当たりの単価が移行前の支援費より下がり、区の負担は増えることがわかっていた。

一方、生活介護事業所(旧知的障害者援護施設、通所更生、上表では"生")では、介護給付費の単価設定が上がる、かつ利用する方の障害程度区分が重い方(認定区分は1~6 5、6は重い方)は、単価が高いため、障害程度区分が高い方が多い施設の場合は、収入が多くなり区の負担は減ることがわかっていた。

以上の事情により施設ごとに収入額が異なる点を織り込んで、平成23年度は必要な指定管理料を予算化し、全体としては区の負担を軽減したとのことである。

### 2. 予算算定の考え方について

平成24年度予算は施設が得る収入について、平成23年度の実績(利用人数、 出席状況から実際に得ている収入額)をもとに見込んでいるとのことであった。

平成24年度の指定管理料予算が平成23年度に比して増えている施設は、長期欠席者が複数いたため平成23年度の収入が減っていた園であるとか、別の施設では利用者受け入れ増に伴い施設運営費全体が増となったなどによる。

指定管理料が平成23年度に比して減った施設は、平成23年度予算で見込んだ額よりも収入実績があったためによる。

当該予算の立て方は、あくまで前年実績の反映となっているが、そもそもその 施設運営費の額は妥当であるのか、といったゼロベースの視点が欠けているよう に感じられる。

# 3. 利用料収入に対する指定管理料割合について

利用料収入に対する指定管理料の割合を以下に算出を行った。

利用料収入に対する指定管理料

施設	就労支援型/ 生活介護型	収入実績		収入に対する管理 代行経費の割合
A園	就労支援型	102,930,527	48,498,482	32.0%
B園	就労支援型	97,290,358	49,596,775	33.8%
C園	生活介護	131,986,951	159,217,050	54.7%
D園	生活介護	99,585,135	143,961,216	59.1%
E園	生活介護	97,101,411	107,940,955	52.6%
F園	生活介護	108,801,404	117,103,902	51.8%
G園	就労支援型	87,638,612	58,414,462	40.0%
H園	生活介護	109,520,474	120,827,828	52.5%
I園	就労支援型	129,437,663	55,929,998	30.2%
J園	就労支援型	55,335,670	56,031,373	50.3%
K園	生活介護	117,508,770	100,473,666	46.1%
合計		1,137,136,975	1,017,995,707	47.2%

障害者福祉施設には利用料金収入として、介護給付費と利用者負担金とがある。 基本的にはその範囲での運営をめざすべきだが、実際には当該収入のみでは施設 運営費はまかなえず、なんらかの資金援助を必要とする。

しかし、利用料金収入以上に、どれだけの補助金等の上乗せ額があるかについては、同じ区の施設間で不公平感をなくすためにも、ある程度統一した割合にて行うべきであると考える。

また、仮に手厚くする園が存在する場合には、その理由を合理的で明確にすべきである。

上表から見ると、園によって区の負担割合が一様ではない。 利用料収入に対する指定管理料の割合は、就労支援型は $30.2\%\sim50.3\%$ 、生活介護型は $46.1\%\sim59.1\%$ であり、施設によりかなりのばらつきがある。

公平感のある予算設定に検討すべきである。

以上を総合的に勘案して、是正が不十分であると判断した。

### 【8】大田区立母子生活支援施設の管理代行について

### 【着眼点】内部留保を認める根拠は明確か。

### ここがポイント

内部留保は当該協定のみに認められている。

内部留保を認めた趣旨には、特に業務的特殊性は見当たらない。

当該内部留保条項のあり方を検討すべきである。

NTO	0.0110		50000000000000000000000000000000000000	> 13.4 空南如二	フタイナ極細
NO	20113	ナトロラルゲー	71 - 11 - 1	こども家庭部	
	平成23年度の大田区	【立母子生活力	文援施設の管理性	代行状況は以下の	りとおりであ
	る。				
lumt		12 142471 - 17	算 実績	業者名	
概要			75,354,000 74,69		
			73,665,000   73,38		田本中が知识
	基本協定書第9条は	-わいし、傾立	L金として200	リカ円までの軸口	出で内部留保
	が認められている。	[		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	_
	当該積立金の使途や	が扱い等は基本	協定書第10条	に規定されてい	いる。
	前監査時の鹽	<b>査人見解</b> とる	その後の区措置	• 対応状況	
	結果・意見区分	意見			
	非公募の場合、精算	行為を行わせ	る必要がある。		
<u>→</u>	本件においては、料	<b>5算が行われて</b>	ているものの一気	定範囲の内部留信	呆が認められ
前監査	たものとなっている。	この留保がな	よぜ認められてい	いるのかについ	て明確な理由
人見解	は分からないが、いす				
	ており、その根拠を明	•			
	前回の指定管理期間				5年間であっ
区の措	た。各年度の精算については積立金を除き、各年度に行っていた。 積立金については、指定管理期間中の急な人員配置、施設修繕等に係る指定管				
置·対応					
状況	理料が生じなかった				しました。
	本件の積立制度は、			-	<b>⇒</b> 13 3 .
	次回指定管理者選考	に際しては、	横立金制度の石	Eり方について検	討したい。
		現監査	の見解		
	日 古中小海である	是正されてい	いないがやむを行	导ない/ 是正が <sup>7</sup>	下十分/是正
区の措置	置・対応状況の妥当性	されていない	/ その他		
糸	結果・意見区分    意見				
妥当性	指定管理者の中で積	立金が措置さ	れているのは当	貧家案件のみであ	る。
判断の	積立金を認める根拠	は、急な人員	<b>配置、施設修</b> 総	善等に対応する 7	きめ、とのこ
理由及	とであるが、そうした				-
び結果	該案件のみ積立金を認				
•意見の	当該協定は概算払い				が目はみるの
内容		0 1, 1			· - · -
1 3/1	であれば、予備費的に	- 17昇にわりこ	- か、又払時は日	<u> </u>	(判1199分)

きである。このため、是正が不十分と判断した。 当該案件の積立金条項については検討が求められる。

### 【9】業務委託費及び指定管理料に含まれる委託料(再委託費)

### 【着眼点】再委託の選定手続きは妥当か。

### ここがポイント

指定管理業者が行う再委託契約についても基準を定めることで、管理料を減じる可能性がある。

入札によらない民間への業務委託料についても同様である。

NIO	0.0.1.0.0		完整 如 盟	北江 计 即 南		
NO	20122			都市基盤整備課		
		日スタジアムの指定管理料は				
Limit and	7		管理代行経費			
概要		アム 大田区体育協会	125,853,0	000		
	非公募による特命技	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
		管理料の精算を行う。年度約				
	の精算書が提出され、	精算残金があるときは、返	区納している。	)		
	前監査時の	監査人見解とその後の区措置	置・対応状況			
	結果・意見区分	意見				
	指定管理者制度の場	場合、再委託が可能であり、	非公募かつ	再委託を随意契約		
	で行っていた場合には	は、その代行費はたとえ精算	算が行われた	としても、合理性		
	を欠き高額になる可能	<b>と性がある。</b>				
	非公募によるためん	也の業者との価格の比較が行	うわれないこ	と、さらには、そ		
前監査	の価格の一部を構成で	トる再委託料についても、地	也方自治法施行	行令第 167 条の2		
人見解		を受けないため随意契約がす				
) 1) <u>1</u> /1		い可能性があること等、か				
	したがって、この。	ような場合においては、その	の金額の合理	!性については、別		
	,	つないと立証されないことに		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
	る必要がある。			711 O 1 73 ( = 3 %EV )		
			季託料」で支	出しているがっそ		
		区における予算科目ごとに構				
	精査を行っている。	立に2017の 1 弁/11日 ここに		1 # ALC CINKO		
区の措		T格にも一定の合理性はある	ろものレ老ラ	スが		
置・対応	定において更なる精査		J 0 0/ C/7/	. 切が、7 区 1 奔且		
状況	l	里者が管理代行業務の一部を 理者が管理代行業務の一部を	た	担合には 指粉の		
		空台が音壁に行業務の				
		女を打つているか、今後は6	さりに関理り	る其材を区に促出し		
	させ精査を行う。 					
現監査人の見解						
	区の世界 サウルコの窓火性 是正されていないがやむを得ない/是正が不十分/ <b>是正</b>					
区の措施	置・対応状況の妥当性	されていない/その他	· ·			

### 結果・意見区分

意見

指定管理者は、区が所有する公の施設を、区に代わって管理する管理代行を行う。このため、指定管理料の中に委託費用(再委託)を含む場合、その委託 先の選定方法は、区が自ら委託先を選定する場合と同様に捉えられるべきである。

すなわち、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の制約により、一定の金額を超える場合は競争入札を徹底するなどを行うべきである。

任意で抽出した他の所管部署の指定管理者について、再委託の管理状況を検 討したところ、所管課では、再委託先及びその選定方法について、ほとんど把 握していない状況であった。

### 任意抽出施設の再委託状況表

施設名	再委託数	入札	随意契約 数	随契のうち 500万円以 上の案件	随契のうち 80万円以 上の案件
池上福祉園	13	8	5	0	3
うめのき園	13	0	13	1	2
コスモス苑	10	0	10	1	1
ひまわり苑	13	0	13	1	1
産業プラザ	16	3	13	0	4
創業支援施設等	20	0	20	1	2
区民ホール等	60	2	58	7	16
区民活動支援施設大森	10	0	10	1	3
大田スタジアム	31	14	17	0	0

妥当性 判断の 理由及 び結果 ・意見の 内容

大田区では「契約事務の手引き」では、130万円以下の工事、財産の買入80万円以下の場合は随意契約とされているが、それ以上の場合は入札が原則となっている。

その他区長が指定する委託契約に該当する場合は随意契約によることも認められる等諸々の要件はあるものの、そうした点を考慮することは別として、少なくとも金額のみで判断したところ、上表のような状況であり、大田区が直接委託する場合には入札採用の是非を検討しなくてはいけない契約を多く含んでいることがわかる。

上記抽出した指定管理者のうちいくつかの外郭団体は、自ら契約に関する以下の項目を規程に定め、それに基づいた業者選定を行っていた。

- ① 随意契約によることができる場合の要件
- ② 指名競争入札に付する場合の参加者数
- ③ 指名業者選考会のとりきめ

こうした規程を有していない業者もあり、また規程があっても、金額基準等扱いには違いが認められた。

特に大田スタジアムに関しては、630,000円のエアコン保守契約に対しても入

札によっているとのことであった。

区民ホール等の随意契約は、ほとんど継続、との記載があり、当初入札で決定後、数年間随意契約にて継続していることが推察される。

入札後継続して随意契約を締結する場合は、その年限の合理性についても説明が必要である。

指定管理者の再委託先選定方法について、規程を整備し、入札等を行うことで指定管理料をさらに減少させることが可能となると考えられる。所管部署では再委託契約手続きについてもモニタリングし、指定管理者による再委託先管理に留意すべきである。

以上を総合的に勘案して、是正が不十分と判断した。

### 新たに検出した事項

### 結果・意見区分

意見

### 概要

現状、業務委託契約については、指定管理者同様、再委託に関する管理は行 われていない。

# 吳

選定手続きが入札による場合は価格に合理性があると考えられるが、入札によらない単独随意契約の場合で、その中に再委託契約を含む場合は、所管部署による管理によって委託料の減額が可能と考えられる。

# 検出し た事項 及び結

大田区の業務委託契約は、経理管財課で扱う契約のほかに、大田区契約事務 規則別表第1に規定する「区長が指定する委託契約」に基づき、各所管部長に 契約権限を委任している契約も多くある。

# 果・意見の内容

民間業務委託契約は指定管理者よりも、委託先の裁量に任せることが筋であるが、委託料の決定が入札等の競争によらない場合には、こうした再委託先の決定方法についても留意することは、指定管理者と同様の効果があると考えられる。

【10】民間委託ないし指定管理者の導入による費用削減効果の把握等について

【着眼点】民間委託や指定管理者制度の運用は、どのような費用対効果があったのか、についての分析、把握はできているか。

### ここがポイント

現在、数値のとりまとめが行われているが、より効果的で工夫した指標の作成が見込める。

NO	20132	所管部署	企画財政課				
概要	大田区では「大田区アウトソーシング指針」を ング(業務委託、指定管理者)を推進していく アウトソーシングの導入がどれだけのメリッ かについては、常に分析、検証しながら効果を	方針である。 ハト、デメリッ	トをもたらしたの				
	来の方向性の策定に役立てることができる。						
	前監査時の監査人見解とその後の区抗	<b>計置・対応状況</b>					
	結果・意見区分 意見						
前監査人見解	委託や指定管理者制度等の導入によって、このか、という質問に対して各部局とも正確な数施政方針としては、このような経費削減実統託・指定管理者制度等の導入時期や導入手法等の施政方針を記した資料を作成する必要がある。	値をもってい 責をもとに、今 章、業務のアウ	ない。 後展開する民間委				
	オーソライズされた実績ベースの経費削減のが、アウトソーシングを行う際に、サービス可見られる傾向を助長しているのではないか、と 区は、平成23年6月に「大田区アウトソー	面等が重く見ら も思われる。	れ、価格面が軽く				
区の措置・対応	で統一した基準を定め、今後もアウトソーシン 示した。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
状況	また平成24年6月には、指針に基づく対 度等の導入効果を分析した上、「大田区アウ 果」をまとめ、区議会にて報告した。						
	現監査人の見解						
区の措置	区の措置・対応状況の妥当性						
糸	き果・意見区分 結果						
妥当性 判断の 理由及 び結果	平成24年度には効果検証がまとめられ、 基づく検証結果」にて示された。 そこには委託料の推移や、現状の課題状況等						

### ・意見の 内容

アウトソーシング先の委託料が一覧でまとめられたことの意義は大きい。 若干数値の羅列にとどまっている感もあり、より突っ込んだ分析も可能と考 えられる。このため、是正が不十分と判断した。

数値を用いて分析を深めることで、より具体的な課題を把握することができる。今後のより効果的な活用が求められる。

### 【11】提出された報告書等の検証について

### 【着眼点】報告書の検証は適切に行われているか。

### ここがポイント

決算報告書については、チェックリストを作成する等統一した検証手続を整備することが 必要と考えられる。

NO	20133
概要	民間委託業者、指定管理業者からは、毎年度終了とともに、事業報告書、決 算報告書、精算書等、年間活動を記録した報告書を徴している。
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況
	結果・意見区分 意見
前監査人見解	提出された報告書等の検証についてであるが、報告書の有無に関する検証証跡は残されていたが、各報告書の個別内容、とくに、単価以外の数量や件数といった、ヴォリューム、実施されたサービス、検収された物品類等に関する検証証跡が見受けられないことが多かった。  単価については支払時に慎重にチェックされているものと考えるが、民間委託や指定管理者制度を実施している以上、委託者としての当該管理責任の遂行の観点から、報告書等の実質的検証に一定の基準等を定め、これに基づき実施していくことが必要と考える。
区の措置・対応	業務委託や指定管理者は、その業務の範囲は広範で、内容も多種多様であることから、事業実施報告書等の検証については、それぞれの所管部局において
状況	適正に実施するべきと考える。
	現監査人の見解
区の措置	是正されていないがやむを得ない/ 是正が不十分/ 是正 されていない/ その他
糸	き果・意見区分 意見
妥当性 判断の 理由及 び結果 ・意見の 内容	アウトソーシング先(業務委託先、指定管理者)からは、多くの報告書が提出される。これらは区の所管部署によって、何らかの検証が行われる。 事業報告書は、業務の範囲は広範で内容も多種多様であることから定型的な検証方法を定めることは困難であり、各所管部局の裁量に任されると考える。 一方、精算書を含む決算報告書(歳入歳出報告書)などは、ある程度標準的であることから、一定の定型的な扱いが可能と考えられる。
	提出された決算報告書の検証方法について、いくつかの所管部局にヒアリン

グしたところ、基本的には担当者に任されており、数値の整合程度の比較的簡単なチェックによっているところがほとんどであり、実質的ではなかった。

たとえば、予算と実績に大きく差異が生じている項目があっても、その内容 を把握できていない等の事例も今回検出された。このため、是正が不十分と判 断した。

予算は、事業内容につき承認を受けて執行されていることから、その実績と の差異については十分詰めるべきであり、担当部署は内容を把握するべきであ る。

そのうえで、区にとっての当該支出が妥当であったのか否かが判断できる。

そうした視点も含めて漏れなく一定の品質を保って決算報告書を検証するためにも、チェックリスト等を整備して実施していくことが望ましいと考える。 試案としてのチェックリストは以下のような項目が考えられる。各部署により応用されうる内容であり、参考とされたい。

		チェック欄
1	決算書の提出はおおむね5月末までであったか。	
2	法人の歳入と区の歳出は一致しているか。	
3	法人の歳入・歳出はバランスが取れているか。	
4	予算書の歳出項目と決算書の歳出項目は一致しているか。	
5	事務管理費(その他、一般管理費、予備費等の包括的費目)について適正に支出されているか(予算書の按分率と同様)。	
6	人件費について適正に執行されているか。多額の残または支出超 過がある場合は内容を分析し妥当性を検討する。	
7	各費用項目について適正に執行されているか。多額の残または支 出超過がある場合は内容を分析し妥当性を検討する。	
8	仕様書添付の費用負担項目一覧に従って処理されており、委託契 約以外への支出はないか。委託契約以外への支出ある場合は委託 料の返還の必要はないか。	
	委託料の選定手続きは妥当か。 必要に応じて詳細資料確認	

上記項目すべてに**✓**マークを残すことにより、検討した証跡として用いることができる。

# 平成21年度 資産の管理について

### 【1】土地の無償・低廉貸付

### 【着眼点】土地の無償・低廉貸付の地代はどのように決定されるか。

### ここがポイント

区民等へ説明責任を果たすためにも、データを集積により公平かつ精度の高い無償貸付,減額貸付を実施すること。

	①21001			経営管理部経理管財課
NIO	221003			<i>II</i>
NO	321008		所管部署	JJ
	<pre>4 2 1 0 1 6</pre>			JJ
	<u>\$ 2 1 0 3 2</u>			JJ
	区は普通財産の土地を下	記条		
	物件名		貸付先	貸付条件
	①(旧)蒲田東特別出張所		<b>社団法人</b>	無償貸付〔財産の交換、譲
		大田	区シルバー人材センタ	
	2(旧)保健福祉部機材倉庫	批二	町会 (5町会)	例第4条1号該当〕 無償貸付〔財産の交換、譲
		111 JL	山平 (9川平)	与、無償貸付等に関する条
				例第4条3号該当]
	③東六郷一丁目公共事業用地			低廉貸付(賃料は東京都行
概				政財産使用条例で算定した
要				額の36%程度)
	④(旧)中央四丁目アパート		赤十字東京都支部	低廉貸付(賃料は東京都行
		大森	日赤病院	政財産使用条例で算定した (4.75%)
	【参考】			額の45%程度)
	【参考】   財産の交換、譲与、無償貸債	(十年)で	関する冬何	
	第4条 普通財産の無償			
	(1) 国又は公法人が、公			   
				た者が、当該財産を使用の目的に供し
	がたいと認めたとき		, <b>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </b>	
	(3) その他区長が特に必	公要がま	あると認めたとき	
	<del>公所大</del> 吐の形木	· . 🖽 &	知しての後の戸世	田 计序作为
	用監査時の監査	八兄児	解とその後の区措	直•刈心状况
	結果・意見区分	意見		
	土地の無償・低廉貸付に	ついて	ては、恣意的な判断	所とならないよう以下の対応をさ
<b>→</b>	れたい。			
前監	物件名			意見
查人	①(旧)蒲田東特別出張所	上 0	りようなケースが	無償貸付となるかガイドライ
見解			) D設定	7
	②(旧)保健福祉部機材倉庫		· · · · -	無償貸付となるかガイドライ

		ンの設定	
	③東六郷一丁目公共事業用地	適正賃料の算定のためガイドラインの設定	
	④(旧)中央四丁目アパート	適正賃料の算定のためガイドラインの設定	

### 区の措 置・対 応状況

普通財産の土地貸付先は事業の目的、地元団体との関係、区民への寄与等を考慮して決定している。特に、東六郷一丁目公共事業用地の貸付に当たっては、特別養護老人ホームを民間事業者に開設してもらうべく事業者を募集し、事業者選定委員会において、各事業者の事業遂行の適格性を総合的に判断し、事業者を決定している。

地代設定に関するガイドラインについては、検討すべき課題ではあるが、対象 地や事業の種類・規模等により相当な差異が生ずるため難しいと考えている。

### 現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性

是正されていないがやむを得ない /是正が不十分/是正されていない/その他

結果・意見区分

意見

土地を無償で貸付けるのか有償にするのか、また、有償の場合はいくらに地代を設定するのかの判断に当っては、貸付先の公益性の度合・財政状態、事業の内容、他の事業者との公平性等を考慮しなければならない。

妥当性の理は びき の内容

また、東六郷一丁目公共事業用地のように借地権利金の有無、その金額の多寡によっても地代は大きく変化する。

このように、地代 (無償・低廉) 決定時に考慮すべき要素は様々であるので、 定型的なガイドラインの作成は実務上困難である。

以上の理由により、「是正されていながやむを得ない」と判断した。

定型的なガイドラインではなく、区民や事業者へ合理的な説明責任を果たすためにも、無償貸付とした場合の理由及び地代の計算根拠(例えば、①地代計算方法、②地代設定時の通常の地代、③貸付先の財政状況、④その他地代計算にあたり考慮した事項)を集積し、より公平かつ精度の高い無償貸付、減額貸付を実行されたい。

### 【2】再開発事業における選定委員会制度

### 【着眼点】選定委員会が認めた事業計画の変更はどこまで認められるか。

### ここがポイント

選定委員会制度の趣旨を踏まえ対応すること。

NO	21006 所管部署 まちづくり推進部都市開発課
	(旧)蒲田保健福祉センター蒲田東庁舎跡地の再開発について、平成15年に
概要	選定委員会が選定され、同年に選定委員会はあるグループの提案を選定した。
	しかしながら、実際の事業では、①借地契約の相手先、②商業施設を建設する
	者、③借地権及び商業施設の信託先、が当初の提案と異なっていた。
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況
	結果・意見区分 意見
前監査人見解	選定委員会が選定した当初の提案内容と実施事業に乖離が生じた場合、どこまでが認められ、どこまでが認められないかが判然としないので、何らかのガイドライン等を設けるべきである。
区の措 置・対応 状況	大森北一丁目開発において、当該事業での経験を活かしながら同様のスキー ムで事業を進めた。開発事業は既に完了している。
	現監査人の見解
区の措置	置・対応状況の妥当性
糸	吉果・意見区分 意見
	まちづくり推進部都市開発課では、(旧)蒲田保健福祉センター蒲田東庁舎跡地の再開発後、大森北一丁目で類似のスキームを利用した開発事業を手がけた。
	大森北一丁目開発においても、選定委員会が選定した提案は後日修正され、① 定期借地権契約の相手先、②事業契約の相手先等に変更があった。
妥当性	この変更に当たっては、平成21年6月25日に「(仮称) 大森北一丁目開発
女ヨほ   判断の	事業契約一部変更契約書(案)について」(21ま都発第10270号)として区長
理由及	の承認を得た後、開発は実施された。
び結果・意見の	なお、この当初計画の変更について、区から選定委員会への説明や選定委員会から区への質問は無かった。
	前監査人の監査報告日以前にこの計画変更があったため、また、大森北一丁目 開発事業以降、同様の開発事業を手掛けていないため、都市開発課は監査意見へ の対応をしていない。このため、「是正されていないがやむを得ない」と判断し

選定委員会が選定した当初計画が大幅に変更され、事業がそのまま実施され

た。

るとするのであれば、選定委員会の存在意義は乏しい。今後も開発事業を手掛けるのであれば、前包括外部監査人が指摘の通り、"どこまでの変更が認められるのか"についてガイドラインを設けるべきである。

### 新たに検出した事項

### 結果・意見区分

意見

### 選定委員会の職務について

## 概要

選定委員会の職務については、大森北一丁目開発では『(仮称) 大森北一丁目開発事業者選定委員会設置要綱』(平成19年11月22日付け19ま都発10562号)において定められている。

同設置要綱上、選定委員会は事業を行わせる者の交渉順位を選考し、事業提案等について調査審議し、結果を区長に報告することが職務である(第2条)。

このため、平成20年3月21日付け『(仮称) 大森北一丁目開発事業に係る事業者(優先交渉権者及び次点者)の選定について』を大田区長に答申したことで、その職務は終了したことになっている。

# 検出 し 項 と 及び 意見 の 内容

公平かつ公正に優良事業者を選定するという選定委員会制度の趣旨を鑑みれば、選定委員会は当初計画の事業者を選定してその職務を終えるのではなく、 大幅な事業変更が生じる場合は改めて選定委員会が計画を検討し直すことが選 定委員会設置の趣旨に合致すると考える。

今後、選定委員会設置要綱を作成する場合には考慮されたい。

### 【3】境界未確定地

### 【着眼点】境界未確定地はどこまで調査するべきか。

### ここがポイント

現状は、経済的な制約のため、土地所有者の買取要請等の場合に調査している。但し、 境界未確定のために区が被るデメリットを認識し、境界未確定地の境界確定優先順位と 費用対効果を考え対応すること。

NO	2 1 0 1 1	所管部署	経営管理部経理管財課	
概要	本件土地は平成12年に国か 無許可で占有する状態が続いて	• •	地であり、長年にわたりA社が	
	前監査時の監査人見解	とその後の区措	置・対応状況	
	結果・意見区分 意見			
前監査人見解	会を与える可能性もあり、通常	放置は許されな	可で占有した者に時効取得の機いことである。このようなケー して常に調査しておく必要があ	
本件土地はA社を含む隣接土地所有者から売却の申請があり調査 区の措置・対応 状況 平成12年に国から譲与された土地は、全てについて状況把握が、訳ではない。				
	現監	査人の見解		
区の措置	f • 对於,状况(/) 券 当作	ていないがやむ <mark>ない/</mark> その他	を得ない/是正が不十分/是正	
糸	吉果・意見区分 無し			
	称「地方分権一括法」) が成立した。	たことに伴い、	係法律の整備等に関する法律(通 国有財産特別措置法が改正され で国が所有していた里道や水路	
妥当性 判断の 理由及	のうち現に公共の用に供していた。に譲与し、機能管理及び財産管理	るものにあって	は、市町村(都の特別区を含む。)	
び結果 ・意見の 内容		竟界未確定土地`	路や水路が譲与されたが、それら であった。本件はそのような境界	
		ておかなければ	出と隣地との境界には界標を立 ばならないとされているが、全て するには莫大なコストがかかり	

不可能である。そのため、区では、限られた予算の中で、土地の境界を確定するために二つの方法で対応している。

第一は、道路や水路に隣接する土地所有者から買取りの申出等がある場合である。この場合には、その都度、適正に境界確定を行っている。

第二は、地籍調査である。地籍調査とは、地元自治体が国土調査法に基づき行う土地の調査である。なお、地籍調査に要する経費の一部は国が負担している。大田区では、平成16年以降、区内全域において丁目単位で地籍調査を順次実施している。(但し、東日本大震災の影響により基準点の再測量が必要なため、平成23~25年度は調査凍結中)地籍調査を担当する都市基盤管理課によれば、調査対象件数が膨大であり、かつ、予算の制約があるため、現在、全体の10%程しか調査できていない。このため、全て調査が完了するまでには数十年かかる、とのことである。

境界確定は順次進めているが、予算的制約により全ては実施できていないという理由のため、「是正されていないがやむを得ない」と判断した。

### 【4】未利用土地

### 【着眼点】未利用土地は活用又は売却は進んでいるか。

### ここがポイント

未利用地に対する対応が遅く、緊急に対応すべきである。また、なぜ未利用になったのかの原因を再度整理し、今後このような事態を回避すべきである。

	①21012	経営管理部経理管財課		
NO	② 2 1 0 1 2 ② 2 1 0 1 5	所管部署 "		
110	321019	// 百 印/百 // // // // // // // // // // // // /		
		を時の状況は以下の通りである。		
	物件名	未利用の状況		
I rough	①(旧)仲六郷寮	何らかの形で利用する予定だが、具体的な内容につ		
概要		いては検討中。		
	②(旧)中央二丁目自転	二筆あり、うち一筆は東京都へ賃貸中。もう一筆は		
	車駐車場	未稼働状態。		
	③(旧)本庁舎第二分室	しばらくの間、資材置場として利用する予定。		
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況				
	結果・意見区分	意見		
	各物件の前監査人の見触	解は以下の通りである。		
	物件名	前監査人見解		
	①(旧)仲六郷寮	実現可能性が低い事業であれば管理コストの観点か		
		ら、売却することも考慮することが必要である。		
<del></del>	②(旧)中央二丁目自転	未稼働地については、公有財産の有効活用の観点か		
前監査	車駐車場	ら、使用、収益、処分といったいずれかの途での検		
人見解		討を進めることが望まれる。		
	③(旧)本庁舎第二分室	効率的利用という観点からすれば、十分に活用され		
		ているとは言い難い。また、資材置場として利用し		
		た後について明確な計画がなく、現在の所有理由に		
		ついても明確でないと考えられる。		
	各物件に対する区の対応			
	物件名	対応状況		
	①(旧)仲六郷寮	本土地は区立公園に隣接し、一体的利用など公共用		
		地として様々な活用方法が考えられるため、現在、		
区の措		具体的な計画を策定中である。		
置・対応 状況	②(旧)中央二丁目自転	本土地は接道の問題から、公共施設としての活用が		
17 (17 L	車駐車場	困難であるばかりでなく、処分も大変困難な土地で		
		あると認識している。今後も引き続き売却を検討し		
		たい。		
	③(旧)本庁舎第二分室	本土地は平成23年度末に資材置き場としての利用		

	が終了したため、今後の活用方法について、できる
	限り早い時期に方針を決定できるよう検討してい
	る。

### 現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性

是正されていないがやむを得ない/ 是正が不十分/ **是正** されていない/その他

結果・意見区分

意見

普通財産の土地のうち、本3件を含め、未利用となっている全物件の現況は次 頁の通りである。

いずれも活用又は売却が困難な物件であることは分かる。また、担当部署が売 却等の交渉に尽力されていることもお聞きした。しかしながら、平成21年度包 括外部監査の時から事態は一向に改善されていない。このため、「是正が不十分」 と判断した。

妥当性 判断の及 ・意見の 内容

区民の税金を元に行った投資であることをよく踏まえ、活用できる物件は早急に区又は区民の利用に供し、売却できる物件は売却して投資資金を回収すべきである。

また、那須塩原の研修施設用地は、昭和49年に購入後、施設建設することなく放置され木が生い茂っている。取得価額は163百万円だったが時価は大幅に下落し、さらに、伐採費用等が必要とされるため処分には資金流出の可能性もある。今後このような事態が起きない様、当初の政策立案の過程、長期にわたり放置された理由、今後の対応方針について早急に対応すべきである

未利用地の一覧

取得の経緯、現在の状況、今後の予定等	・廃屋が残っている。 ・隣接する公園と保育園と一体的に利用するのは可能であるが、個別に売却するのは困難である。 さが、個別に売却するのは困難である。 ・また、保育園の建替え予定地としての利用も見込まれる。	・2筆の土地であり、1筆は東京都水道局へ賃貸中である。 もう1筆は、無数道地のため陸りのマンションに売却する以 外無い。過去に売却替打診したが、先方次第のため大変困 難である。	・平成23年度末までは、近熱施設工事のための資材置場として利用されていた。 ・現代は更地である。 ・売却及び活用の両面で検討中である。	・建物は古いが利用可能である。但し、アスペスト建材を利用している。 ・産地にあり、工事の際は大変困難である。 ・売却及り活用の両面で検討中であるが、前記理由により 困難が予想される。	・リゾート分譲地である。 ・購入してから未利用のますで、現在は木が生い茂ってい・購入してから未利用のますで、現在は木が生い茂ってい、野縄したが、当初の計画がなく ・ランニングコスト(固定資産税及び管理費)は発生していなったため。 ・過去に売却等を打診したが不調に終わった。現在も売却の方向で検討中である。
未利用の理由	80,821 <mark>活用計画が決まっていないた</mark>   め。	53,206 活用計画が決まっていないた   め。	249,148 <mark>活用計画が決まっていないた</mark> め。	3,737 括用計画が決まっていないため。	職員研修及び区民保養所として 163,036 取得したが、当初の計画がぶく なったため。
	90,821	53,206	249,148	3,737	163,036
取得年月日	昭和50年6月	昭和59年3月	昭和63年8月	昭和36年11月	昭和49年9月
実測地籍/ 登記地籍(㎡)	7,845.26	197.83	203.86	772.01	11,567.00
施設所在地	仲六獅3丁目19-4	中央2丁目12	中央2丁目17-3	仲池上2丁目5-6	那勇塩原市板室字白湯 山1173-774
施設名称	(旧)仲六郷寮	(旧) 中央二丁目自転車 駐車場	(旧)本庁舎第二分室	(旧)教職員仲地上住宅	(旧) 研修施設用地
乗	21012	21015	21019	l	l

### 【5】株式会社大田ケーブルネットワーク

### 【着眼点】同社への投資をいかに考えるべきか。

### ここがポイント

当初の出資の目的が、情報の地域格差を解消することと考えると、投資価値が減少してもやむを得ない。

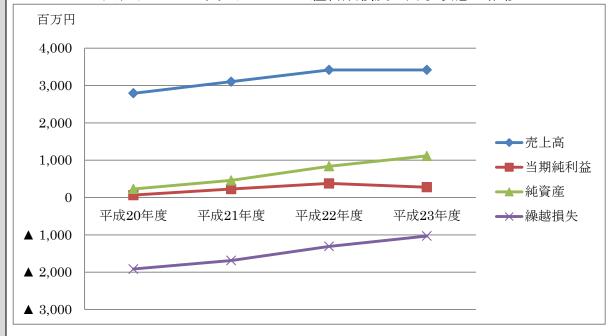
NO	21038, 21039 所管部署 経営管理部情報システム課		
	大田区は株式会社大田ケーブルネットワークへ30百万円(持ち分比率は0.89%)		
概	出資している。		
要	第14期(平成21年3月期)の決算書を見ると、純資産の部の利益剰余金のマ		
	イナスが極めて大きく、大田区の持分が大幅に目減りしている。		
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況 		
	結果・意見区分 結果		
前監	現状の資本欠損の状況では自益権(分配請求権等)の行使については事実上望め		
	ず、共益権(議決権等)の行使についても持分比率が低いことで事実上望めなくな		
查人	っている。今後は、独自番組のスポンサーになるに留めるなど、当該事業への協力		
見解	のあり方を再考すべきである。		
	情報格差の解消という初期の目的は一定程度達成したと評価している。また一方		
	で、「シティーニュースおおた」や「デイリー大田」などの広報分野における協力関		
	係や災害時の防災協定など、密接な関係を持っている。		
H 6	財産及び損益の状況を見ると、サービス地域拡大のための設備投資などによりマ		
区の措	イナスが続いたが、平成19年度以降は黒字に転じている。		
置•対			
応状	   また、共益権においては、外部取締役として(公財)大田区産業振興協会の専務理		
況	事が就任したことにより、区の立場での発言権も確保しているものと考えている。		
	サルがにしたことにより、 区 シュー		
	以上のような点も踏まえ、今すぐ株式を手放して出資関係を解消することは考え		
	ていない。		
	現監査人の見解		
□ D +	提票、社内保証の取収は 是正されていないがやむを得ない/是正が不十分/是正さ		
区の打	措置・対応状況の妥当性 れていない/その他		
	結果・意見区分 無し		
妥当	大田ケーブルネットワークの平成20年度以降の売上高、当期純利益、純資産及		
性判	び繰越損失の額は次頁の通りである。		
断の			
理由	   設立時からの初期投資が一段落したと思われ、コンスタントに利益が出るように		
及び	なった。繰越損失も徐々に解消されており、平成21年度末には1,915百万あった		
結果	0 - 100 phocasty com (-//) in circ (1-//) (-//)		
• 意	過年度監査人の提言時と状況が変化していることにより、「是正されていないがや		
,,,	四十皮血且八ツ灰百时と小仏が多化していることにより、「疋ഥされていないがべ		

### 見の 内容

むを得ない」とした。

なお、㈱大田ケーブルネットワークは、平成24年10月、㈱JCN大田ケーブルネットワークへ社名変更した。

大田ケーブルネットワークの経営成績及び財政状態の推移



### 【6】外郭団体への出えん金

# 【着眼点】出えん金の額は妥当であるか。

## ここがポイント

出えん金の額は設立当時の経済情勢に大きく左右される。

NO	21042 21043 21044 財団法人大田区体育協	所管部署 会 財団法人大田区で	教育総務部社会教育課 地域振興部地域振興課 産業経済部産業振興課 文化振興協会及び財団法人大田区
概要	7 4 - 10 17 17 17 17 17		「万円、220 百万円、530 百万円の
	前監査時の監査	人見解とその後の区抗	<b>皆置・対応状況</b>
	結果・意見区分	意見	
前監査 人見解	出えん金の大きさに対		び適正であるのか検証されたい。
区の措 置・対応 状況	な運営に必要な範囲で今 さらなる経営改善に努め、	後も一定の財政支援を るよう指導・監督して 業の内容、経費の妥当	ているので、区は財団に対し適切を継続していくとともに、団体がいく。 当性、効果などを厳しく検証し財
現監査人の見解			
区の措置	<b>ず・対応状況(/)妥当性 1 ──</b>	正されていないかやe れていない/その他	sを得ない/是正が不十分/ <mark>是正</mark>
糸	##· 意見区分 無	L	
	過程の中でケース毎に定	めている。これらの見 ので、事業内容や基準	て定めているのではなく、設立の 対団法人の設立は、当時、東京都 本財産の規模など全て東京都に協
妥当 地理 びき 見容 ・ 方容	大田区産業振興協会への出えん金 530 百万円が決定された経緯について、担当課で調査してもらったところ、以下の回答であった。 「大田区文化振興協会が設立された昭和62年当時はバブル期の中にあり、2億円程度の基本財産で大きな運用益が期待できる時期であったため、220百万円の基本財産で設立認可がおりたものと思われる。 一方、大田区産業振興協会が設立された平成7年当時は、東京都との協議の中で、500百万円未満の基本財産では認可できないとの指導があった。こうした経緯から、産業振興協会への出資金は、基本財産500百万円と設立当初の運転資金30百万円を合わせて530百万円と決定された。」		

このように、出えん金の大きさは事業内容・規模だけではなく、利率等の経済状況や監督官庁の方針にも左右されるため、「是正されていないがやむを得ない」と判断した。

なお、大田区文化振興協会が平成22年4月から、大田区産業振興協会が平成23年4月から公益財団法人に移行し事業を実施している。大田区体育協会についても、平成25年4月の認定に向け準備を進めている。

#### 【参考】

平成20年12月1日付けで公益法人制度改革関連3法案が施行され、当時の財団は、平成25年11月30日までに公益財団法人か一般財団法人に移行申請することが義務付けられた。

公益財団法人への移行にあたっては、当該財産法人の総事業費における公益事業比率が50%以上であること等、公益認定基準を満たすことが必要である。公益財団法人となることで税制面での優遇措置が受けられるが、法人内部の統治強化や、財政健全性等、運営面での透明性を強く求められることになる(大田区外郭団体改革プランより)

## 【7】物品の棚卸

## 【着眼点】物品の棚卸は定期的に実施されているか。

#### ここがポイント

各部門は棚卸の趣旨を理解し、現場の状況に応じた棚卸を実施すること。そのためには、現在の棚卸を抜本的に見直すべきである。

	① 21065			蒲田西特別出張所		
	2 1 0 7 0			教育総務部学務課		
NO	③ 21073			教育総務部大田図書館		
NO	4 2 1 0 7 9		刀目叩伯	教育総務部学務課		
	5 21088			保健所大森地域健康課		
	6 2 1 0 9 0			経営管理部総務課		
	各部署における棚卸	の概要に	は以下の通りであ	る。		
	部署名		棚卸の概要			
	①大田区民センター	定期的	な物品の棚卸は	実施していない。		
	②各区立中学校	膨大な	点数の物品を事	務職員1名で対応している。ま		
		た、担	当者の引継がうる	まくされていないケースがある。		
		管理の	方法についても	担当者の裁量に任されている部		
概要		分が大	きい。			
	③大田区立郷土博物館	物品数	が膨大なため、	全ての物品の棚卸が実施できて		
		いない	いない。馬込文士村の資料については、3年計画で外			
		部委託	して進めている。			
	④各区立小学校	「②各	区立中学校」の	棚卸の概要と同じ。		
	⑤保健所大森地域健康課	₹課 定期的な物品の棚卸は実施していない。				
	⑥総務課 絵画	全ての物品の棚卸は実施していない。				
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況					
	結果・意見区分			②、④、⑤は意見。		
前監査	台帳と現物の差異の	確認を行	テい、適正な管理	<b>里を行う上で物品の棚卸実施は不</b>		
人見解	可欠であり、棚卸方法			-		
	各部署における措置	• 対応状	だ況は以下の通り	である。		
	部署名		措置・対応状況			
	①大田区民センター	毎年1	月に棚卸を実施	している。		
	②各区立中学校	学務課	は全中学校に対	し、物品の適正な管理に努める		
区の措		よう周	知している。			
置・対応 状況	③大田区立郷土博物館	馬込文	士村関係資料約	6千点については、平成23年		
1/\DL		度に資	料カードと資料	の突合作業は完了している。		
				点の突合作業については、現在、		
				一巡するように継続して実施し		
		ている				
		(1,0)	0			

④各区立小学校	学務課は全小学校に対し、物品の適正な管理に努める
	よう周知している。
⑤保健所大森地域健康課	年1回実施している。
(X 線装置)	·
⑥総務課 絵画	毎年、燻蒸・修復の際に実施している。

#### 現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性

- ⑤
   ⑥
   は是正された
- ②、④は是正が不十分
  - ③は是正されていないがやむを得ない

結果・意見区分

意見

②区立中学校及び④区立小学校については、学務課が毎年の事務説明会におい て物品の適正な管理に努めるよう周知しているが、棚卸を行う年度・頻度及び方 法は各学校で判断、実施している。

我々が実地調査で訪れた蒲田小学校では、毎年、夏休み期間中、備品管理台帳 と現物を照合する方法で棚卸を実施していた。事務室の事務担当者は平成24年 度に蒲田小学校に異動して来たが、棚卸事務の引継ぎも上手くされているようで あった。

妥当性 判断の 理由及 び結果 ・意見の 内容

蒲田小学校以外の学校については、蒲田小学校同様に毎年棚卸を実施している ところもあれば、毎年は実施していないところ(例えば、2~3年毎の会計管理 室の自己検査前に実施しているところ)もあるとのことであった。

一部の学校では棚卸が毎年実施されていないということであったため、「是正 が不十分」と判断したが、かなり改善されているという印象である。

③郷土博物館からは、「文士村資料以外の資料15千点については、学芸員が 日々の業務の中で順次調査している。しかし、人数に限りがあるため、年間2. 5千点が調査の限界である。

全資料の調査にはどうしても6年掛かる。」との回答があったため、「是正され ていないがやむを得ない」と判断した。

郷土博物館のように物品の点数が多く1年間で全ての調査ができない場合を 除き、物品の適切な管理を行うためにも毎年棚卸を実施するべきである。

## 新たに検出した事項

結果・意見区分

意見

#### 棚卸の抜本的見直し

#### 概要

大田区の備品棚卸の現状を分かっていただくために、内部統制が比較的有効 に整備・運用されている企業(以下「一般企業」という。) における固定資産 棚卸との比較をしてみたい。

比較項目	一般企業の固定資産棚卸	大田区の備品棚卸
棚卸の目的	二つの目的から固定資産棚卸を	備品棚卸では、実在性確認
	実施している。一つは実在性確認	目的が重視され、財産保全
	目的であり、固定資産台帳に記載	目的はあまり配慮されて
	されている固定資産が現物とし	いない。
	て存在していることを確認する	
	ことである。	
	もう一つは、財産保全目的であ	
	り、固定資産が利用できる状態に	
	なっているか調査し、場合によっ	
	て修繕、他部署で利用、廃棄等を	
	検討することである。	
棚卸の根拠	「経理規程」等で毎年実施するこ	「物品管理規則」(昭和3
	とが定められている。	9年4月1日規則第15
	具体的な棚卸方法、手順等は「固	号)では、備品の出納保管
	定資産棚卸マニュアル」等で定め	に関する事務は課又は係
	ている場合が多い。	の庶務を担当する係長に
	棚卸日時、要員については、そ	委任する(第3条、第8条
	の都度、「固定資産棚卸計画書」	及び第9条) と定めるのみ
	等を作成して、現場に周知してい	で、棚卸に関する規定は見
	る。	当たらない。
棚卸の対象と	固定資産の計上基準は10万円	消費税を含む購入予定額
なる備品	又は20万円以上としていると	が2万円以上の備品。
	ころが多い。	
棚卸の方法	通常は、固定資産一覧表を現物と	備品一覧表と現物を照合
	照合する方法で実施する。	する方法で実施している。
	しかし、固定資産の点数が多い場	
	合にはバーコード棚卸をすると	
	ころもある。	
棚卸の時期	棚卸を実施する時期には、一斉棚	各現場がそれぞれの判断
	卸法と循環棚卸法がある。	で基準日(期間)を定めず
		棚卸している。
一般企業の固	定資産棚卸と比較すると、大田区の	)備品調査は 方針が不明確

検出し項 及び意見 の内容

一般企業の固定資産棚卸と比較すると、大田区の備品調査は、方針が不明確なまま、各部署がバラバラに実施している。以下のポイントを参考にして、棚卸全般の抜本的見直しを検討されたい。

1. 「物品管理規則」では、備品の出納保管に関する担当者を定めるのみで、 備品棚卸に関する規定は見当たらない。棚卸がルールとして規定されていな いため、各部署においてバラバラな対応がなされている。早急に棚卸を規定 化するべきである。なお、実際の棚卸の範囲・方法等については、マニュア ルを作成して柔軟に対応されたい。 2. 大田区の備品棚卸が大変な理由の一つは備品点数の多さである。平成23年度末現在での備品総点数は216千点もある。

現在、区は2万円以上の備品を全て資産計上して棚卸の対象としているが、一般企業の場合は税法に拠るところが大きく、10万円又は20万円以上というところが多い。

鵜の木特別出張所の備品一覧表(11月2日現在)を検討したところ、全115点の備品のうち、10万円以上の備品はわずか8件しかなかった。

同様に、蒲田小学校の備品一覧表(平成23年度末現在)上、全1,588 点の備品のうち、10万円以上の備品は289点だった。

是非、備品の計上基準の引き上げを検討されたい。ちなみに、会計管理室に聴取したところ、23区での備品計上基準は最高で10万円、最低で1万円とのことである。

3. 一般企業では、固定資産の有無が会社の利益の額に影響を及ぼすため、 固定資産の棚卸は決算期末前に実施するところが多い。その場合、長くても 1週間程度で実施しているようである。

現在、区の棚卸にはあまりにも時間が掛り過ぎていると思われる。備品点数が多いのであれば、次回財務会計システム入替時にバーコード棚卸の導入を検討されたい。

4. また、一般企業では、固定資産の有無のみならず、稼働の有無、利用の可否が利益の額に影響するため、棚卸時には固定資産の利用状況や遊休資産の発生状況を確認することになっている。

今後は、棚卸時に遊休資産を把握、リスト化し、リストアップされた資産を他部門で転用、廃棄・売却処理等検討するべきである。

## 新たに検出した事項

結果・意見区分

意見

## 棚卸結果の取纏め作業の省力化について

上述の通り、蒲田小学校では、毎年、授業の無い夏休み期間中に棚卸を実施している。

#### 概要

事務室は夏休み前に備品所在ごとに分けた備品一覧表を現場担当者に配布し、現場担当者は、夏休み期間中、備品一覧表と現物を照合して備品の有無を確認する。なお、現物が確認できたが故障等により廃棄する必要がある場合はその旨一覧表に記載することになっている。

8月末日までに確認後の一覧表を回収後、事務室はその内容を精査する。現物が確認できなかった備品については、原因調査の上、システム上で除籍処理

する。廃棄を要する備品については、実際に廃棄後、除籍処理している。 なお、システムへの入力後、備品一覧表はすみやかに処分するとのことであ る。

事務室が現場担当者から回収した備品一覧表を閲覧したところ、記載方法については事務室からの指示があるにも関わらず、現場担当者によって記載方法がまちまちであった。

記載内容が不明確な備品一覧表を入手した事務室は、改めて現場担当者に確認したり、現物を確認したりする必要があるとのことであった。

事務室の二度手間を省くために、今後は、現場担当者へは以下の様に棚卸結果のみを報告してもらい、備品一覧表は添付資料として提出してもらう方法を検討してはどうだろうか。

検出し項 たび 意見 の内容

#### 備品棚卸報告書 (例)

#### 備品棚卸結果の概要

備品所在	棚卸対象 件数	確認件数	確認できたが 利用不可の件数	未確認件数	その他
保健室					

#### 利用不可能なものの明細

管理番号・物品名	取得日	理由	

#### 未確認なものの明細

管理番号・物品名	取得日	理由
	2 12	

#### 【8】指定管理者へ委託している物品の棚卸

## 【着眼点】指定管理者による委託物品の棚卸は適切に実施されているか。

## ここがポイント

委託物品については、指定管理者へ棚卸を指示し、報告書を徴取すること。物品管理の具体的なマニュアルがなくかつ物品管理実施の趣旨を理解していない。

	①21058			地域振興部地域振興課
	221060			IJ
	321064			IJ
NO	<pre>421067</pre>		所管部署	IJ
	521069			IJ.
	621077			福祉部障害福祉課
	721092			地域振興部地域振興課
	上記施設の管理は指	定管理者	皆へ委託してい	る。指定管理者へ委託している物
	品の棚卸状況は以下の	通りであ	5る。 -	
	管理施設			棚卸の状況
概要	③大田区営アロマ地下駐	平成 2	1年1月に地域	或振興課の担当者が棚卸を実施し
	車場	た。		
	⑦休養村とうぶ			品の棚卸を実施している。
	③、⑦以外	指定管	理者は定期的な	よ棚卸は実施していない。
	前監査時の監	查人見角	Wとその後の区	措置・対応状況
	結果・意見区分			のは結果。③、⑦は意見。
	各管理施設に対する	前監査人		
	管理施設			監査人の見解
	③大田区営アロマ地下駐 車場			
	<b>毕</b> 場		品の管理は区の担当部課に責任はあるものの、直接	
3.7 mg 1.			は指定管理者が行うべきである。	
前監査	⑦休養村とうぶ			<b>勿品の棚卸と差異のないレベルで</b>
人見解				ビ管理者に対して指導監督を行う
		べきで	0	
	③、⑦以外			で物品の棚卸実施は不可欠であ
				さしている場合においても、棚卸
				<b>芒管理者に指示して実施するべき</b>
		である	0	

	各管理施設に対する	区の措置・対応状況は以下の通りである。		
	管理施設	措置・対応状況		
	①大田区民プラザ			
	②大田区民ホールアプリ			
	コ	指定管理者へ棚卸を指示し、実施後に報告を受けてい		
区の措	③大田区営アロマ地下駐	S.		
置・対応	車場	<b>⋄</b>		
状況	④龍子記念館			
	⑤熊谷恒子記念館			
	⑥大田区くすのき園	平成20年度より障害福祉課が指定管理者モニタリン		
		グを通じて現場確認を実施している。		
	⑦休養村とうぶ	指定管理者による備品の実査、棚卸を継続する。また、		
		備品確認報告書の提出により備品管理を徹底する。		

#### 現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性	
	④、⑤は是正が不十分
結果・意見区分	意見

①、②、④及び⑤について、地域振興課は平成22年6月に指定管理者である公益財団法人大田区文化振興協会に棚卸を指示した。

しかし、①と②は棚卸を実施したことが確認できなかったため、「是正されていない」とした。

なお、④及び⑤について、文化振興協会は平成22年度末までに棚卸を終え、 地域振興課へ口頭にて終了報告した。但し、地域振興課は文化振興協会から報告 書は入手しなかった。

妥当性 判断の 理由及 び結果 ・意見の

内容

当方で文化振興協会の棚卸実施記録を確認したところ、後述する「新たに検出した事項」にある通りの不完全な棚卸であったため、「是正が不十分」と判断した。

⑥については、障害福祉課が指定管理者モニタリングを通して物品調査しているのは新規購入品のみである。指定管理者は全備品を対象とした棚卸は実施していない。このため、「是正されていない」と判断した。

なお、③は指定管理者が毎年1回棚卸を実施しているため、「是正されている」 と判断した。

①、②、④、⑤及び⑥については、担当部署は指定管理者へ棚卸を指示し、実施後は指定管理者から報告書を入手されたい。

#### 新たに検出した事項

結果・意見区分 意見 要 保管証明書の必要性について 一般企業においてもデモ機等の備品を外部へ貸出すことがある。貸出中に固 定資産棚卸がある場合は、担当者が貸出先へ赴いて調査するのが原則である。 しかし、実際には貸出先へ行けない場合が多いであろうから、現品調査の代替 手段として、貸出先から保管証明書を入手している。

その場合でも、保管証明書に貸出品の稼働状況や不具合状況についての記載を求めたり、高額貸出品については写真の添付を要求したりすることによって、貸出品の状態を確認している。

## 検出し た事項 及び結 果・意見

の内容

委託事業を所管する部課が委託物品の棚卸を実施しないのであれば、指定管理者からの保管証明書を必ず徴取するべきである。

保管証明書については、既に、休養村とうぶで「備品確認報告書」という名 称で作成されているので参考にされたい。

#### 新たに検出した事項

#### 結果・意見区分

意見

#### 龍子記念館及び熊谷恒子記念館について

龍子記念館及び熊谷恒子記念館の管理は、指定管理者である(公財)大田区文 化振興協会に委託している。

#### 概要

地域振興課は、平成22年6月に文化振興協会に対し棚卸を指示した。文化振興協会は平成22年度末までに棚卸を終え、地域振興課へ口頭にて終了報告したが、報告書は特に作成しなかった。

平成24年3月に、地域振興課は新しい備品台帳に基づく棚卸を指定管理者へ指示した。今回の棚卸の報告期限は平成24年度末となっている。

## 検出し た事項 及び結 果・意見

の内容

文化振興協会が平成22年度末までに実施した棚卸実施記録を閲覧したところ、現物確認のチェックマークが付されていないものやクエスチョンマークが付されているものが散見された。

本来であれば、原因調査の上、存在しないものについては除籍処理すべきであるが、いずれも平成23年度末の備品台帳に残ったままであった。平成24年度末までの棚卸においては、きちんと除籍処理されたい。

なお、龍子記念館及び熊谷恒子記念館で管理する備品総額は、絵画を含むためそれぞれ7,128百万円と114百万円でかなり高額である。(平成23年末現在)絵画のような高額物品については、指定管理者以外にも区の担当課による棚卸を実施するとか、年1回ではなく複数回棚卸を実施する等、一般的な物品よりも厳重な管理のルール作りが必要と思われるので検討されたい。

#### 新たに検出した事項

結果・意見区分

意見

概要

委託備品の状態調査について

	大田区立くすの木園の委託備品リストを閲覧したところ、購入時期がかなり 古く、実際の利用に供されていないと思われる備品が計上されていた。(例えば、 昭和63年取得のテレビ、カメラ、冷蔵庫等)
検出項 た事び意見 果・意見	保管証明書には備品の稼働状況や不具合状況を記載するよう指導し、その報告結果によっては他部署での転用、修理、除売却処理すべきである。

#### 【9】自己検査について

## 【着眼点】会計管理室による検査はどのようにあるべきか。

## ここがポイント

会計管理室が指導的機能を発揮して、物品調査の方針を作成、全ての部署に周知徹底させ、棚卸結果の集計・分析をレビューすることにより組織的で効果的な棚卸ができる。

NO	2 1 0 9 4		所管部署	会計管理室			
概要	事務規則に基づく検 この物品の検査は	、会計管理室が主体となっ 査と同時に物品管理規則に 「自己検査」と呼ばれ、平 品を台帳より任意に抽出し	工基づく検査を 成20年度に	実施している。 は3回行われており、			
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況						
ź	結果・意見区分	意見					
前監査人見解	管理室が検査するこ 本来、物品管理の て適正に実施されな	に委託している場合などに とがないため、物品の管理 責任者は各所属長にあるこ ければならないが、会計管 く必要があると考えられる	が行き届いてい ことから、物品 管理室による検	ハない傾向にあった。 管理は各所属におい			
区の措 置・対応 状況	いる所属が4課あっ 平成23年度も引	己検査対象所属のうち、指 たので、当該課の委託物品 き続き、自己検査対象所履 設の委託物品について検査	品について検査 属のうち、指定	を実施した。			
	現監査人の見解						
区の措置	置・対応状況の妥当性	是正されていないがやむ れていない/その他	を得ない/是	正が不十分/是正さ			
結	果・意見区分	無し					
妥当性の 理結果の ・ 方容	23年度に自己検査 明の通り人員的な制 増やすことには限界 判断した。	の管理を行わせている施設数にの対象としている施設数に限がある中、指定管理者へがある。このため、「是正が財監査室が実施している	は少ない。しか への委託先のみ Eされていない	しながら、以下に説に自己検査の回数を がやむを得ない」と			

検査対象	検査間隔	検査時期	検査体制	備考
本庁舎内の課・特別出張所出張所	2年に	第1回	2~3名	全対象約95箇所
地域福祉課・生活福祉課・地域健康課等	1 回	6月中旬	半日	
(主に課長級職場)		~7月下旬		
45箇所程度				
消費者生活センター・区民センター・文	3年に	第2回	1~2名	全対象約110箇
化センター・障害者就労支援センター・	1 回	10月上旬	半日	所
児童館・保育園(出張所併設の区民・文		~11月下旬		
化センターは第1回に実施)				
35箇所程度				
学校・大田図書館・郷土博物館	3年に	第3回	1~3名	全対象約90箇所
30箇所程度	1 回	1月中旬	半日	
		~2月下旬		
計 110箇所程度				計 約295箇所

会計検査室では約25名のメンバーでおよそ300箇所ある検査対象のうち年間110箇所程度を自己検査している。検査項目は備品の出納・保管事務だけでなく、現金の出納事務、金券の受払事務も含まれる。

#### 新たに検出した事項

結果 • 意見区分

| 意見

#### 一般企業における物品調査の流れについて

一般企業における物品棚卸(一般企業では「固定資産棚卸」という)のフローは次頁の通りである。

#### 概要

大田区の物品棚卸は、各現場がそれぞれの判断で実施頻度、時期及び期間を決定し、バラバラに棚卸をして自己完結している。したがって、企業の固定資産棚卸のフローと大田区のフローを比較すると、①固定資産棚卸の方針決定・現場への通知と⑤全体の評価・報告のプロセスが完全に抜け落ちている。



棚卸計画を作成し、関係部門へ周知する。



#### ②固定資産棚卸の事前準備

固定資産一覧表を作成する。固定資産の配置図を作成するとともに、固定資産シールが全てに貼付されていることを確認する。



#### ③固定資産棚卸の実施



#### ④結果の集計・分析

棚差の原因を究明するとともに、除却・取替・修繕等の要否を検討する。



#### ⑤全体の評価・報告

棚卸実施本部が棚卸結果の集計・分析についてレビューし、会社として棚卸が有効に行われたか評価する。評価結果及び次回への改善事項を報告書へまとめ、経営者へ報告する。



#### ⑥財務情報への反映

(参考資料:「棚卸資産の管理実務」「固定資産の管理実務」いずれも新日本有限責任監査法人編 大田区として一般企業同様の物品棚卸をするためには、①固定資産棚卸の方針 決定・現場への通知と⑤全体の評価・報告のプロセスを追加することが必要であ る。そのためには、これらをマネジメントする部署が必要となるが、会計管理室

検出し 及び 東・ 意見 の内容 規定上も、物品の管理に関する指導統括は会計管理室が行うと明記されている。 会計管理室が指導的機能を発揮して、物品調査の方針を作成、全ての部署に周 知徹底させ、棚卸結果の集計・分析をレビューすることになれば、より組織的で 効果的な棚卸ができると思われる。

#### 【参考】

大田区物品管理規則

が適任であると考える。

(物品の管理に関する指導統括)

第3条 物品の管理に関する指導統括の事務は、会計管理者が行う。

## 【10】福祉部系債権

【着眼点】債権を属性分類し、その属性に応じた措置を講じているか。

## ここがポイント

**債権を施行規則に従って分類すること。規則が実態を反映していないのであれば規則改正をするべきである。** 

NO	21098 所管部署 福祉部福祉管理課
概要	福祉部系債権を含む区の債権は、大田区債権の管理に関する条例(平成18年3月20日条例第3号)により定義され、その管理につき、同施行規則(平成18年3月20日規則第22号)とともに定められている。 施行規則には債権の分類等として「区の債権は、次に掲げ区分に分類するものとする」(第3条第1項)と規定している。また、「前項の規定により区の債権を分類したときは、その区分に従って必要な措置を講じなければならない」と規定している(第3条第2項)。
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況
	結果・意見区分 結果
前監査人見解	情権管理システムにおいては、施行規則に定める債権の区分は行われていない。 条例、規則に基づき、当該区分に基づく分類を行ない、それに基づく管理を 実施するのか、それとも、実務上、当該区分が形骸化している場合には、条例、 規則等の廃止、変更につき検討することが必要と考える。 平成21年度以降、継続して毎年、大田区債権の管理に関する条例に基づき
置・対応 状況	債権の分類をし、不納欠損処理を行っています。
	現監査人の見解
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	は
糸	吉果・意見区分 結果
妥当性 判断の 理由是 び結果 ・意見の 内容	福祉管理課は債権管理システムで各種情報を有しているが、現状、施行規則 第3条第1項に定める債権の分類は行っていない。このため、「是正されてい ない」と判断した。 なお、上述した区の措置状況に記載の通り、区は、時効債権等の不能欠損処 理については条例に基づき適正に行っている。 前監査人見解の通り、是正されたい。

## 【11】債権の名寄せ

## 【着眼点】部局を超えた同一債権者の債権の一元化に取り組んでいるか。

#### ここがポイント

個人情報保護を配慮しながら、債権者毎の債権管理を徹底すること。

	①21104			福祉部福祉管理課		
NO	221110		所管部署	産業経済部産業振興課		
	321142			IJ.		
	大田区では債権	産の名寄せが出来	そていないため、!	以下の事象が発生する恐れが		
	ある。					
	債権		発生が予想さ	れる事象		
	①福祉部系債権	過去に福祉部で	で不納欠損として	取扱われた債務者が福祉部		
		の融資を申込む	β場合、債権管理ミ	場合、債権管理システムにある履歴により融		
資から排除することは可能である。しかし、他部局						
		業経済部におり	ける類似の貸付制	度に対して申込があった場		
概要		合、福祉部に間	引い合わせが無ける	れば判明しない。		
	②産業経済部系債	中小企業融資を	あっせん制度で不	「納欠損として取扱われた債		
	権 	務者が、福祉部	部で行う福祉政策	[を利用することが可能であ		
		る。				
	③産業施設使用料	1.4.12		をクリアできれば、大田区か		
		らの融資を受けられるため、例えば、工場アパートの使用料				
		, ,	る者でも融資を甲	込むことは制度上可能であ		
	る。					
	前監査問	<b>歩の監査人見解</b> と	:その後の区措置	• 対応状況		
	前 <b>監査</b> 時 結果・意見区分	<b>寿の監査人見解と</b> 意見	:その後の区措置	• 対応状況		
前卧本	結果・意見区分	意見		<ul><li>対応状況</li><li>ば個人情報審議会の審議を経</li></ul>		
前監査	結果・意見区分 大田区全体とし	意見しての債権管理の	観点から、例えば			
前監査人見解	結果・意見区分 大田区全体とし たうえでの申込時	意見 ての債権管理の 手の特定情報の検	の観点から、例えば 対索を可能化する	ば個人情報審議会の審議を経		
	結果・意見区分 大田区全体とし たうえでの申込時 局に問い合わせを	意見 ての債権管理の 手の特定情報の検	)観点から、例えり 食索を可能化する。 一定の方法の採用	ば個人情報審議会の審議を経 方法や、新規申込時には他部		
	結果・意見区分 大田区全体としたうえでの申込時 局に問い合わせを 区の対応状況は 債権	意見 ての債権管理の 手の特定情報の検 させる方法等の	)観点から、例えり 食索を可能化する。 一定の方法の採用	ば個人情報審議会の審議を経 方法や、新規申込時には他部 目が必要と考える。		
	結果・意見区分 大田区全体とし たうえでの申込時 局に問い合わせを 区の対応状況は	意見 こての債権管理の 持の特定情報の検 させる方法等の 以下の通りであ 不納欠損として	が観点から、例えば 京家を可能化する 一定の方法の採用 る。 対応状 て取り扱った債務	ば個人情報審議会の審議を経 方法や、新規申込時には他部 目が必要と考える。 :況 者の情報が、他部において必		
	結果・意見区分 大田区全体としたうえでの申込時 局に問い合わせを 区の対応状況は 債権	意見 ての債権管理の すの特定情報の検 させる方法等の 以下の通りであ 不納欠損として 要な情報か、ま	親点から、例えば 対応状 で で で で で で で で の 方法の採用 る。 対応状 で で 対応状 で で 大 で 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	ば個人情報審議会の審議を経 方法や、新規申込時には他部 目が必要と考える。 況 者の情報が、他部において必 議会において、貸付制度が違		
人見解	結果・意見区分 大田区全体としたうえでの申込時 局に問い合わせを 区の対応状況は 債権	意見 ての債権管理の 持の特定情報の検 させる方法等の 以下の通りであ 不納欠損として 要な情報か、ま う債務者の情報	親点から、例えば 対応状 で で で で で で で で の 方法の採用 る。 対応状 で で 対応状 で で 大 で 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	ば個人情報審議会の審議を経 方法や、新規申込時には他部 目が必要と考える。 :況 者の情報が、他部において必		
人見解	結果・意見区分 大田区全体としたうえでの申込時局に問い合わせを 区の対応状況は 債権 ①福祉部系債権	意見 ての債権管理の 手の特定情報の検 させる方法等の 以下の通りであ 不納欠損として 要な情報か、ま う債務者の情報 調査する。	の観点から、例えば 京を可能化する。 一定の方法の採用る。 対応状 で取り扱った債務 で、個人情報審認 対を、担当課を超れ	ば個人情報審議会の審議を経 方法や、新規申込時には他部 目が必要と考える。 記 者の情報が、他部において必 養会において、貸付制度が違 えて共有できるか、引き続き		
人見解	結果・意見区分 大田区全体としたうえでの申込時局に問い合わせを 区の対応状況は 債権 ①福祉部系債権	意見 ての債権管理の 持の特定情報の格 させる方法等の 以下の通りであ 不納欠損として 要な情報か、ま う債務者の情報 調査する。 福祉部だけでな	の観点から、例えば 対応状 一定の方法の採用 る。 対応状 で取り扱った債務等 で、個人情報審認 がな、担当課を超え なく他部局の貸付	ば個人情報審議会の審議を経 方法や、新規申込時には他部 目が必要と考える。 況 者の情報が、他部において必 義会において、貸付制度が違 えて共有できるか、引き続き 可収状況や税金、国民健康保		
人見解 区の措 置・対応	結果・意見区分 大田区全体としたうえでの申込時局に問い合わせを 区の対応状況は 債権 ①福祉部系債権	意見 ての債権管理の すの特定情報の构 させる方法等の 以下の通りであ 、以下の通りであ 不納欠損として 要な情報か、ま う債務者の情報 調査する。 福祉部だけでな 険料の滞納状え	の観点から、例えば 対応状 で定の方法の採用 る。 対応状 で取り扱った債務 で、個人情報審認 が、担当課を超え なく他部局の貸付 についての状況	ば個人情報審議会の審議を経 方法や、新規申込時には他部 目が必要と考える。 記 者の情報が、他部において必 議会において、貸付制度が違 えて共有できるか、引き続き 回収状況や税金、国民健康保 と共有化する必要性は認識		
人見解 区の措 置・対応	結果・意見区分 大田区全体としたうえでの申込時局に問い合わせを 区の対応状況は 債権 ①福祉部系債権	意見 ての債権管理の 持の特定情報の格 としての通りである。 不納欠損として 要債務者の情報 調査する。 福祉部だけでな 険料の滞納状況 している。今後	の観点から、例えば 一定の方法の採用 る。 対応状 で取り扱った債務等 で、個人情報審認 がな、担当課を超な なく他部局の貸付に についての状況 は、他部局と調整	ば個人情報審議会の審議を経 方法や、新規申込時には他部 目が必要と考える。 :況 者の情報が、他部において必 議会において、貸付制度が違 えて共有できるか、引き続き 可収状況や税金、国民健康保 と、共有化する必要性は認識 すべき検討課題である。		
人見解 区の措 置・対応	結果・意見区分 大田区全体としたうえでの申込時局に問い合わせを 区の対応状況は 債権 ①福祉部系債権	意見 ての債権管理の を すの特定情報の である 以下の通りであ 不納欠損として 要な情報者の情報 調査する。 福祉部だけでな 険料のである。今後 している。今後	の観点から、例えば 対応状 で変を可能化する。 一定の方法の採用 る。 対応状 であり扱った債務等 では、個人情報審認 では、担当課を超さ なく他部局の貸付に についての状況 で、他部局と調整 で、他部局と調整 で、他の規定により、	ば個人情報審議会の審議を経 方法や、新規申込時には他部 目が必要と考える。 :況 者の情報が、他部において必 議会において、貸付制度が違 えて共有できるか、引き続き 可収状況や税金、国民健康保 と共有化する必要性は認識 すべき検討課題である。 、滞納状況を工業振興担当か		
人見解 区の措 置・対応	結果・意見区分 大田区全体としたうえでの申込時局に問い合わせを 区の対応状況は 債権 ①福祉部系債権	意見 ての債権管理の検討では、以下の対しての特をである。 不納な情報等のものが、以下の類別をできる。 不納な情報者のできる。 では、情報では、できる。 はいいるのでは、できる。 はいいるのでは、できる。 はいいるのでは、できる。 はいいるのでは、できる。	の観点から、例えば 一定の方法の採用 る。 対応状 で取り扱った接 でな、担当課を超い では、他部局の貸付に に、他部局のの状況 では、他部局と調整 では、他部局により、 では、他の規定により、 では、他の規定により、 では、というには、	ば個人情報審議会の審議を経 方法や、新規申込時には他部 目が必要と考える。 :況 者の情報が、他部において必 議会において、貸付制度が違 えて共有できるか、引き続き 可収状況や税金、国民健康保 と、共有化する必要性は認識 すべき検討課題である。		

めがある場合には、目的外使用即ち区の機関内部での情報提供が可能となることから、工場アパートへの入居の際には、滞納が発生した場合、融資係に情報提供することについて、同意書の提出を求めていく。

#### 現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性

是正されていないがやむを得ない/是正が不十分/<mark>是正</mark>されていない/その他

結果・意見区分

意見

妥当性 判断の 理由 び結果 ・ 意見の 内容 大田区個人情報保護条例(条例第66号)第15条では、保有個人情報を利用の目的の範囲を超えて、区の機関内部で利用することを禁じている。但し、①本人の同意がある場合、②法令等に定めがある場合、③緊急事態の場合、④審議会の意見を聞いて公益上必要と認められる場合、については例外的に利用が認められている。

したがって、本人の同意を得るか、審議会の承認を得れば、他部署で保有する債権情報を利用することができるのにも関わらず、現時点では対応がなされていない。このため、「是正されていない」と判断した。

前監査人見解の通り、是正されたい。

## 【12】積立基金の積立て及び取崩し

## 【着眼点】積立て及び取崩しは適正に行われているか。

#### ここがポイント

実質的には積立てや取崩しは適正に行われている。但し、積立基金の運用については検 討すべきである。

NO	① 2 1 1 2 4 ② 2 1 1 2 5 ③ 2 1 1 2 6 ④ 2 1 1 2 7 ⑤ 2 1 1 2 8 ⑥ 2 1 1 2 9 ⑦ 2 1 1 3 0 ⑧ 2 1 1 3 2	所管部署	経営管理部企画財政課 地域振興部地域振興課 教育総務部教育総務課 教育総務部社会教育課 教育総務部大田図書館 都市基盤整備部都市基盤管理課 経営管理部企画財政課 福祉部福祉管理課
	9 2 1 1 3 3 10 2 1 1 3 5		経営管理部企画財政課 経営管理部経理管財課
概要		全条例においては	方な当該基金に関する条例や要綱が存 は大田区で設置している基金を列挙し ついて規定していない。
	前監査時の監査人	見解とその後の	区措置・対応状況
	結果・意見区分	意見	
前監査	積立基金に関しての条例	や要綱等を定め	って、その中で、取扱い(積立て及び
人見解	取崩し)等について具体的	に規定すること	が望ましい。
	前監査人見解に対する対	応は以下の通り	である。
	基金名		措置・対応状況
	③大田区立学校積立基金		に廃止し、「公共施設整備資金積立基金」
		に整理、統合し	-
区の措	│ ④大田区総合体育館整備資金積立 │ 基金	平成23年度末	に廃止。
置·対応	<u> </u>	「郷土博物館資	料収得積立基金の活用に関する取扱基準」
状況	金	(平成22年9	月3日教育総務部長決定)を定めた。
	③、④、⑤以外の基金		取崩を含む基金の取り扱いは、特段裁量の
		余地は無いもの	である。 金の取崩・積立にあたっては、常に予算に
			金の取崩・慎立にめたうでは、市に了鼻に
			いるものと考えるので、特に対応しない。
		田野士しる日か	7
		現監査人の見解	<b>f</b>
区の措置		その他 是正された ⑤以外は是正さ	れていないがやむを得ない
糸	吉果・意見区分 無し	,	

④は廃止のため「その他」とした。

地方自治法第214条第8項では、基金の管理及び処分に関し必要な事項は条例で定めなければならないこととしている。

妥当性 判断の 理由及 び結果 ・意見の 内容 大田区積立金基金条例は、特定目的の積立基金を一つの基金として条例を設置し、第1条で積立基金の目的と併せて、別表において個別基金の目的が明らかとなるよう名称を列記し、第2条以降で管理、運用、処分等の共通事項の規定を定めた形となっている。

企画財政課の意見は、「大田区積立基金条例は基金毎の個別具体的な目的は記載していないが、形式上、積立基金として地方自治法が規定する事項は定めており問題は無い。また、基金の積立て及び取崩しについては、必要の都度予算に計上し、区議会の審議議決を経ている。」とのことである。

個々の積立基金について条例化はされてはいないが、現状では、区議会の決議を経て適正に積立て・取崩しされているので、④、⑤以外は「是正されていないがやむを得ない」と判断した。

#### 新たに検出した事項

結果・意見区分

意見

#### 積立基金の運用について

地方自治法第241条第2項で、基金は確実かつ効率的に運用されることが 求められている。これを受けて、大田区積立基金条例第3条で、基金は最も確 実かつ有利な預金、有価証券で保管すると定めている。

積立基金の運用の悪さについては、大田監査委員から毎年指摘のあるところである。平成23年度の大田区の積立基金の運用利回はわずか0.218%しかなかった。ちなみに、他の地方公共団体では、杉並区0.824%、世田谷区0.343%、東京都0.283%という実績だった。(「平成23年度大田区各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書」より)

検出し な事結 果・意見 の内容

大田区の基金運用利回りがこのように低い原因は、基金の積立て・取崩しに関する資金計画がないため、会計管理室では長期の運用ができず、短期の定期預金による運用しか行っていないためである。例えば、減債基金は将来の公債費に充当する財源を確保するために計画的に積立てているものであるから、償還時期に合わせた基金運用計画があれば、短期の定期預金ではなく、長期のより有利な運用が可能となる。(「平成20年度大田区各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書」より)

積立基金については、積立てや取崩しだけでなく、基金運用計画に基づいた 安全で効率的な運用にも努められたい。場合によっては、前監査人が指摘した 通り、条例や要綱等を定めて、その中で運用方法について具体的に規定して、 適正に運用していくことが望ましいかもしれない。

## 平成22年度 負債(債務負担行為を含む)の管理について

#### 【1】地方債発行の判断基準

【着眼点】地方債発行の判断基準は妥当か、かつ区民に対する説明責任は適切か。

## ここがポイント

起債金額の妥当性や基金の活用内容を区民にできるだけ説明していくことが望ましい。

NO	2 2 A 0 1		所	管部署 経	<b>全営管理部企</b>	可財政課
	大田区が発行する地方債の残高推移は以下のとおりである。					
		<b>-</b>			(単/	位:百万円)
		12 年度末	13 年度末	14 年度末	15 年度末	16 年度末
概要	地方債合計	129,921	125,666	118,278	111,333	105,807
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			10 8 8 4	10 8 8 4		
	地士佳人到	17 年度末	18 年度末	19 年度末	20 年度末	21 年度末
	地方債合計	93,904	80,377	69,771	63,587	60,046
	<b>- 24 K4-</b>	+n+ ~ E+ + 1	日和しての必		L-H-JINNH	
	削監2	<b>압時の監査人</b>	見解とその後	の区措直・メ	<b>T心状况</b>	
	結果・意見区分	<b>治</b>	<b>片果</b>			
	個別の地方値	責発行につい	て、なぜ当該	事業に対して	て公債発行で	資金調達を行
	うのかにつき、	その判断基準	準が不明確で	ある。		
		+ <b>&amp;</b> 1.	田屋の海人科	· 字四十目)。	-), ~), LF , I	出力に石上)マナ
	・ 基金残局」 り、また、この				•	増加傾向にある芸芸の増加
	り、また、この傾向にある。こ					
	ある。このたる					_
前監査	に感じる。			この在内は		(200 4)
人見解	. ,2, - ,5					
<i>y</i> • <i>y</i> = <i>n</i> (	起債と基金の	の関係につい	ては、資金需	要あるいは資	資金調達にかれ	かる抽象論で
	終始するのでは	はなく、なぜ	当該事業に当	該金額の起債	責が必要なのだ	かという個別
	具体的な資料を		の考え方につ	いて説明可能	<b>能な状態にし</b>	ておく必要が
	あると考える。					
	(参考)					
	プライマリー・バラ					除いた収入と、過
	去に発行した公債な					
区の措	地力傾は、対額の経費を要す			D	=	つであり、多りが遊れる
置·対応	領の経賃を安 だ場合に、起信					
状況	ることで財源の		- ** * * * * * * * * * *			

る施設等を作るのに、現在の住民(現在世代)だけが一切の負担を負うことは 不合理であり、将来世代との負担の公平を図る機能も、財政運営上重要な役割 を担っており、地方財政法の規定に基づき発行するものである。

同法に基づき地方債の同意を行う趣旨は、当該事業に地方債を活用することが、その団体の財政運営に支障を与えることがないと判断される場合、地方財政全体またはその団体の財政状況救済に地方債の緊急避難的機能の発揮が必要不可欠の場合、施設整備等の経費負担において、将来世代負担を求めることが経費負担公平の原則から適当であると認められる場合などであり、これらを踏まえた特定の事業を適債事業としている。

区はこの同意に基づき起債を活用しており、どの事業に充当すべきかは、世代間の負担の公平性を確保する観点などから、受益が後年度に続く投資的経費の財源として適切に活用する、基本的な考え方は十分に説明可能なものである。

#### 現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性

是正されていないがやむを得ない されていない/その他

結果・意見区分

意見

起債と基金利用に関しては区担当者から、以下の説明があった。

- ・ 起債については地方財政法の規定に基づき行っており、財政基金の利用に関しては財政基金条例第6条でその処分(取り崩し)について定めている。
- ・ 起債対象事業は、予算フレーム作成段階で特別区債による財源措置可能な 事業(適債事業)を抽出したうえで、区長査定の中で判断している。
- ・ 個別の起債対象事業の判断、財政基金取崩額の判断については明文化され たルールはなく、年々の予算編成作業の中で判断している。

妥当性の理由は び結果の 内容

また、区が平成24年2月に公表したOTAシティ・マネジメントレポート(平成22年度決算版)において今後の行財政運営の方向性が示されているが、ここでも上記考え方が反映されている。レポートでは全庁をあげた財政構造改革の基本的視点への具体的な取組として以下4つを掲げている。

- 1. 中期財政見通作成・公表
- 2. 各部局の主体的取組みの促進と事務事業の検証・評価の推進
- 3. 基金を活用した年度間の財源調整
- 4. 特別区債の活用による世代間負担の公平性

上記3では基金の有効活用を、4では区債の積極的活用の方針が述べられている。

全体の予算編成の中で起債金額は区長査定を経て決定している性格が強く、 個別事業でそれぞれ起債金額を決定し積み上げをしているわけではない。予算 策定時に考慮すべき要素は様々であることから個々の事業に対するルール明文 化は困難である。 以上の理由により、「是正されていながやむを得ない」と判断した。

どのような判断に基づいて起債や基金利用を決めたかを説明することは必要である。区は、毎年の予算策定の中で起債金額の妥当性や基金の活用内容を区民にできるだけ説明していくことが望ましい。

## 【2】減税補てん債

## 【着眼点】いわゆる赤字公債を早期償還すべきか。

#### ここがポイント

区財政が大きく改善されない限り、現時点では困難。引き続き検討すべき。

NO	2 2 A O 3		所管部署	経営管理部企画財政課	
NO		わめる赤字		_ ·_ · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	区が発行しているいわゆる赤字公債の残高は以下のとおりである。 (単位:千円)				
			20年度末残高	<del></del>	
概要		<b>書</b>	11,293,		
	住民税等減税補てん		11,265,		
	臨時税収補てん債	13707	2,333,1		
	合 計		24,892,1		
	前監査時の監	宣査人見解 と	こその後の区措置	置・対応状況	
	結果・意見区分	意見			
前監査人見解	「区債現在高調書」 債」「(2)住民税等 ては、財政基金を使用 これらのいわゆるが 態にあるため、財政基 には優れている。 この 他」の赤字公債の発行 ち、地方財政法第5条 性のある赤字地方債を 値すると考える。	上の「2. 京城村で、	ん借換債」「(注 で ば で で で で は、足立 で は、足立 を で は、 と が 、 で は 、 と が 、 る ら ず 、 の よ の よ り る ら ら り る ら ら り る ら ら り る ら り る ら り る り る	の負担の転嫁」を行っている状 することが財政の健全化のため び江戸川区は、当該「2. その 行の一般的なセオリー、すなわ 呼来世代に負担を転嫁する可能 いているといえ、一定の評価に	
区の措 置・対応	の課題に直面している 運営は更に厳しさを増	。また <i>、4</i> 自している。	今後中期的に多額 こうした厳しい	と義務的経費の増加という二重 領の財源不足が見込まれ、財政 い財政状況においても行政サー の基金残高を確保しておく必要	
<b>状</b> 況	難と考えるが、住民税	党等減税補で れている。	てん債が都区財政 のも含まれる。	財政の健全性維持の観点から困 対調整制度における基準財政需 ことにも留意しながら、ご指摘	
		現監査	を人の見解		
区の措置	置・対応状況の妥当性	l	こいないがやむる い/その他	を得ない/是正が不十分/是正	
糸	吉果・意見区分	意見	, , ,		

妥当性 判断の 理由及 び結果 ・意見の 内容 基金の処分は、経済状況の変動による財源不足や災害復旧などに充当することとなるため、一定規模の残高は必要と考えられる。

今後、努力の結果財源が生じ、あるいは増収が生じたことで財政状況が改善された場合に早期償還の検討が必要となる。区が今後どのようなタイミングで早期償還実施するかについて、方針や基準を検討し区民に公表することが、区政には望ましい。検討されたい。

#### 【3】一部繰り上げ償還

#### 【着眼点】金利が高く、取得対象用地の時価が下落している地方債を早期償還すべきか。

#### ここがポイント

現時点での早期償還にはメリットがほとんどない。今後も早期償還を検討すべき。

NO	2 2 A 0 4	所行	<b>曾部署</b>	彩	E営管理	里部企画	可財政語	果
	区は以下の用地取得のために地方	債を発	行してい	ハる。				
		, , , , ,		- 0		(発行額	残金単位	: 百万円)
		年度	発行額	期間	借入先	種別 I	種別Ⅱ	21 残金
概	調布大塚小・小池小・羽田小用地	63	873	25	資金	義地	教債	234
要	調布大塚小・入新井第五小用地	101	364	25	資金	義地	教債	129
又	大森第六中学校用地	102	2, 546	25	資金	義地	教債	1,023
	大森第六中学校用地	103	2,655	25	資金	義地	教債	1, 204
	大森第六中学校用地	104	2, 546	25	資金	義地	教債	1, 215
	大森第六中学校用地	105	2, 546	25	資金	義地	教債	1, 333
	大森第六中学校用地	106	2, 546	25	資金	義地	教債	1, 422
	前監査時の監査人見解	とその	後の区	措置 •	状态技	況		
				., де	/-1/LU			
	結果・意見区分 意見							
	昭和63年度~平成6年度までは	こ発行し	た上記	2の用地	物件に	こ対応す	トる地力	方債につ
	いては、①その金利面が現状に比し	て高い	- L C	クチャラ	ごれの	目地の明	き価の-	下落が著
	しいこと、に鑑み、地方債の残高を				- '	1150.	.1 lm 42	1 10 10 10
前	しいこと、に塩か、地刀頂の次向で 	十分(こ	貝坯 9、	72 (	x) 🕠 。			
監		/=	H- 10 H- 1		Len		L 1 (H )	
査	これらのいわゆる建設公債は、時							
	状態になっている部分があるため、	当該部分	分につい	ヽては則	才政基金	金を利用	目して与	早期に償
人	<b>還することが財政の健全化のために</b>	は優れ	ている。	、また、	平成	2年当日	寺は、ノ	バブル最
見	盛期にあたることから剰余金の発生							
解								~ , - , -
	行して用地取得すべきであったかについて、今後公債発行が増加する状況において							
	は、ここでいったん検討を加えてお	S < 2 E :	が必要	である	と考え	る。		
	区債は、財源の年度間調整と世代	間の負	旦均衡	(経費負	自担公 <sup>3</sup>	平の原見	則) とい	いった2
区の	一つの機能を有しており、この機能を	適切に消	舌用する	ることり	は、財政	変運営	上大変重	重要なも
措	のである。							
置・						・ルルス		
状況	の差額にも留意しながら財政運営を						質遠する	ら考えに
は立ってはいないが、ご指摘の趣旨を踏まえ、今後検討していく。								
	現監査人の見解							
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	国人の	<b>九八件</b>					
区の	措置・対応状況の妥当 是正されてい	ないが	やむを	得ない	/是』	が不十	一分/長	是正され

ていない/その他

区担当者が、上記地方債について当初計画通り償還した場合と平成24年3月26

日で繰上償還した場合のシミュレーションを作成した結果が以下のとおりである。

意見

性

結果・意見区分

妥

#### 当初計画どおり償還の場合

	1111			<del></del>
- (	単	177	•	ш١
١ (	-	11/.		11/

	償還日時	償還元金	利子
1	Н24.3.26	86, 384, 878	26, 928, 630
2	H24. 9. 25	89, 365, 157	23, 948, 351
3	Н25. 3. 25	92, 448, 254	20, 865, 254
4	Н25. 9. 25	95, 637, 719	17, 675, 789
5	Н26. 3. 25	98, 937, 221	14, 376, 287
6	Н26. 9. 25	102, 350, 555	10, 962, 953
7	Н27. 3. 25	105, 881, 649	7, 431, 859
8	Н27. 9. 25	109, 534, 566	3, 778, 942
合計	(総支払額)	780, 539, 999	125, 968, 065 A

平成24年3月26日に繰上償還した場合 (単位:円)

	償還日時	償還元金	利子(補償金)	
1	Н24.3.26	86, 384, 878	26, 928, 630	利子
2~8	繰上	694, 155, 121		補償金
合計	(総支払額)	780, 539, 999	123, 121, 237	В

A - B = 2,846,828

計画どおりの償還と繰上償還の利子支払差額はおよそ 284 万円であり、早期償還によって区の予算枠が狭まり他の事業へ予算が回らなくなる影響を考慮すれば、現時点での早期償還のメリットはあまりない。あるいは、借換措置として地方債を新たに同額発行しても利息や手数料は別途発生するため、284 万円の差額はさらに小さくなるか、もしくはこれをオーバーする可能性もある。

ただ、これらの検討を今後も随時行っていくことは区財政の健全化を目指すために 必要である。引き続き、早期償還のメリットを考慮されたい。

## 【4】歳計外現金について

## 【着眼点】歳計外現金を負債計上していない現状の処理は妥当か。

#### ここがポイント

歳計外現金の重要性を検討し、負債計上可否を判断すべき。

NO	2 2 A 1 4	所管部署	経営管理部企画財政課
概要	改訂モデルの規定 327. には以下は、現状のところこの記載がみられる 327. 重要な歳計外現金がある場当該負債を示す名称を付した利	のような記載が いない。 場合は、その <b>N</b> +	みられるが、大田区において 1年度支出予定額について、
	ならない。 	その後の区措置・	対応状況
			, <b>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </b>
	結果・意見区分 結果		トレーマタチのサブルオンナ
前監査人見解	平成21年度の包括外部監査に表 在し、これらの財産を民間等へ対 判明している。このうち、例えば、 施設等の賃貸借については、各条係 保証金等として預かっていることが これらの資金については「会計事務 の処理がなされているとのことであるとも その総額を把握し、重要であるとも 記規定に従い、負債としての計上を	して貸付等を行っ 区営・区民住宅 列等に従い幾ばく <sup>3</sup> 判明している。 多の手引」により あった。少なくと 判断された場合に	でいるケースがあることが こや工場アパート・創業支援 かの資金を、敷金あるいは 昨年度の監査調書によれば、 「歳入歳出外現金」として さも、当該部分については、 には、負債に相当するため上
区の措 置・対応 状況	総務省方式改訂モデルの作成にで 実務研究会報告書の記載に則って名 歳計外現金については、残高が見金につ談り は、流動資産の歳計外現金に大いる。 は、流動資産理解している。 生することと理解して実務でしている。 書類作成事務の負荷を考慮しないる。 開示と、」としている。 開示と、」としているといる。 は、な有財産の整備財かつとを、 がある。」としてまる。 は、なるとしている。 は、なるといる。 は、なるとしてもる。 は、なるといる。 は、なるといる。 は、なるといる。 は、なるとしている。 は、なると、 は、なる。 と、こ。 と、こ。 と、こ。 と、こ。 と、こ。 と、こ。 と、こ。 と、こ	ト勘定科目の計上な 対政運ととは、「 を を を を を を を を を を を を を	をしている。 影響がある額となる場合に 固定または流動負債として計 著方式改訂モデルは、財務 発生主義による取引情報を、 一、 一、 一、 一、 一、 において、 において、 において、 において、 において、 において、 において、 において、 において、 において、 において、 において、 において、 において、 において、 において、 において、 において、 にい

を高めていく。

#### 現監査人の見解

区の措置・対応状況の妥当性

是正されていないがやむを得ない されていない/その他

結果・意見区分

意見

平成22年度末(平成23年3月31日)現在の歳計外現金は以下のとおりである。

(単位:千円)

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
区分	金額
保証金(賃貸契約保証金等)	694, 816
保管金(職員源泉徴収所得税、都非費職員旅費等)	289, 963
公売代金	_
遺留金	4,603
その他歳計外現金(都民税等)	12, 160, 147
歳計外現金合計	13, 149, 531

前監査時と同じく、現在においても区では歳計外現金は負債計上されていない。平成22年度末の貸借対照表に計上されている負債合計金額は、101,116,689千円であり、もし歳計外現金を負債計上すれば下記のとおり負債に占める割合は約11%となる。

13,149,531 千円÷ (101,116,689 千円+13,149,531 千円) =11.5%

年度末現在、当該現金の管理責任は区にあるため預り金を有していることと同じであり、質的重要性の検討が必要である。また、計上すれば負債の 10%以

上を占めることで、金額的重要性の検証は必要である。区に帰属する現金ではないという理由で区は負債計上していないが、重要性の点に関する検討は不十

分である。

総務省新地方公会計制度研究会報告書では、地方公会計が準拠すべき指針として「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」という2つの作成方式を示している。大田区は作成労力軽減のメリットがある「総務省方式改訂モデル」を採用しており、このモデルでは前述のとおり、重要性のある歳計外現金がある場合に負債計上を求めている。

一方「基準モデル」は資産管理の面で有用とされているが、歳計外現金は負債計上が原則である。したがって、歳計外現金の負債計上は財政状況を示す情報として有用性が高い。

区は重要性を詳細に判断し、もし計上しない場合であっても、注記で一定の 情報を公表するなどの対応を検討すべきである。

妥当性 判断の及果 ・意見の 内容

## 平成22年度 人件費(福利厚生等を含む)について

#### 【1】大田区特別職報酬等審議会審議事項

#### 【着眼点】特別職の報酬決定ルールは明確か。

#### ここがポイント

特別職のうち、議員、区長、副区長以外の監査委員、教育委員、選挙管理委員等についても審議会の審議事項の対象とする方が望ましい。

NO	2 2 B 0 3	所管部署	経営管理部総務課		
概要	特別職のうち、議会の議員の報酬の額、区 が諮問する大田区特別職報酬等審議会におい が条例を議会に提出し、議決を経て決定され	て審議され、			
	前監査時の監査人見解とその後の区	措置・対応状	沈		
	結果・意見区分 意見				
前監査人見解	大田区特別職報酬等審議会の審議事項は議び副区長の給料の額である。しかし、特別職 查委員、教育委員、選挙管理委員がいる。監 も特別職であり、これらの特別職について大 項としていないことには積極的な理由を見出	は議員、区長 査委員、教育 田区特別職報	を、副区長以外にも監 で委員、選挙管理委員		
	その他の特別職の給料についても議員の報言 大田区特別職報酬等審議会に審議を諮ったう。 決定するべきであると考えられる。	えで、区長が	条例を議会に提出し、		
区の措 置・対応 状況	大田区特別職報酬等審議会では、公選によ し、区長と一体となって執行機関を指揮する いるが、行政委員会の委員等については、答 容を横引きして適用、改定している経緯があ	副区長の報酬 申における区	∥等を審議事項として		
	23区でも、常勤の監査委員、教育長の報酬があるが、実質的に、区長・副区長の改定率	т — да голи ,	дии		
現監査人の見解					
区の措置	遣・対応状況の妥当性	むを得ない/	/是正が不十分/是正		
糸	吉果・意見区分 意見				
妥当性 判断の 理由及	一般職の給与等については、民間の給与実 別区人事委員会の勧告を受け区議会の審議を 職のうち、議会の議員の報酬の額、区長及び	経て条例で定	<b>E</b> められる。一方特別		
び結果・意見の	する大田区特別職報酬等審議会において審議	され、その答	等申を受け区長が条例		

#### 内容

を議会に提出し、議決を経て決定されている。

特別職のうち、議員、区長、副区長以外の監査委員、教育委員、選挙管理委員等については報酬について明確な決定方法がない現状からは、前監査人指摘のとおり審議会の審議事項の対象とする方が決定過程が明らかになり、望ましいと考える。特別職の中でも常勤の職にあるものは特に必要性が高いと判断する。

#### 【2】大田区特別職報酬等審議会会議の公開

## 【着眼点】審議会の審議内容は原則公開されているか。

#### ここがポイント

審議会を非公開とするのは、区民が納得する公益上の理由等が必要。

NO	2 2 B 0 4		
概要	特別職のうち、議会の議員の報酬の額、区長及び副区長の給料の額は、区長が諮問する大田区特別職報酬等審議会において審議され、その答申を受け区長が条例を議会に提出し、議決を経て決定されている。		
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況		
	結果・意見区分 意見		
前監査人見解	大田区においては特別職報酬等審議会の会議については、公開が行われておらず、また、審議会の議事録についても公開されていない。また、会議が公開されていないため、審議会がいつ開かれるのかまた開かれたのかについても情報を公開していない。 特別職報酬等審議会の審議事項は議会の議員の議員報酬であり、また区長及び副区長の給料の額であり、決定された議員報酬、区長及び副区長の給料は公開されるものである。そのため特段に特別職報酬等審議会の会場を非公開とすることも、特別職報酬等審議会の議事録を非公開とすることにも合理性は認められない。		
	むしろ積極的に特別職報酬等審議会の会議の日程を知らせ、会場を公開し、 議員報酬、区長及び副区長の給料をどのように審議されているかを区民に明ら かにすることが必要であると考えられる。また会議が公表されることに審議会 の場で、より活発な議論が期待できると考えられる。 これと同じ理由から特別職報酬等審議会の審議の議事録についても公表する ことが必要であると考えられる。		
区の措 置・対応 状況	会議、議事録の公開は、自由な審議を行っていただく趣旨から、現在のところ考えていないが、会議の中での審議内容、意見等については、答申中に盛り込まれ、答申書は、現在、報道機関への情報提供や一般の閲覧希望にもこたえている。 また、答申書には、委員名が記載されているが、「意見5)の構成メンバーの公表」とあわせて、答申書の公開の方法等について検討する。		
現監査人の見解			
区の措置	是正されていないがやむを得ない/ 是正が不十分/ 是正 されていない/ その他		
糸	告果・意見区分    意見		

審議事項を公開することは次の点から重要と考える。公開することに大きな 支障はないと考えられることから、早急に検討されたい。

- ・区民の生活は、景気後退によりより今後ますます厳しくなることが予想される。議員及び区長等の職責により報酬のみではその妥当性を判断することはできない。
- ・一般的には以下のことが審議されると考えられ、これらを区民に説明することで区民に大田区行政の理解を高めることができる。
- ① 特別区人事委員会勧告の趣旨を考慮
- ② 他の特別区との均衡
- ③ 社会経済状況、区の財政状況
- ④ 特別職の重要性

妥当性 判断の 理由及 1

⑤ 大田区の抱える特殊事情 等

理由及び結果

・意見の

内容

上記の意味からも積極的な公開をすべきと考える。

なお、インターネット上で確認できた他区の会議録・答申は以下のとおりであり、より広く公開する趣旨に合致している。

(○はインターネットで閲覧可能)

	審議会会議録	答申
千代田区	0	0
中央区		0
新宿区	○ (要旨)	$\circ$
文京区		0
目黒区	0	0
世田谷区	0	0
中野区		0
豊島区	0	0
北区		0
葛飾区	○ (要旨)	0

## 【3】定数管理と予算作成との連動

## 【着眼点】現場の創意工夫を引き出す仕組みになっているか。

## ここがポイント

具体的な数値を提示することで、現場が具体的に検討する材料を提供する。

NO	22B14 所管部署 経営管理部企画財政課		
概要	大田区における定数管理については、各部局から「所要人員計画書」として まとめられた一連の書類について、「組織構成」「計画内容」「予算事業」「現 状との対比」などに基づき現場の要望を吸い上げ、この内容に執行部としての 将来的な定数計画等の観点や事業のあり方からの検討を加え、組織計画・人事		
	計画等として具体化させていくという手続きを踏んでいる。		
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況		
	##・意見区分 意見 意見		
前監査人見解	地方自治法第2条第14項「最少の経費で最大の効果を挙げる」、あるいは 同法同条第15項「組織及び運営の合理化」と「その規模の適正化」を考える 予算組みをするためには、当該「所要人員計画書」のいずれかのシートに金額 面での数値も落とし込み、行うべき事業にどれだけの人件費がかかるのかを把 握できる形式にすべきである。 なぜなら、そのような人件費という金銭面も含めた定数管理を行わなわなけ れば、非常勤化、外部化等でどれだけのコストの削減が実現できるのかについ て、「所要人員計画書」のいずれかのシートに金額面での数値も落としこむ形 式をとらないと経費の削減に関してのインセンティブが生まれず、業務に関し ての所要人員の要望ばかりが高まるという結果になりかねないからである。 また、現在の状況においては、非常勤化、外部化等でどれだけのコストの削 減が実現できたのかについて、職員人件費の平均値を使ったいわば大雑把な計 算しかできておらず、その効果の測定が詳らかとはいえない。		
区の措 置・対応 状況	標準的な人件費(職層別標準給等)を職層別に示すことにより、部局において、部局が行う事業にどれだけの人件費がかかるのかを一定の基準額をもとに把握できるようにしている。 また、部局から提出された所要人員計画書で把握できる小事業名ごとの人件費と当初予算額における小事業名ごとの事業費の総コスト的見地からの検証を試行している。		
現監査人の見解			
区の措置・対応状況の妥当性			
糸	吉果・意見区分    意見		
妥当性	"大田区職員定数基本計画(平成23年度~平成25年度)1. 計画策定の		
判断の	目的"には、"行政需要が増大する中、財政面では減収局面を迎える一方、		
理由及	義務的経費の増加という課題に直面している。" "これまで以上に最少の		

#### び結果 ・意見の 内容

経費で最大の効果を発揮できる効率的・効果的な組織及び運営の合理化を図っていくことが求められる。"と記載されている。このような観点で組織・運営の見直しを図っていくためには、現場での創意工夫を最大限発揮させ、その実現を目指すことが必須と考える。この点から前監査人見解のとおり、事業を統括して管理する課長レベル以上については、自己が責任を負う事業全体で人件費がどれほどかかっているのかを把握できる形式にすべきである。

そして、例えば区全体の人件費削減目標率に基づく各課長別の具体的な削減値を提示することが望ましい。これによって職員定数基本計画に記載された"事務事業のスクラップ・アンド・ビルド、業務プロセスの見直し、行政サービスのアウトソーイング等、内部努力を計画的に進める"機運が現場から発生すると期待される。検討願いたい。

## 【4】カフェテリアプラン等の実際の運用について

## 【着眼点】名義貸の防止のためのチェックは適正に行われているか。

#### ここがポイント

本人利用を確認するため、領収証の宛名はフルネームが必須。

NO	2 2 B 2 1	所管部署	経営管理部人事課
概要	カフェテリアプランは、所定の予算内で、のを自由に選択することができるという職員な福利厚生メニューをポイント制で提供し、ントの範囲内で自分が必要とする福利厚生メとができる。  カフェテリアプランについては差額精算力されている。キャッシュバック方式は事後申用料金全額を支払い、会員名義の領収書を受添付)を記入のうえ、文化会事務局へ提出す利用相当額が会員の福利口座に振込まれる、	厚生制度では 関連 関連 関連 で で で で で で で で で で に い た い に り に り た い の り り に り に り り り り り り り り り り り り り り	である。利用可能な様々 かじめ与えられたポイ 自由に選んで利用するこ シュバック方式が採用 おり、a利用施設等に利 青書に必要事項(領収書 青書審査後に、ポイント
前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況			
	結果・意見区分 意見		
前監査人見解	「名義貸し」に対する防衛策について ヒアリングによれば、当該キャッシュバック 添付」以外にも運用上、会員カードの提示、 とのことである。 差額精算方式でも「名義貸し」は可能である 収書の添付」に確認の主眼が置かれており、 ら、より安易な「名義貸し」が可能な手続き 算方式、キャッシュバック方式とも「名義貸 があると思われる。	番号の記載 るが、キャッ また、事後 となってV	は等が必要となっている シュバック方式は、「領 き申請であることなどか いると思われる。 差額精
区の措 置・対応 状況	領収書は、利用し支払いをした本人に発行 宛名については、文化会事務局及び審査機関 は会員のフルネームが必須になっており、他 また、但し書きも必須項目となっており、 かについても審査を行っている。 領収書の宛名が空白、氏のみ、また本人以 は、申請者に返却し、キャッシュバックの充 る。	間で審査をし 人の宛名は カフェテリ J外の氏名の	でいる。領収書の宛名 不可としている。 アメニューに該当する 記載がある領収書など
現監査人の見解			

区の措置・対応状況の妥当性

是正されていないがやむを得ない/ 是正が不十分/是正 されていない/その他

結果・意見区分

意見

妥当性 判断み び ・ 意見の 内容 キャッシュバック方式に使用される"カフェテリア補助金(ポイント)申請書"のサンプリング調査を行ったところ、領収書の記載内容等概ね適正に処理されていた。

但しチケット購入補助については"チケットの半券で利用施設・利用日・金額が分かる場合は、領収書の代替とします。"との取扱いが行われており、映画や公演等のチケットについては上記の区対応が行われていない。

チケットについては少額のものも多いが、名義貸し防止の最低限の措置として本人宛領収書を要求する以上、上記区対応を徹底されたい。

## 【5】帳簿の不整合について

## 【着眼点】帳簿は適正に作成されているか。

#### ここがポイント

帳簿を定期的組織的にチェックする体制を構築する。

NO	2 2 B 2 2 所管部署 経営管理部人事課
概要	大田区職員文化会の決算書について問題がある。一般会計の平成14年度に
	おける次期繰越利益は 32,891,361 円となっているが、平成15年度における前
	期繰越利益は 33,445,000 円となっており、年度繰越の間に 553,639 円増大して
	いる。
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況
	<u> </u>
	結果・意見区分 結果
	今回の調査によれば、平成15年度に発生した帳簿と通帳上の不一致につい
	ては、今回の包括外部監査までその事実が見逃されてきた。これだけ長期間に
	わたって勘定不一致の事実が発覚しなかったということは、決算書類作成担当
	者がどのような照合を行っていたのか疑問である。
前監査	加えて、大田区職員文化会では、決算に当たり監事の監査を受けており、「平
人見解	成**年度の決算監査を実施した結果、諸帳簿及び証拠書類等の整理は良好に
	行われており、現金の保管も預金通帳との照合の結果、誤りのないことを確認
	しました」という内容の監査報告の提出も受けている。しかし、これが文字通
	りの意味をなしておらず、十分に機能していなかったことが明らかになった。
	専門家による監査の導入等、公費が投じられている当該職員文化会の決算の
	適正化を図る必要がある。
	平成22年12月3日開催の職員文化会理事会・評議員会において、決算書
区の措	の是正について承認された。是正後は、帳簿と通帳上に不一致が生じないよう、
置•対応	出納整理期間について現金出納簿の記載方法を改めた。
状況	併せて、記載誤り等の早期発見に繋がるよう、四半期毎に帳簿と通帳の点検
	を実施する。
	現監査人の見解
	是、対応状況の災火性 是正されていないがやむを得ない/ 是正が不十分/ <mark>是正</mark>
区の措置・対応状況の妥当性 されていない/その他	
結果・意見区分 意見	
妥当性	出納整理期間の帳簿フォームを改訂する等改善への努力は認められるが、N
判断の	O. 17009にも記載のとおり、決算書の表示誤りや帳簿の誤記等事務処理
理由及	のレベルは高いとは言えない。日常の定期的な内部点検を徹底させるとともに、
び結果	第三者の監査も必要と判断される。検討されたい。
・意見の	
内容	

## 【6】繰越金残高について

## 【着眼点】繰越金は適正な規模か。

#### ここがポイント

年度歳出額の3倍を超える繰越金は過大であり、助成金水準を再考する。

NO	22B23 所管部署 経営管理部人事課
NO	平成22年3月31日現在、少なくとも、大田区職員文化会では436,028,453
	円、大田区学校現業文化会では9,087,476円の預金残高を有している。したがっ
	「1、八田色子仅先来文化会では 5,001,410 「100 頂並及同で有している。 したがり   て、
概要	・436,028,453/5,035(便宜的に20年度会員数)=86,599 円(職員文化会)
	· 9,087,476/64=141,992 円(学校現業文化会)
	という残高が会員一人あたりの繰越金として残されている。
	という人間が五兵・八のたうの株圏並として人にもしている。
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況
	結果・意見区分 意見
	この繰越金の大きさが問題である。
前監査	繰越金をカフェテリアプランのポイント付与額に充当する方法、繰越金を大
人見解	田区あるいは会員に返還する方法、負担金の一時的凍結をする方法等、繰越金
	のあり方を再考する必要があるように思われる。
	今後、福利厚生事業への区助成金の確保は大変厳しい状況下にあると認識し
	ており、そのためにも繰越金をより有効に活用していく方針である。
マの性	これからも引き続き、職員文化会の予算や事業内容について、真に職員の福
区の措置・対応	利厚生に沿ったものであるか等、専門委員会をはじめとして機会ある毎に点
状況	検・見直し等を行く。
	平成24年度の区交付金は1,200万円(事業者:会員の負担割合0.8:1)減
	額されている。カフェテリアプランポイントについても、22 ポイントから 21
	ポイントに減じる見直しを行った。
	現監査人の見解
	■ + 1 + 1   1   1   2   1   1   2   1   1   1
区の措置	置・対応状況の妥当性 されていない/その他
糸	吉果・意見区分    意見
	平成24年3月31日現在職員文化会は422百万円の預金残高を有している
妥当性	(平成23年度未払金46百万円余含む)。平成22年3月31日現在の436百
判断の	万円(平成21年度未払金44百万円含む)とほぼ横ばいである。
理由及	
び結果 •意見の	前監査人の報告書によれば"大田区職員文化会における現行のポイント付与
内容	額 22 ポイント(1 ポイント=1,000 円)というのは、繰越金を低減させるため
1.14T	に行っている期限付きの措置であり、数年後には現状の繰越金は解消される見

込みである"との区側の説明があった。

平成23年度の職員文化会の決算によれば、歳出は138百万円であり、資金残高は3年程度の歳出を賄える水準である。現下の経済状況等からカフェテリアプランポイントについて22ポイントから21ポイントに減じることから、当面助成金のストップ或いは大幅な削減も必要と考える。検討されたい。

#### 新たに検出した事項

#### 結果・意見区分

結果

## 概要

学校現業職員文化会が平成23年度末で解散し、職員文化会に統合されたが 残余資産の処分に問題がある。

学校現業職員文化会が平成24年度に職員文化会に統合される際、剰余金は 次のように処分された。

# 検出し項 たび意見 の内容

- ① 大田区職員文化会の一人当たり資産に相当する額に会員数を乗じた額を大田区職員文化会へ持参する。
- ② ①を除いた剰余金は、会費と交付金の割合を踏まえ、2分の1を大田区現業職員文化会会員に返還し、2分の1を大田区職員文化会への持参金に加える。

上記②については、交付金は大田区職員文化会が支出したものではなく、区が支出したものであるから、区に返還するのが正当である。適正に処理されたい。

(参考)

平成 23 年度末学校現業職員文化会剰余金918 万円処分内容職員文化会持参金(上記①対応)477 万円会員への返還金(上記②対応)221 万円職員文化会追加持参金(上記②対応)221 万円

#### 新たに検出した事項

#### 結果・意見区分

意見

概

預金残高を一覧することが出来る資料が存在しない。

検出し を事び 果・意見 の内容 職員文化会の財産調書には積立金と備品が記載されている。このうち積立金は"職員文化会積立金(事業資金)"として職員文化会の定期預金残高が記載されている。

しかし、職員文化会は普通預金も設定しており、この残高は財産調書に記載されていない。平成23年度末では定期預金300百万円、普通預金122百万円である。全預金残高を網羅した資産状況を一覧できる資料は監査や補助金審査に必須であり、このような一覧性のある資料を常備されたい。

## 【7】区の助成金と会費について

## 【着眼点】助成金は適正に算出されているか。

#### ここがポイント

途中採用・途中退職者の助成金は、在職期間に応じ月割で計算する。

NO	2 2 B 2 5 所管部署 経営管理部人事課		
概要	区の助成金については会員1名につき年12,000円を一律に支払う(年払い) ことになっているのに対して、会員の会費は給与から天引き徴収のため月額の 支払となっている。		
	前監査時の監査人見解とその後の区措置・対応状況		
	結果・意見区分 意見		
前監査人見解	途中採用・途中退職などが発生した場合には両者は必ずしもイコールとはならない扱いとなっていると思われる。区の助成金についても月額払いと改め、 会員の不存在期間の支払いを中止するなど、理論上の整合性を保つべきである。		
区の措 置・対応 状況	大田区職員文化会に関する条例第2条「区は、・・・毎年度予算の範囲内で 交付金を交付する。」と定めている。区からの交付金については、文化会事業 の適正な運営に活かしている。(人事課)		
	大田区学校現業職員文化会では平成23年度に中途退職者が発生した際、区 助成金は月額単位とし、会費との整合性を取った。(教育総務課*なお、大田 区学校現業職員文化会は平成23年度末に解散)		
	現監査人の見解		
区の措置・対応状況の妥当性			
結果・意見区分    意見			
図の助成金も会員の在籍期間に応じ支出するのが適正であり、学校現業職員 文化会はそのような運用を行ってきている。職員文化会についての助成金算出 基準も改善されたい。 現状の職員文化会の処理は、区民感覚からすると金額の多寡によらず、理解 を得ることはできない。区民に対する区政の理解を求め、区民に対しても納税 等について厳格な処理をしていくためには助成金のあり方についても踏み込ん だ対応も必要と思慮する。			

以上